

高齢者分野

# 女川町

# 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

第8次

第7期

町民が支え合い  
誰もが生涯いきいきと暮らせるまち  
おながわ



支え合い  
ともに生きる  
まち

いきいき  
活動できる  
まち

最期まで  
安心して暮らせる  
まち

いきがいを  
持って暮らせる  
まち

平成30年3月  
女川町



## はじめに

東日本大震災から7年が経過し、平成30年度は「女川町復興計画」の計画期間における本格復興期の最終年度となります。宅地・災害公営住宅の供給は大きく前進し、造成を終えた高台団地では、日々目覚ましく住宅建設が進んでいます。

平成30年春には、すべての災害公営住宅が完成し、今後は永続的なまちづくりに向け、地域コミュニティづくりを進めてまいります。

これから本町で一人ひとりの町民が、ますます明るく元気に暮らせる地域となるためには、地域のさまざまな資源を有効に活かしながら、町民全員が参加する地域づくり（女川町型地域包括ケアシステム）が必要とされることです。

今回策定した高齢者分野の本計画は、「町民が支え合い 誰もが生涯いきいきと暮らせるまち おながわ」を基本理念とし、すべての高齢者が生涯にわたり、いきがいを持ちながら健やかで安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

そのため、介護保険制度の持続可能性の確保とともに、介護予防・重度化防止の取組（女川げんきプロジェクト）の推進、地域での支え合いの仕組みづくり、医療と介護の連携、地域ケア会議の充実、認知症の人とその家族を支える仕組みの充実などを図ってまいります。

結びに、本計画の作成に当たり、アンケート等で貴重な御意見、御提言をいただきました町民の皆様、熱心な御審議をいただきました女川町老人等保健福祉計画推進委員会及び女川町介護保険運営委員会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成30年3月

女川町長 須田善明





# 目次

第1部 計画の概要 .....	1
第1章 計画の背景と趣旨 .....	3
1 計画の背景 .....	3
2 計画の目的 .....	5
3 計画の位置づけと構成 .....	7
4 計画の期間 .....	8
5 策定体制 .....	9
6 計画の進行管理体制 .....	10
7 制度改正の動向 .....	11
第2章 女川町の高齢者を取り巻く現状と課題 .....	14
1 人口・世帯数 .....	14
2 高齢者の状況 .....	17
3 介護保険サービスの状況 .....	20
4 女川町の医療・介護の状況 .....	26
5 アンケートにみる高齢者の生活・ニーズの状況 .....	33
6 在宅介護実態調査 .....	40
7 第6期計画での取組み .....	44
8 計画の課題と方向性 .....	52
第3章 計画の考え方 .....	54
1 計画の基本理念 .....	54
2 まちのすがた .....	55
3 基本目標 .....	57
4 計画の体系 .....	58
5 本計画で、重点的に取り組むこと .....	59
第2部 高齢者福祉施策の展開 .....	61
第1章 明るく元気なくらしの実現 .....	63
1 生きがいづくり・健康づくりの推進 .....	63
2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 .....	65
3 コミュニティでつながる仕組みづくり .....	67

第2章	住み慣れた地域での暮らしを実現する仕組みの充実	72
1	地域包括ケア体制の整備・充実	72
2	生活支援・在宅介護支援の充実	74
3	在宅医療と介護の連携強化	75
4	認知症の人と家族を支えるまちづくり（新オレンジプランの推進）	77
5	家族介護者への支援	80
第3章	安全で安心なまちづくりの推進	81
1	安心できる住まいとまちの実現	81
2	助け合い・緊急時に備えるまちづくり	82
3	外出しやすい環境づくり	84
4	権利擁護の充実	85
5	離島地区に住む高齢者等への支援	87
第3部	介護保険事業計画（第7期）	89
第1章	介護保険事業計画（第7期）の基本的考え方	91
1	女川町の介護保険における保険者機能の強化	91
2	日常生活圏域の設定	92
3	介護給付の適正化	93
4	自立支援・介護予防・重度化防止の取組みと評価指標	94
5	サービスの質の向上及び介護人財の確保・育成	97
6	円滑な制度運営のための情報提供・発信	98
第2章	介護サービスの見込み	99
1	推計の流れ	99
2	被保険者及び要介護認定者の見込み	100
3	各サービス利用量の推計等	103
4	給付費等の見込み	113
5	地域支援事業費の見込み	114
6	市町村特別給付等について	115
第3章	介護サービスの体制充実	116
1	介護保険料の設定	116
2	介護保険制度の安定的な運営	120
3	介護納付金における総報酬割制の導入	121

第4部 計画の推進体制 .....	123
第1章 推進体制の充実 .....	125
1 老人等保健福祉計画推進委員会・介護保険運営委員会 .....	125
2 地域包括支援センター運営協議会の充実 .....	125
3 関係機関・組織・団体との連携強化 .....	126
4 町民参加の推進 .....	126
第2章 地域づくりの推進体制の充実 .....	127
1 地域マネジメント・ケアマネジメントの推進 .....	127
2 地域ケア会議の充実 .....	127
資料編 .....	129
1 検討体制 .....	131
2 検討経緯 .....	133
3 介護保険サービス .....	135
4 用語集 .....	139





## 第1部 計画の概要



# 第1章 計画の背景と趣旨

## 1 計画の背景

### (1) 「女川町復興計画」の策定

本町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震と津波で多くの町民が被災し、町中心部も甚大な被害を受けました。町では平成23年9月に「女川町復興計画（平成23年度）」を策定し、復旧や復興に向けた取組みを展開しています。

復興計画の中では、保健福祉の視点から復興まちづくりを進めるに当たり、次のような基本理念、基本目標、復興方針を踏まえて、施策を進めています。

図表1-1-1 女川町復興計画の概要

#### 【基本理念】

町民の皆さんのいのちを守る「減災」という考え方を基本として、豊かな港町女川の再生をめざします。

#### 【基本目標】

とりもどそう 笑顔あふれる女川町

#### 【復興方針】

- 1 安心・安全な港町づくり《防災》
- 2 港町産業の再生と発展《産業》
- 3 住みよい港町づくり《住環境》
- 4 心身ともに健康なまちづくり《保健・医療・福祉》
- 5 心豊かな人づくり《人材育成》

#### 【復興方針4の主要施策】

- (1) 避難所、応急仮設住宅での健康被害の予防
- (2) 心のケアの実施
- (3) 保健・医療・福祉の連携による保健サービスの提供
- (4) 地域に根差した包括的な医療サービスの提供
- (5) 生活環境に応じた町民の自立した生活の支援
- (6) 地域医療・保健・福祉施設の整備と安全性の強化

高齢者福祉関連の計画としては、「女川町復興計画」のもと、東日本大震災の影響も含めた町の高齢者を取り巻く環境を踏まえて、平成27年3月に「女川町高齢者福祉計画（第7次）、介護保険事業計画（第6期）」を策定しました。

### (2) 復興のまちづくりの進捗状況

#### ① 女川駅前にぎわい拠点の整備

平成27年3月に女川駅、女川温泉ゆぽっぽ、フューチャーセンターCamass（カマス）が開業し、6月には水産業体験館「あがいんステーション」が完成しました。また、12月には、150人収容のホールや音楽スタジオなどを備える「女川町まちなか交流館」と、

小売店や飲食店、工房などが並ぶテナント型商業施設「シーパルピア女川」が開業しました。

そして、平成28年12月には、駅から海に向かうレンガみち沿いに、水産物を中心とした物販飲食施設「シーパルピア女川 ハマテラス」が完成しました。

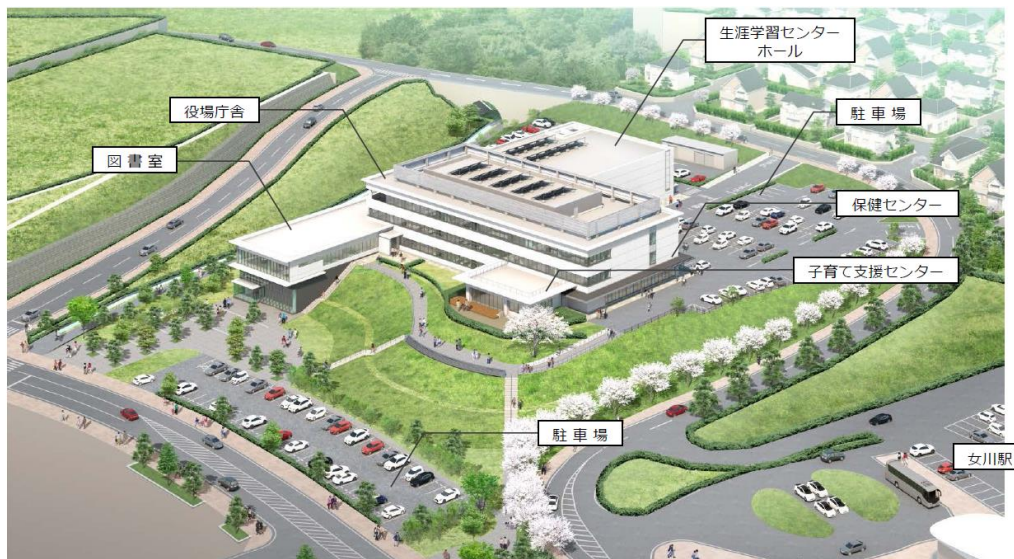


## ②女川町役場庁舎等の整備

本町の役場庁舎等を含めた複合施設の整備が平成29年3月から開始されています。具体的には、震災の津波等被害を受けた役場庁舎、生涯学習センター、保健センター及び子育て支援センターを安全な高台へ移転・集約した施設であり、女川駅の南側に平成30年9月末に整備される予定です。

また、「女川町役場等整備基本計画（平成26年12月）」では、その周辺に新しい小・中学校も整備されることとなっており、現在の地域医療センターも含めて、町の中心部に公共施設等が集約配置される予定となっています。

図表1-1-2 女川町役場庁舎等の外観イメージ(敷地北東側から)



資料：女川町庁舎等整備事業の概要(平成29年4月)／女川町ホームページから

### ③ 居住地の整備、住宅供給

住まいの復興工程表の公表戸数ベースによると、平成29年度末には自立再建（引渡し時点）、災害公営（入居時点）の供給状況は全体で96.5%となっています。平成30年度末にはすべて供給される予定となっています。

図表1-1-3 住宅及び住宅地の供給状況  
(住まいの復興工程表の公表戸数ベース)

		平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末	
		戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
自立 再建	中心部	131	54.8	201	84.1	226	94.6	239	100.0
	離半島部	52	45.6	104	91.2	114	100.0	114	100.0
災害 公営	中心部	212	28.3	404	54.0	719	96.1	748	100.0
	離半島部	57	51.4	80	72.1	111	100.0	111	100.0
全体		452	37.3	789	65.1	1,170	96.5	1,212	100.0

資料：復興進捗状況会議より(平成30年1月末現在)

## 2 計画の目的

本計画は「女川町復興計画」の基本理念「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」に基づき、「心身ともに健康なまちづくり」に向けた計画の一つで、第8次の高齢者福祉計画及び第7期の介護保険事業計画です。

前計画である「女川町高齢者福祉計画（第7次）、介護保険事業計画（第6期）」を踏まえて、平成30年度から平成32年度にわたる本町の高齢者施策並びに介護保険事業運営に関する考え方と目標等を具体化しました。

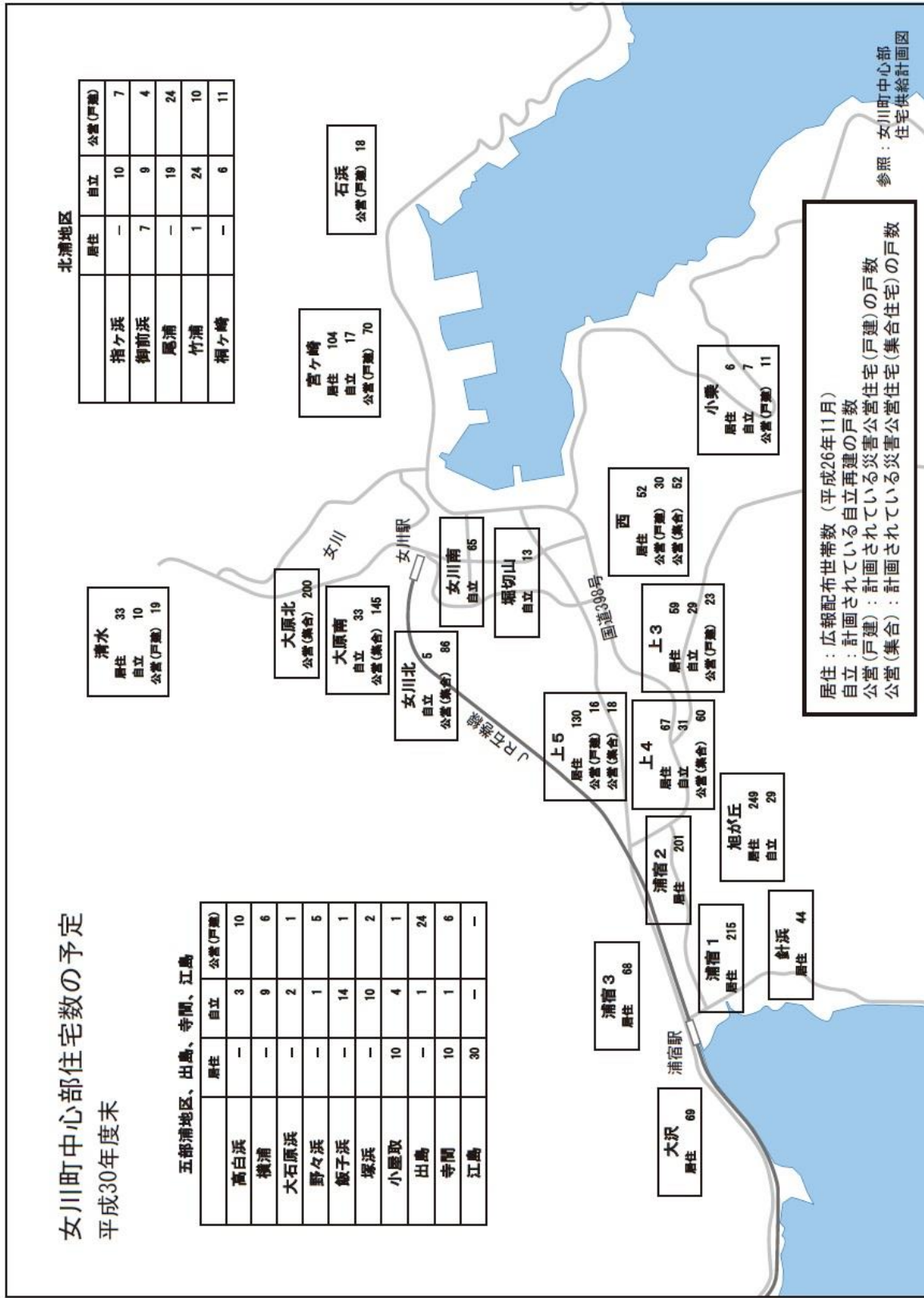
女川町中心部住宅数の予定  
平成30年度末

五部浦地区、出島、寺間、江島

	居住	自立	公営(戸建)
高白浜	-	3	10
横浦	-	9	6
大石原浜	-	2	1
野々浜	-	1	5
飯子浜	-	14	1
椋浜	-	10	2
小鹽取	10	4	1
出島	-	1	24
寺間	10	1	6
江島	30	-	-

北浦地区

	居住	自立	公営(戸建)
指ヶ浜	-	10	7
御前浜	7	9	4
尾浦	-	19	24
竹浦	1	24	10
桐ヶ崎	-	6	11



居住：広報配布世帯数(平成26年11月)  
 自立：計画されている自立再建の戸数  
 公営(戸建)：計画されている災害公営住宅(戸建)の戸数  
 公営(集合)：計画されている災害公営住宅(集合住宅)の戸数

参照：女川町中心部  
住宅供給計画図

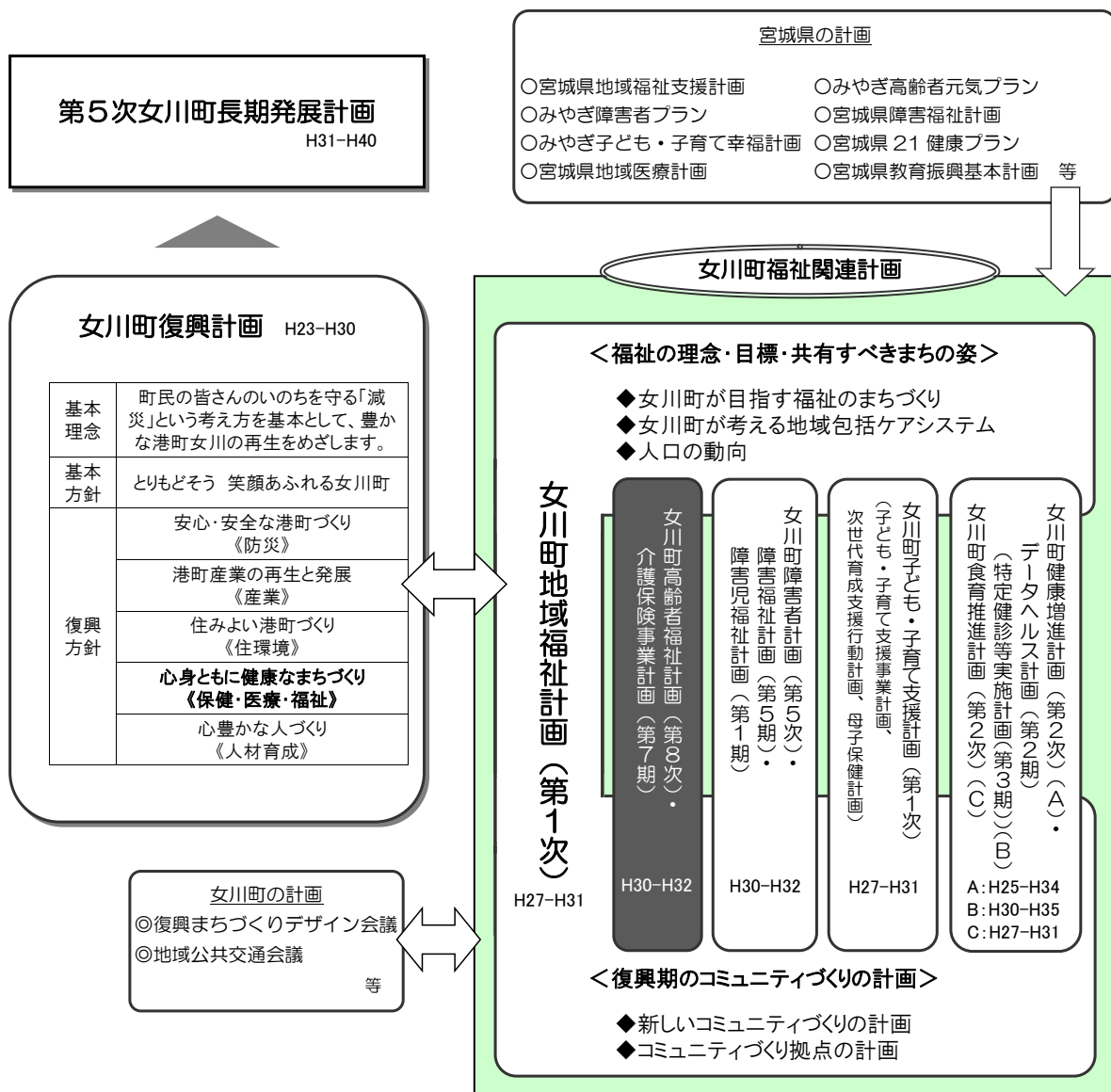
女川町資料より作成(平成29年1月末時点)

### 3 計画の位置づけと構成

本計画は、平成23年9月に策定された「女川町復興計画」（平成23年度～平成30年度）の基本理念「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」に基づき、「心身ともに健康なまちづくり」に向けた計画の一つとして位置づけられる計画です。また、本町の他の福祉関連計画と整合性を持つ計画であり、その他の都市基盤・産業分野の計画や文化・教育分野の計画とも連携した計画です。さらに、国や宮城県の関連する計画とも整合性を持つ計画です。

また、本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」に位置付けられるものです。

図表1-1-4 計画の位置づけ



## 4 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。各保健福祉計画分野のスケジュールは図表の通りです。

図表1-1-5 計画期間

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
女川町の動き等		★東日本大震災					★女川駅開業			★女川町庁舎等整備 ★居住地整備・住宅供給完了			
女川町復興計画 第5次女川町長期発展計画			復興計画 H23～30年度								第5次女川町長期発展計画 H31～40年度		
【地域福祉分野】 地域福祉計画 (社会福祉法) (生活困窮者自立支援法)						策定	地域福祉計画(第1次) H27～31年度					地域福祉計画(第2次)	
【高齢者分野】 高齢者福祉計画 (老人福祉法)	高齢者福祉計画(第5次)			高齢者福祉計画(第6次)		高齢者福祉計画(第7次)		高齢者福祉計画(第8次) H30～32年度					
介護保険事業計画 (介護保険法) (医療介護総合確保推進法)	介護保険事業計画(第4期)			介護保険事業計画(第5期)		介護保険事業計画(第6期)		介護保険事業計画(第7期) H30～32年度					
【障害者分野】 障害者計画 (障害者基本法)	障害者計画(第2次)			障害者計画(第3次)		障害者計画(第4次)		障害者計画(第5次) H30～32年度					
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	障害福祉計画(第2期)			障害福祉計画(第3期)		障害福祉計画(第4期)		障害福祉計画(第5期) H30～32年度					
障害児福祉計画 (児童福祉法)								策定	障害児福祉計画(第1期) H30～32年度				
【健康分野】 健康増進計画 (健康増進法)	健康増進計画(第1期)			健康増進計画(第2次) H25～34年度									
データヘルス計画					策定	データヘルス計画(第1期)		データヘルス計画(第2期) H30～35年度					
特定健診等実施計画 (高齢者医療確保法)	特定健診等実施計画(第1期)			特定健診等実施計画(第2期)				特定健診等実施計画(第3期) H30～35年度					
食育推進計画 (食育基本法)		食育推進計画				食育推進計画(第2次) H27～31年度					食育推進計画(第3次)		
【子ども・子育て分野】 子ども・子育て支援計画 (子ども・子育て支援法、母子保健法、次世代育成支援対策推進法)	次世代育成支援行動計画 前期計画	次世代育成支援行動計画 後期計画				子ども・子育て支援計画(第1次) H27～31年度					子ども・子育て支援計画(第2次)		



## 5 策定体制

### (1) 老人等保健福祉計画推進委員会、介護保険運営委員会での検討

高齢者福祉計画（第8次）の策定に当たっては「女川町老人等保健福祉計画推進委員会」において、介護保険事業計画（第7期）の策定に当たっては「女川町介護保険運営委員会」において検討を行いました。

### (2) 介護保険事業計画（第7期）の策定に向けた調査・分析

介護保険事業計画（第7期）の策定に向けて国から提示された以下のツールを活用して調査・分析等を実施し、本町の現状と課題の分析や将来推計を行い、計画内容を検討しました。

#### ① 地域包括ケア「見える化」システムでの分析

本システムは、全国の自治体（保険者）の人口動向などの基礎データや介護保険に関する情報、地域包括ケアシステムの構築に関する情報を搭載した情報システムです。本町でもこの「見える化」システムを活用し、現状分析・将来推計を行い、計画を検討しました。

#### ② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

本調査は、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況や社会参加の状況を把握し、地域の抱える課題の抽出等を行うことにより介護予防・日常生活支援総合事業の評価や検討に活用することを目的とするものです。

分析に際しては、性別や、地域活動の参加状況別の分析を行いました。

#### ③ 在宅介護実態調査の実施

本調査は、要介護認定更新申請と区分変更申請を行う在宅の要介護認定者とその家族を対象に、要介護者の在宅生活の継続及び介護者の就労継続のための客観的な状態把握を行い、あわせて、支援サービス提供体制の検討を行うことを目的とするものです。

分析に際しては、要介護認定データと連結し、医療介護サービスの利用状況とあわせて分析を行いました。

#### ④ 国保データベースシステム（KDB）の分析

高齢者の健康づくりや保健・医療に関する状況するために、国保データベースシステム（KDB）を分析し、国や県、宮城県内の自治体と比較を行いました。

#### （3）生活支援体制構築に向けたワークショップ

本町でも平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」をスタートするに当たり、生活支援体制整備協議体を設置し、そのワークショップを通して地域課題や地域づくりの方向性について検討しました。

#### （4）パブリックコメント

計画策定に当たり、計画素案を町ホームページに掲載し、平成30年1月23日から2月6日までパブリックコメントを募集しました。

## 6 計画の進行管理体制

---

計画の進行管理については、第7期期間の最終年度である平成32年度の目標値、計画期間におけるサービスの利用・提供の計画値と実績値等の具体的な指標を活用しながら、進捗状況の把握と評価を行います。

また、今後平成37年（2025年）を見据えた制度運営を常に進行管理の指標としていきます。さらに、本計画の推進に当たっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら検討を重ね、協力、連携が必要です。

そのため、女川町老人等保健福祉計画推進委員会、女川町介護保険運営委員会の意見を取り入れながら、計画の進行を管理し、円滑な推進に努めます。

## 7 制度改正の動向

### (1) 地域包括ケアの強化のための介護保険法の一部を改正する法律

#### <地域包括ケアシステムの深化・推進>

##### i 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

- ・保険者機能の強化により、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定、計画に介護予防・重度化防止などの取組み内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

##### ii 医療・介護の連携の推進など

- ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ・医療・介護の連携などに関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

##### iii 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進など

- ・市町村による地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ

#### <介護保険制度の持続可能性の確保>

##### iv 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に

##### v 介護納付金への総報酬割の導入

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）に

### (2) 地域における医療及び介護を総合的に確保する基本方針の一部改正

##### i 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化

- ・都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
- ・医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

## ii 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保

- ・医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ・医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

## iii 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化

- ・在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化
- ・特別養護老人ホームについて在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ・低所得者の保険料軽減を拡充
- ・一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ
- ・低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

## iv その他

- ・診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ・医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ・医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ・介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を平成27年度から平成28年度に延期）

## (3) 我が事・丸ごと地域共生社会の実現

### ① 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会

### ② 地域力強化検討会

平成28年10月から「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」を開催し、平成29年9月に最終とりまとめを公表しました。最終とりまとめでは、包括的な支援体制の構築である以下の3点について具体的な例が示されており、市町村が責任を持って包括的な支援体制を整備していく必要があるとされます。

- ・他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
- ・「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
- ・市町村における包括的な相談支援体制

## (4) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

### <基本的考え方>

- ・認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

### <七つの柱>

① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
③ 若年性認知症施策の強化	
④ 認知症の人の介護者への支援	⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

### <認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進>

- ・「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）に基づき、早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療/介護等提供が図られる仕組みを構築するなど、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

### 主な認知症施策関連予算

<p>① 認知症に係る地域支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援チームの設置</li> <li>・認知症地域支援推進員の設置等</li> </ul> <p>② 認知症施策等総合支援事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の見守りの推進（一部新規）</li> <li>・成年後見制度利用促進に関する枠組み構築（一部新規）</li> <li>・認知症の人本人の地域活動等の推進を支援（一部新規）</li> <li>・認知症疾患医療センターの整備 等</li> </ul> <p>③ 認知症関係研究費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コホート研究の全国展開と疾患登録に基づくデータ等を活用して、有効な予防法、革新的な診断・治療法等の開発を進めるとともに、臨床研究の実施を支援する体制の整備を推進</li> </ul>	<p>④ 地域医療介護総合確保基金事業（介護分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護基盤サービスの整備</li> <li>・介護、権利擁護等に関する人材の確保</li> </ul> <p>⑤ 医療・介護保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護保険制度による医療・介護給付等</li> </ul>
--	--

## 第2章 女川町の高齢者を取り巻く現状と課題

### 1 人口・世帯数

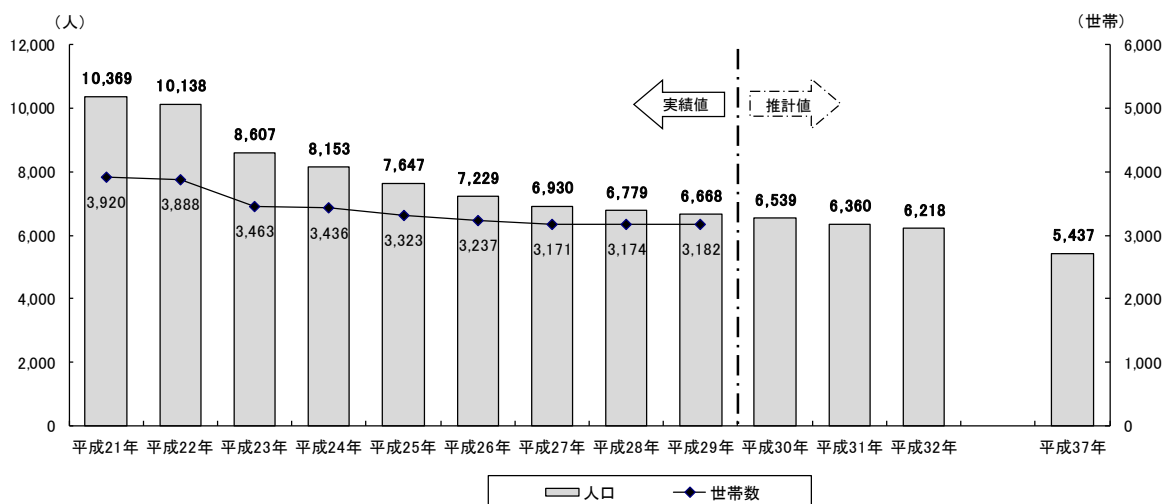
#### (1) 女川町の人口・世帯数の推移

本町の人口・世帯の推移をみると、東日本大震災の影響で平成22年から平成23年にかけて、大幅に減少し、その後も減少傾向が続いています。

平成29年時点の人口は6,688人、世帯数は3,182世帯となっています。

将来推計をみると、本町の人口は徐々に減り続け、第7期計画期間が終了する平成32年には6,218人、平成37年には5,437人まで減少する推計です。

図表1-2-1 女川町の人口・世帯数の推移・推計



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）（実績値）

女川町健康福祉課（推計値）

※推計値は平成25～29年9月末時点の住民基本台帳のデータをもとに、直近の人口の変化率を勘案し、女川町健康福祉課が作成したもの。

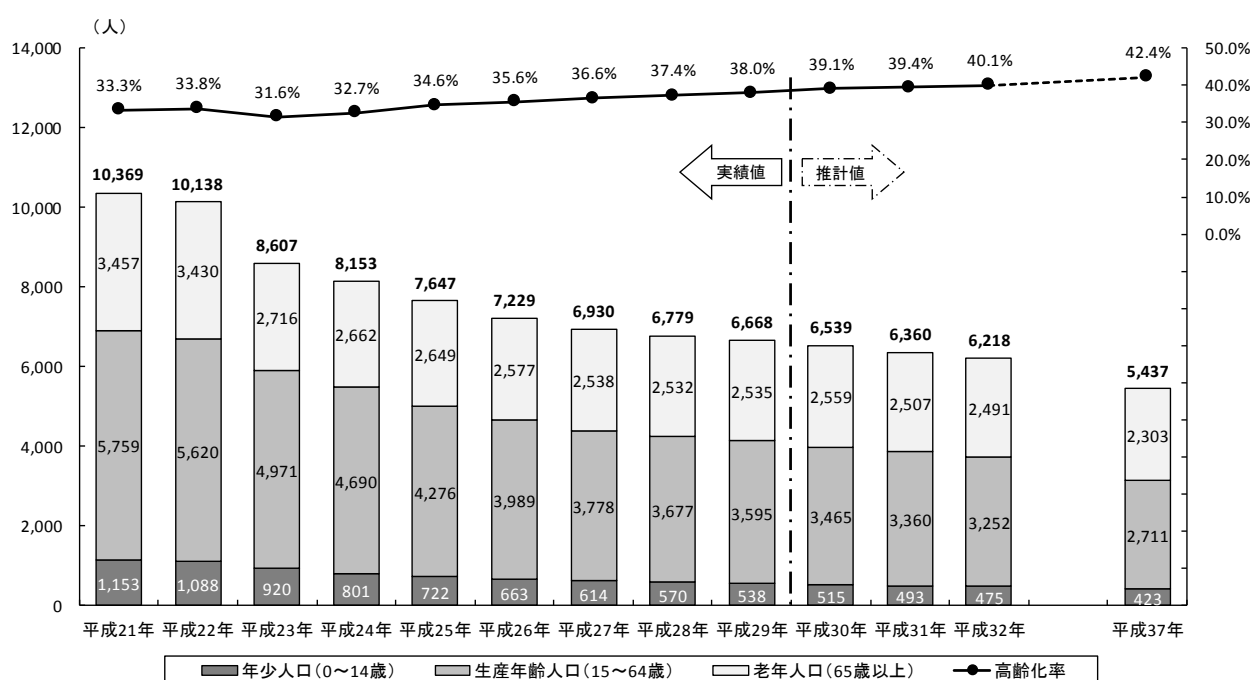
## (2) 3区分別人口の推移

本町の年齢3区分別人口の推移をみると、どの年齢も東日本大震災の影響で平成22年から平成23年にかけて大幅に減少し、その後も減少傾向が続いています。高齢化率は増加傾向にあります。

平成29年時点での年少人口（0～14歳）は538人、生産年齢人口（15～64歳）は3,595人、老年人口（65歳以上）は2,535人です。高齢化率は38.0%となっています。

将来推計をみると、年少人口は減少を続ける一方、老年人口は増加し続け、高齢化率は、平成32年には40.1%、平成37年には42.4%となる見込みです。

図表1-2-2 女川町の3区分別人口と高齢化率の推移・推計



女川町健康福祉課※（推計値）

※推計値は平成25～29年9月末時点の住民基本台帳のデータをもとに、直近の人口の変化率を勘案し、女川町健康福祉課が作成したもの。

(3) 行政区別年齢3区分別人口

本町の行政区別年齢3区分別人口及び構成（平成29年9月末）をみると、人口6,668人のうち、高齢者人口が2,535人（38.0%）であり、そのうち後期高齢者人口が1,362人（20.4%）です。地区の高齢化率は、47行政区の28区で40%を超え、14区で50%を超えています。江島、寺間、出島では60%を超える一方、大原二、上五、清水一～清水三、宮ヶ崎や、塚浜、石浜西、指ヶ浜などでは20%台であり、町内各区での人口構成の開きが大きくなっています。

図表1-2-3 行政区別年齢3区分別人口

行政区	住居内訳	人口					割合			
		合計	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口		年少人口	生産年齢人口	高齢化率	
					後期高齢者人口	高齢化率			後期高齢化率	
大沢	居住69	161	11	77	73	29	6.8	47.8	45.3	18.0
浦宿一	居住130	485	45	292	148	85	9.3	60.2	30.5	17.5
浦宿二	居住201	621	40	365	216	135	6.4	58.8	34.8	21.7
浦宿三	居住68	190	22	107	61	38	11.6	56.3	32.1	20.0
針浜	居住44	127	9	65	53	32	7.1	51.2	41.7	25.2
旭が丘	居住249、自立29	703	54	399	250	115	7.7	56.8	35.6	16.4
上一		25	0	12	13	6	0.0	48.0	52.0	24.0
上二		76	9	34	33	18	11.8	44.7	43.4	23.7
上三	居住59、自立29、公営(戸建)23、自立13	241	18	121	102	60	7.5	50.2	42.3	24.9
上四	居住67、自立31、公営(戸建)60	310	20	182	108	51	6.5	58.7	34.8	16.5
上五	居住130、公営(戸建)16、公営(集合)18	406	68	219	119	62	16.7	53.9	29.3	15.3
西一	居住52、公営(戸建)30	59	4	25	30	14	6.8	42.4	50.8	23.7
西二	公営(集合)52	196	14	98	84	50	7.1	50.0	42.9	25.5
黄金		23	1	9	13	6	4.3	39.1	56.5	26.1
南		28	3	14	11	6	10.7	50.0	39.3	21.4
小乗		77	4	40	33	22	5.2	51.9	42.9	28.6
高白		41	5	15	21	8	12.2	36.6	51.2	19.5
横浦		55	7	30	18	4	12.7	54.5	32.7	7.3
大石原		16	1	7	8	6	6.3	43.8	50.0	37.5
野々浜		26	1	12	13	6	3.8	46.2	50.0	23.1
飯子浜		65	7	35	23	10	10.8	53.8	35.4	15.4
塚浜		51	4	33	14	7	7.8	64.7	27.5	13.7
小屋取		52	3	25	24	10	5.8	48.1	46.2	19.2
女川一		25	0	13	12	11	0.0	52.0	48.0	44.0
女川二		53	3	27	23	7	5.7	50.9	43.4	13.2
大原一		113	7	58	48	20	6.2	51.3	42.5	17.7
大原二		128	25	87	16	8	19.5	68.0	12.5	6.3
大原三		35	0	17	18	10	0.0	48.6	51.4	28.6
大原四		14	0	7	7	5	0.0	50.0	50.0	35.7
清水一		80	3	54	23	13	3.8	67.5	28.8	16.3
清水二	居住33、自立17、公営(集合)19	122	16	74	32	14	13.1	60.7	26.2	11.5
清水三		107	8	77	22	14	7.5	72.0	20.6	13.1
宮ヶ崎	居住104、自立17、公営(戸建)70	266	17	182	67	39	6.4	68.4	25.2	14.7
石浜東		20	0	8	12	10	0.0	40.0	60.0	50.0
石浜西		38	1	26	11	4	2.6	68.4	28.9	10.5
桐ヶ崎		49	1	21	27	13	2.0	42.9	55.1	26.5
竹浦		108	6	63	39	20	5.6	58.3	36.1	18.5
尾浦		142	17	68	57	39	12.0	47.9	40.1	27.5
御前浜		42	1	22	19	12	2.4	52.4	45.2	28.6
指ヶ浜		53	7	37	9	5	13.2	69.8	17.0	9.4
出島		79	0	31	48	24	0.0	39.2	60.8	30.4
寺間		77	0	24	53	29	0.0	31.2	68.8	37.7
江島		53	0	8	45	34	0.0	15.1	84.9	64.2
大原北	公営(集合)200	367	20	150	197	112	5.4	40.9	53.7	30.5
女川南	自立65	193	20	107	66	29	10.4	55.4	34.2	15.0
大原南	自立(33)、公営(集合)145	382	32	178	172	86	8.4	46.6	45.0	22.5
石浜	公営(戸建)18	88	4	40	44	24	4.5	45.5	50.0	27.3
合計		6,668	538	3,595	2,535	1,362	8.1	53.9	38.0	20.4



## 2 高齢者の状況

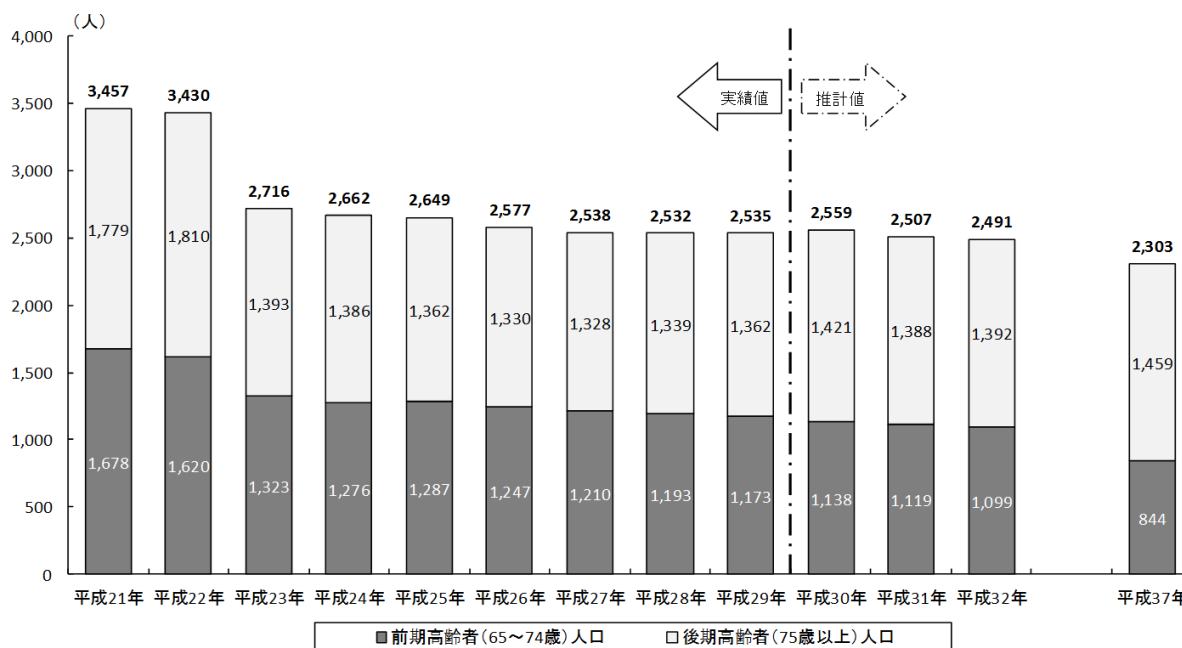
### (1) 前期・後期高齢者数

震災直後の平成23年から、前期高齢者(65～74歳)人口及び後期高齢者(75歳以上)人口ともに減少傾向でしたが、後期高齢者(75歳以上)は平成27年から増加に転じており、65歳以上全体では、平成29年より増加に転じています。また、震災以前の平成21年の時点で後期高齢者数が前期高齢者数を超えており、震災後も後期高齢者が多い状態が続いています。

平成29年時点では、前期高齢者は1,173人、後期高齢者は1,362人、高齢者全体における後期高齢者のしめる割合は53.7%となっています。

将来推計をみると、前期高齢者は減少し続け、後期高齢者人口は増加していく見込みで、平成32年には前期高齢者が1,099人、後期高齢者が1,392人となり、後期高齢者の占める割合は55.9%になる見込みです。

図表1-2-4 女川町の高齢者人口(年齢別)の推移・推計



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）（実績値）

女川町健康福祉課※（推計値）

※推計値は平成25～29年9月末時点の住民基本台帳のデータをもとに、直近の人口の変化率を勘案し、女川町健康福祉課が作成したものです。

## (2) 高齢者世帯

高齢者のいる世帯（65歳以上の親族のいる世帯）の全世帯に対する割合は、平成12年から平成22年の56.5%まで増加しましたが、平成27年には減少しています。一方、高齢者単身世帯の割合は増加し続けています。

平成27年時点では、高齢者のいる世帯は1,363世帯で、対全世帯比は48.4%となっています。そのうち、高齢者単身世帯は373世帯、高齢夫婦世帯は407世帯となっています。

図表1-2-5 女川町の高齢者世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	4,284 世帯	3,937 世帯	3,937 世帯	2,818 世帯
65歳以上の親族のいる世帯 (対全世帯数比)	2,039 世帯 47.6%	2,189 世帯 55.6%	2,226 世帯 56.5%	1,363 世帯 48.4%
高齢者単身世帯 (対全世帯数比)	346 世帯 8.1%	431 世帯 10.9%	472 世帯 12.0%	373 世帯 13.2%
高齢夫婦世帯※ (対全世帯数比)	463 世帯 10.8%	559 世帯 14.2%	583 世帯 14.8%	407 世帯 14.4%

※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がないもの)

資料：国勢調査

## (3) 要介護認定者数

本町の第1号被保険者の認定率は増加傾向にあり、平成28年9月末現在、20.4%です。平成23年までは全国平均、宮城県平均を下回っていましたが、平成24年から両者を上回っており、平成29年9月末時点で宮城県平均より2.6ポイント、全国平均より2.5ポイント高くなっています。

図表1-2-6 第1号被保険者の認定率の推移(女川町、宮城県、全国)

(単位：%)

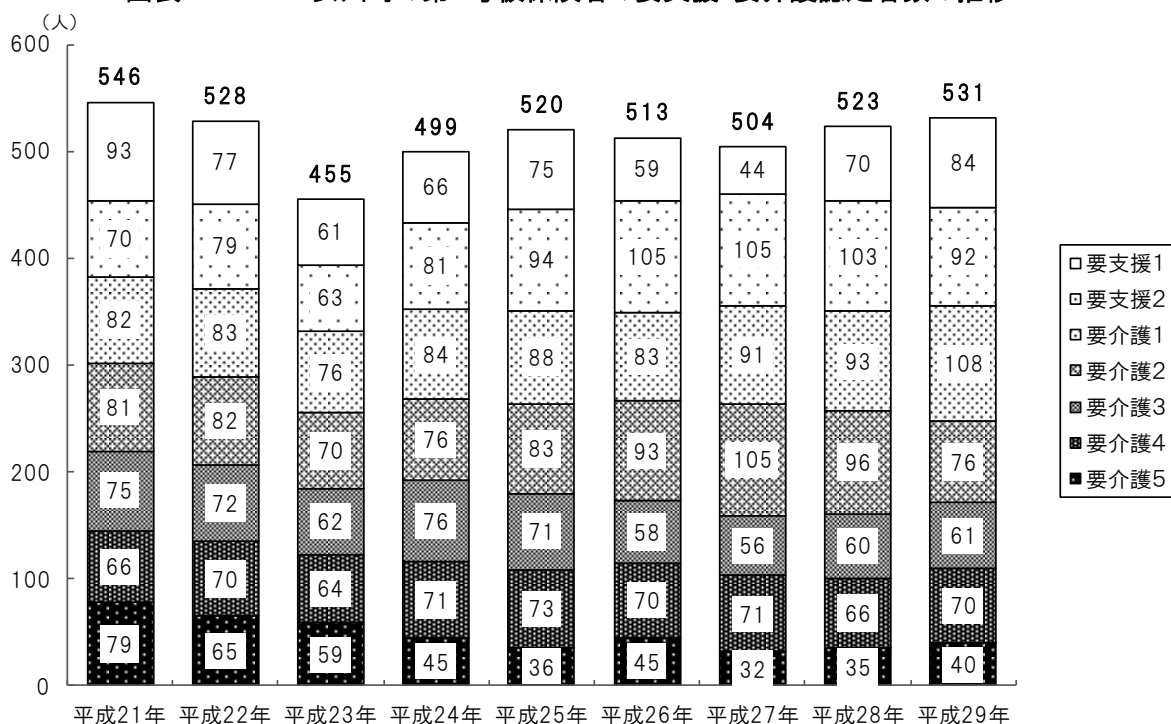
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
女川町	15.2	16.6	18.5	19.4	19.6	19.6	20.4	20.6
宮城県平均	16.3	17.1	17.7	18.1	18.2	18.3	18.1	18.1
全国平均	16.6	17.2	17.5	17.8	17.9	18.0	18.0	18.0

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

要介護度別に認定者数・認定率をみると、特に要支援2が増加している一方で、要介護5が減少しています。

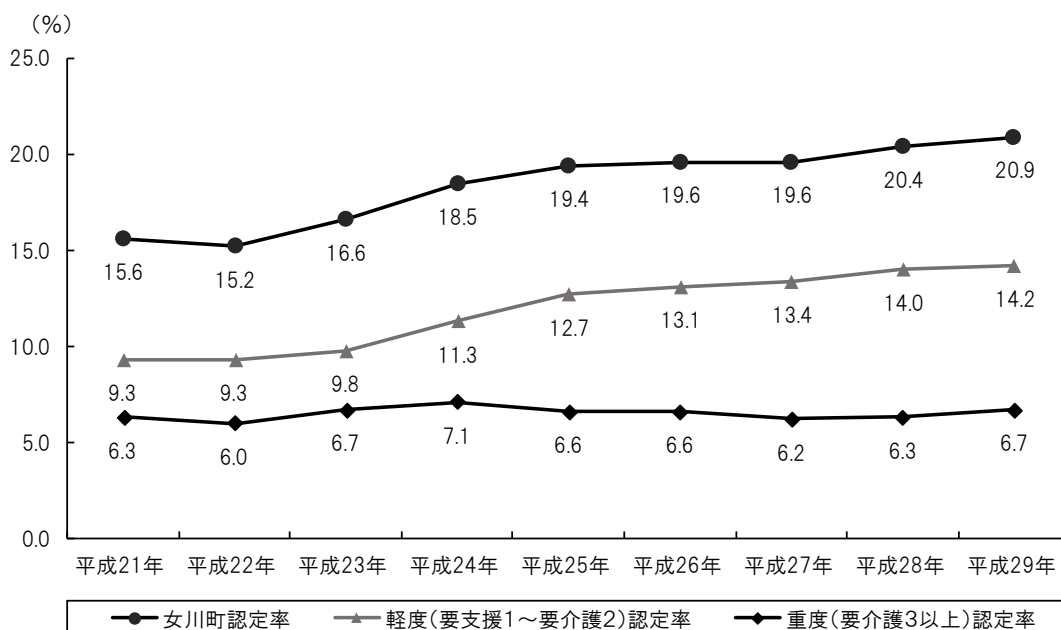
また、重度（要介護3～5）の割合は6～7%で横ばいですが、軽度（要支援1～要介護2）は増加傾向にあり、平成23年から平成29年にかけて4.4ポイント上昇しています。

図表1-2-7 女川町の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

図表1-2-8 第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移(全体・軽度・重度認定率)



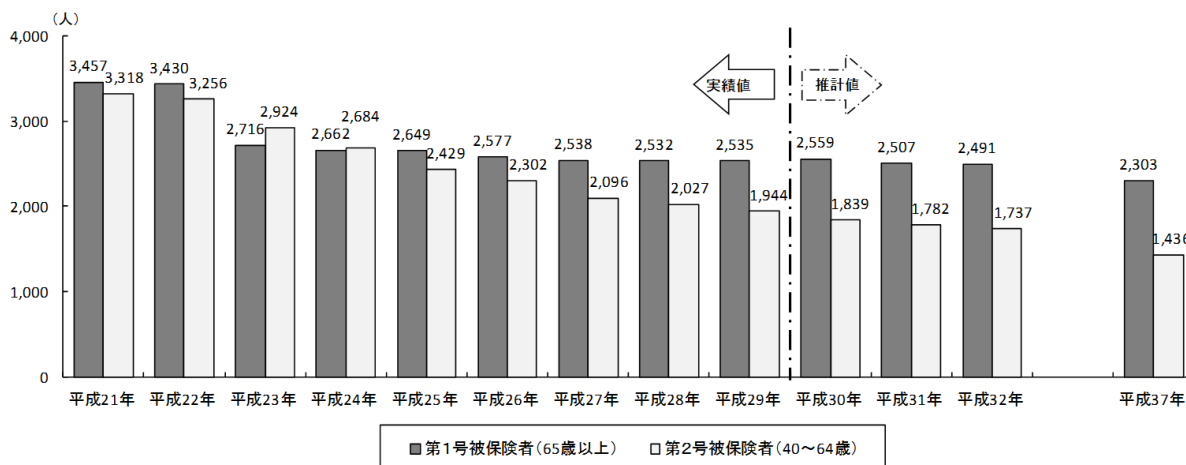
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

### 3 介護保険サービスの状況

#### (1) 被保険者数の推移

第1号被保険者数は、震災直後の平成23年から減少していましたが、平成29年と30年で概ね横ばいとなり、再び平成37年まで緩やかに減っていくことが予想されています。他方、第2号被保険者数は毎年減少しており、平成37年には1,436人となる推計です。

図表1-2-9 女川町の第1号被保険者数の推移・推計



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）（実績値）  
女川町健康福祉課\*（推計値）

※推計値は平成 25～29 年9月末時点の住民基本台帳のデータをもとに、直近の人口の変化率を勘案し、女川町健康福祉課が作成したものの。

#### (2) 要支援・要介護認定者及び介護保険サービス受給者の状況

平成29年9月末時点の要支援・要介護認定者数は531人、受給者数は392人となっています。介護保険サービス種別の受給者数は、施設系サービスは要介護3～5の利用が多く、居住系サービスは要介護1～3、在宅サービスは要支援1～要介護2での利用が多くなっています。

図表1-2-10 介護保険サービス認定者及び受給者の状況(平成29年9月末)

(単位:人)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数(1号のみ)		84	92	108	76	61	70	40	531
認定者数(2号含む)		84	94	109	78	62	70	2	539
受給者数	施設サービス	—	—	18	13	34	35	28	127
	居住系サービス	0	1	6	1	1	3	0	12
	在宅サービス	26	54	70	55	19	19	10	253
	合計	26	55	94	69	54	57	38	392

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

### (3) サービス利用の動向

サービス利用人数は、東日本大震災後の平成23年10月には200人台と大幅に減ったものの、平成24年、25年と徐々に増え、平成25年3月には震災前と同水準になり、平成28年10月では419人となっています。震災前に比べると要介護3、要介護5の利用者は減少し、要支援2、要介護1、要介護2の利用者は増えています。また、平成27年10月から平成28年10月にかけて要支援1が19人から35人に増えています。

一人当たり費用額は、震災前の148,543円から平成26年10月には1万円高い157,735円となり、平成28年10月には149,210円となっています。

要介護度別の費用割合をみると、要支援1、要支援2の合計が、平成23年10月には3.2%であったのに対し、翌年の平成24年10月には5.7%、平成28年10月には6.0%に上昇しています。一方、要介護5は平成23年10月に23.7%であったのに対し、平成28年10月には15.8%まで減少しています。

図表1-2-11 要介護度別のサービス利用状況の変化

【平成23年3月】

(単位: 人、千円、円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用人数(人)	38	52	54	66	67	66	61	404
人数割合	9.4%	12.9%	13.4%	16.3%	16.6%	16.3%	15.1%	100.0%
費用総額(千円)	878	2,370	5,537	7,240	13,020	14,406	16,561	60,012
費用割合	1.5%	3.9%	9.2%	12.1%	21.7%	24.0%	27.6%	100.0%
1人あたり費用額(円)	23,114	45,574	102,539	109,702	194,321	218,269	271,485	148,543

【平成23年10月】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用人数(人)	12	26	45	52	52	57	50	294
人数割合	4.1%	8.8%	15.3%	17.7%	17.7%	19.4%	17.0%	100.0%
費用総額(千円)	334	1,455	6,107	8,592	11,725	14,144	13,180	55,537
費用割合	0.6%	2.6%	11.0%	15.5%	21.1%	25.5%	23.7%	100.0%
1人あたり費用額(円)	27,831	55,965	135,718	165,221	225,490	248,139	263,597	188,902

【平成24年10月】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用人数(人)	23	61	68	70	69	64	44	399
人数割合	5.8%	15.3%	17.0%	17.5%	17.3%	16.0%	11.0%	100.0%
費用総額(千円)	591	3,103	7,768	10,258	14,227	15,615	12,904	64,466
費用割合	0.9%	4.8%	12.0%	15.9%	22.1%	24.2%	20.0%	100.0%
1人あたり費用額(円)	25,710	50,871	114,237	146,543	206,192	243,980	293,268	161,570

第1部 計画の概要

【平成25年10月】

(単位:人、千円、円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用人数(人)	37	59	73	75	66	67	33	410
人数割合	9.0%	14.4%	17.8%	18.3%	16.1%	16.3%	8.0%	100.0%
費用総額(千円)	921	2,965	10,527	11,705	13,972	15,489	9,720	65,297
費用割合	1.4%	4.5%	16.1%	17.9%	21.4%	23.7%	14.9%	100.0%
1人あたり費用額(円)	24,884	50,246	144,208	156,062	211,690	231,173	294,532	159,260

【平成26年10月】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用人数(人)	26	74	70	88	51	70	40	419
人数割合	6.2%	17.7%	16.7%	21.0%	12.2%	16.7%	9.5%	100.0%
費用総額(千円)	8	3,668	8,692	13,963	10,644	17,084	11,304	66,091
費用割合	1.1%	5.6%	13.2%	21.1%	16.1%	25.8%	17.1%	100.0%
1人あたり費用額(円)	28,270	49,571	124,174	158,672	208,708	244,057	282,608	157,735

【平成27年10月】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用人数(人)	19	72	74	90	52	66	30	403
人数割合	4.7%	17.9%	18.4%	22.3%	12.9%	16.4%	7.4%	100.0%
費用総額(千円)	471	3,011	7,365	13,114	10,349	16,260	8,532	59,103
費用割合	0.8%	5.1%	12.5%	22.2%	17.5%	27.5%	14.4%	100.0%
1人あたり費用額(円)	24,767	41,821	99,532	145,713	199,022	246,370	284,404	146,657

【平成28年10月】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用人数(人)	35	65	75	91	56	62	35	419
人数割合	8.4%	15.5%	17.9%	21.7%	13.4%	14.8%	8.4%	100.0%
費用総額(千円)	845	2,854	8,720	12,449	12,492	15,262	9,896	62,519
費用割合	1.4%	4.6%	13.9%	19.9%	20.0%	24.4%	15.8%	100.0%
1人あたり費用額(円)	24,131	43,908	116,272	136,807	223,076	246,163	282,749	149,210

## (4) 介護保険給付費の推移

介護保険給付費の推移をみると、総給付費は平成26年度には834,933,322円でしたが、平成28年度では774,754,146円へと減少しています。

地域密着型介護サービスは平成27年度には40,855,048円でしたが、平成28年度では62,243,227円へと増加しています。

また、施設介護サービスは3年続けて減少しています。

図表1-2-12 介護保険サービスの給付費の推移

(単位:円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>① 介護給付 計</b>		<b>717,331,463</b>	<b>694,992,916</b>	<b>664,324,595</b>
内 訳	居宅介護サービス	176,592,664	198,877,766	172,018,182
	地域密着型介護サービス	42,796,546	40,855,048	62,243,227
	施設介護サービス	472,811,717	427,233,755	403,854,738
	福祉用具購入	333,667	719,306	797,562
	住宅改修	552,388	886,796	872,724
	居宅介護サービス計画	24,244,481	26,420,245	24,528,162
<b>② 予防給付 計</b>		<b>53,708,181</b>	<b>45,570,333</b>	<b>46,464,473</b>
内 訳	介護予防サービス	48,096,997	40,490,801	41,341,111
	地域密着型介護予防サービス	0	0	0
	予防福祉用具購入	200,458	282,854	178,462
	予防住宅改修	855,206	199,378	81,900
	介護予防サービス計画	4,555,520	4,597,300	4,863,000
小計 (①+②)		<b>771,039,662</b>	<b>740,563,249</b>	<b>710,789,068</b>
<b>③ その他の給付</b>		<b>63,893,678</b>	<b>58,584,869</b>	<b>63,965,078</b>
内 訳	審査支払手数料	608,993	611,113	660,814
	高額介護サービス	335,896	319,148	604,210
		8,555,851	6,031,382	13,788,424
	高額予防介護サービス	0	0	0
	高額医療合算介護サービス	0	699,613	276,168
	高額医療合算予防介護サービス	0	0	0
	特定入所者介護サービス	54,291,558	50,711,723	48,549,262
	特定入所者介護予防サービス	101,380	211,890	86,200
<b>総計 (①+②+③)</b>		<b>834,933,322</b>	<b>799,148,118</b>	<b>774,754,146</b>

(5) 介護保険料

第1号被保険者の人数は、震災以降徐々に減少しています。平成26年度は被災した土地の売買の関係から一時的に第7段階となった人が増えました。

また、第6期からは所得階層に細かく対応するため、保険料区分を9段階に細分化しました。合計人数は引き続き減少していますが、第3段階、第6段階、第7段階、第9段階は増加しています。

介護保険料（基準額）は、第4期の3,600円から第5期は4,500円、第6期は4,800円となっています。今後の給付費の増加に伴い増加が予想されています。

図表1-2-13 第1号被保険者の保険料段階別人数

◆第5期まで(平成12年度～平成26年度)

(単位:人)

世帯	生活保護	非課税				課税		合計
		非課税				課税		
本人	生活保護	非課税				課税		
収入		～80万円	80万円～	～80万円	80万円～	～190万円	190万円～	
段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	
平成22年度	49	590	572	702	556	799	324	3,592
平成23年度	38	489	494	511	423	667	266	2,888
平成24年度	18	653	595	461	372	591	194	2,884
平成25年度	17	554	477	448	395	606	277	2,774
平成26年度	22	424	413	411	366	538	465	2,639



◆第6期以降(平成27年度以降)

世帯	非課税					課税				合計	
	生活保護	非課税				課税					
本人	生活保護	非課税				課税					
収入	年金収入等					合計所得					
	～80万円	80万～120万円	120万円～	～80万円	80万円～	～120万円	120万～190万円	190万～290万円	290万円～		
段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階		
平成27年度		503	244	257	386	345	365	186	144	164	2,594
平成28年度		508	255	265	359	336	375	195	124	163	2,580
平成29年度		469	243	275	333	345	394	190	125	180	2,554

図表1-2-14 介護保険料(基準額)の推移

(単位:円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
全国平均	2,911	3,292	4,090	4,160	4,972	5,514
宮城県平均	2,697	3,007	3,648	3,999	4,846	5,451
女川町	2,200	2,500	3,200	3,600	4,500	4,800

※女川町の場合は、平成24年度は3,600円、平成25、26年度は4,500円



## (6) 介護サービス提供事業者

サービス提供事業者の状況は、町内サービス事業者数は、利用ニーズが拡大したものの、被災のため横ばいのままとなっています。通所介護等では、町外のサービス事業所を利用する傾向は平成25年10月がピークであり、ここ3年は減少傾向にあります。

なお、町内の老人保健施設は、平成24年4月に50床から100床に増床しています。

また、居宅介護支援事業所は、震災前は町内に1か所でしたが、平成26年に2か所開設し、3か所となりましたが、平成28年4月からは1か所に減少しています。

図表1-2-15 震災前後の町内のサービス提供事業者の状況

(単位:か所、()内は定数)

	居宅系	施設系	居宅介護支援
震災前	通所介護2、通所リハ1、 訪問介護1、訪問看護1、 訪問リハ1	特養1(長期40、短期10)、 老健1(50)、 認知症GH(1ユニット)	居宅介護支援1
平成29年 10月現在	通所介護1、通所リハ1 訪問介護1、訪問看護1 訪問リハ1	特養1(長期40、短期10)、 老健1(100)、 認知症GH(2ユニット)	居宅介護支援1

図表1-2-16 サービス提供事業者数(介護給付)の状況

(単位:か所)

		平成23年 10月	平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 10月	平成27年 10月	平成28年 10月
訪問介護	町内	1	1	1	1	1	1
	町外	10	14	16	16	16	18
訪問入浴介護	町内	0	0	0	0	0	0
	町外	4	4	3	4	4	3
訪問看護	町内	1	1	1	1	1	1
	町外	4	4	4	4	4	2
訪問リハビリテーション	町内	1	1	1	1	1	1
	町外	0	0	1	1	2	2
通所介護	町内	1	1	1	1	1	1
	町外	17	27	32	30	23	15
通所リハビリテーション	町内	0	1	1	1	1	1
	町外	1	4	1	1	2	4
福祉用具貸与	町内	0	0	0	0	0	0
	町外	13	16	14	17	16	15
居宅療養管理指導	町内	0	0	0	0	0	0
	町外	3	8	9	8	8	11
短期入所(ショートステイ)	町内	2	2	2	2	2	2
	町外	5	5	9	8	9	5
特定施設入居者生活介護	町内	0	0	0	0	0	0
	町外	2	1	1	1	2	3
認知症対応型共同生活介護	町内	1	1	1	1	1	1
	町外	6	5	5	6	5	4
介護老人福祉施設	町内	1	1	1	1	1	1
	町外	11	15	16	17	13	16
介護老人保健施設	町内	1	1	1	1	1	1
	町外	18	19	21	17	13	13
介護療養型医療施設	町内	0	0	0	0	0	0
	町外	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援	町内	1	1	1	1	3	3
	町外	30	33	35	31	29	29

## 4 女川町の医療・介護の状況

厚生労働省の「地域包括ケア「見える化」システム」及び国民健康保険データベースシステム（KDB）を活用し、本町の医療・介護の状況を分析しました。

### (1) 要支援・要介護認定率（地域包括ケア「見える化」システム）

調整済み認定率<sup>※</sup>の分布をみると、調整済み軽度認定率は平成24年、27年ともに全国平均をやや上回っています。一方、調整済み重度認定率は、平成24年はほぼ全国平均であったのに対し、平成27年には全国平均を下回っています。

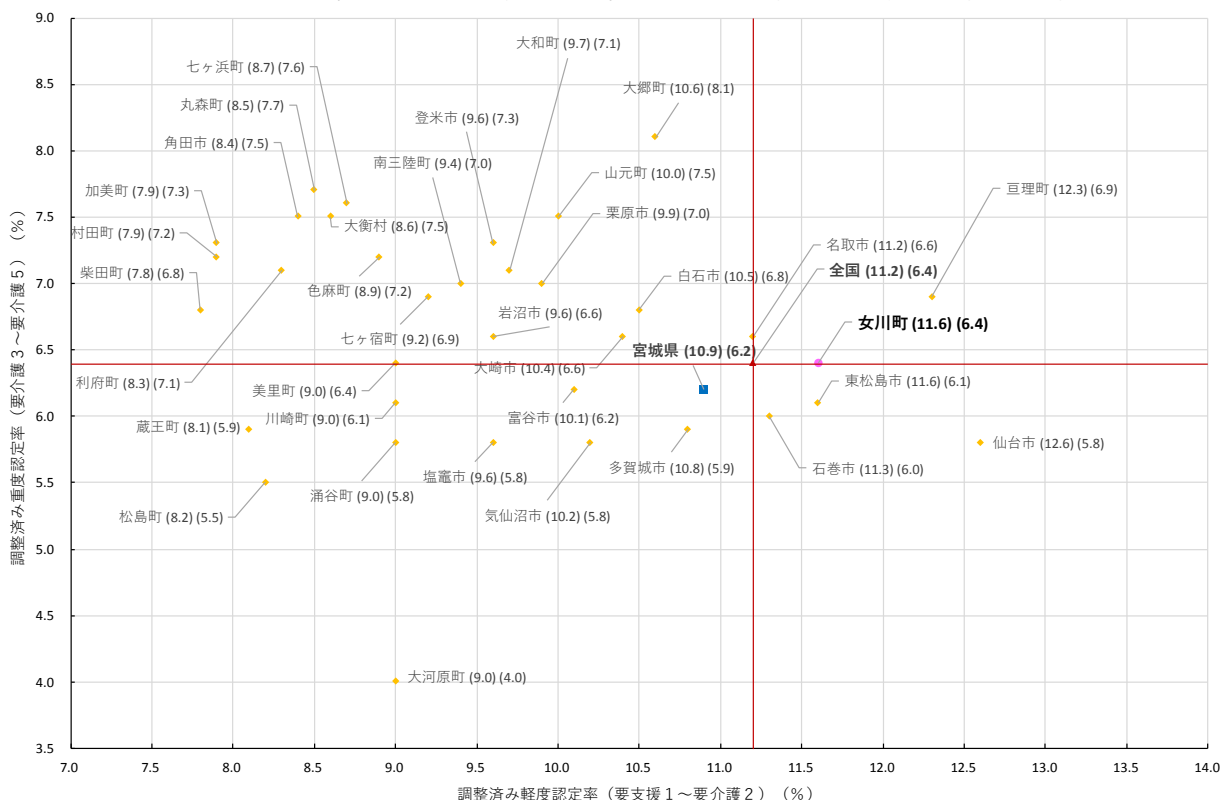
※「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率です。

図表1-2-17 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の推移

(単位:%)

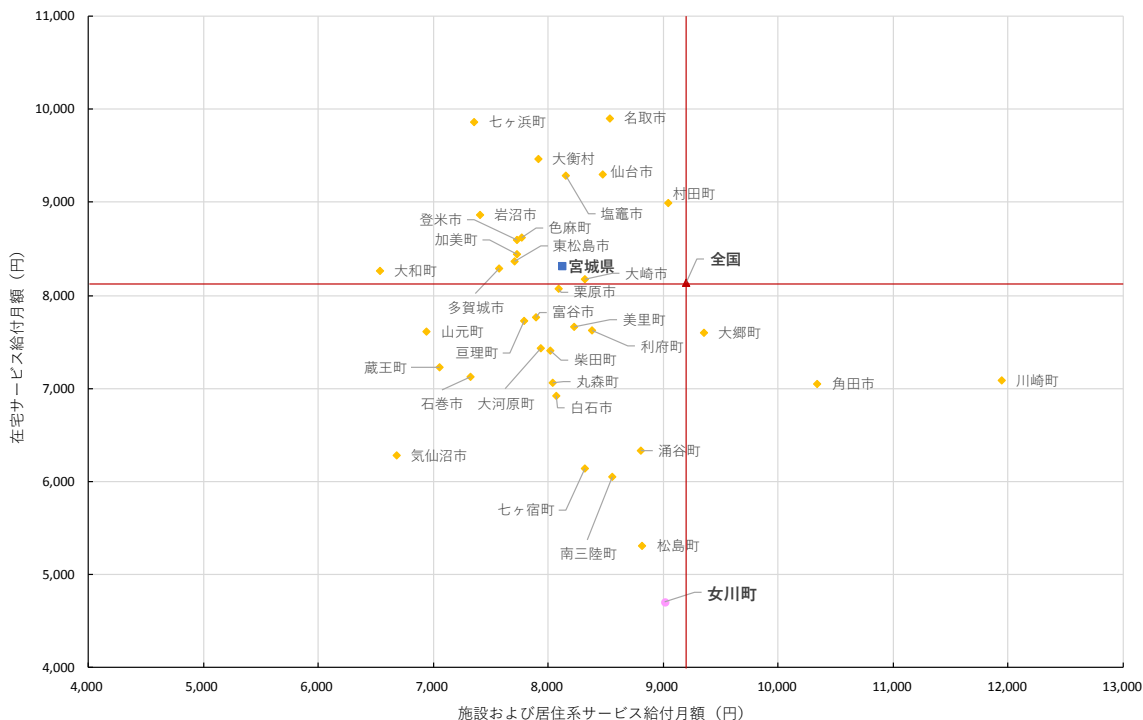
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
女川町	調整済み軽度認定率(要支援1～要介護2)	11.6	12.2	11.9	12.9
	調整済み重度認定率(要介護3～要介護5)	6.4	6.3	5.9	5.6
宮城県	調整済み軽度認定率(要支援1～要介護2)	10.9	11.2	11.4	11.5
	調整済み重度認定率(要介護3～要介護5)	6.2	6.2	6.0	6.0
全国	調整済み軽度認定率(要支援1～要介護2)	11.2	11.5	11.7	11.7
	調整済み重度認定率(要介護3～要介護5)	6.4	6.3	6.3	6.2

図表1-2-18 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布(平成24年)



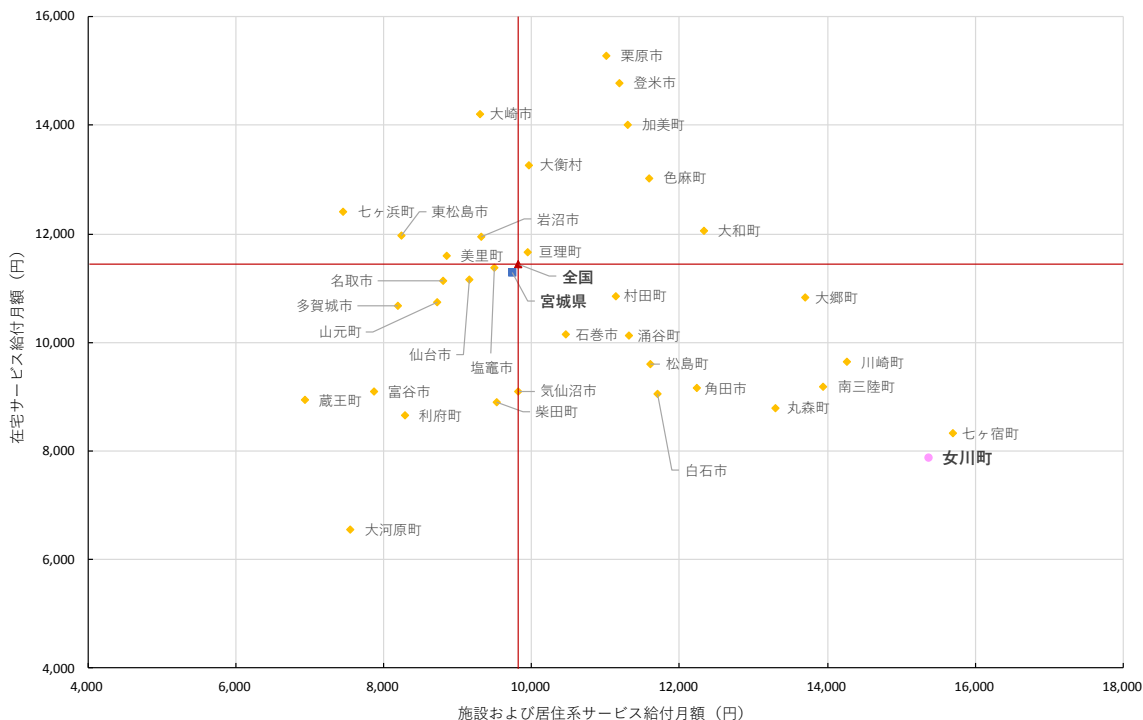


図表1-2-21 第1号被保険者1人当たり給付月額(在宅サービス・施設および居住系サービス)  
(平成18年)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

図表1-2-22 第1号被保険者1人当たり給付月額(在宅サービス・施設および居住系サービス)  
(平成28年)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

## (3) 女川町民の健康・医療・介護に関する状況 (KDB)

国民健康保険データベースシステムから、国保に加入している高齢者の保健福祉に関する指標をみると、死因では「心臓病」(29.5%)と「脳疾患」(18.0%)と「糖尿病」(3.3%)、要介護認定者の有病状況では「糖尿病」(40.1%)、「筋骨格」(53.7%)の割合が宮城県、同規模自治体との比較でも高い割合となっています。

また、有床診療所が1か所(地域医療センター)となっており、医療体制の確保継続が課題となっています。

図表1-2-23 国保加入者の医療・健康に関する指標(女川町、宮城県、同規模自治体、全国)

			女川町	宮城県	同規模自治体	全国
平均寿命	平均寿命(歳)	男性	80.0	79.7	79.3	79.6
		女性	85.9	86.4	86.4	86.4
	健康寿命	男性	65.6	65.4	65.2	65.2
		女性	66.6	67.1	66.7	66.8
	死因 (全体に対する割合)	がん	47.5%	49.2%	45.2%	50.1%
		心臓病	29.5%	26.1%	29.4%	26.5%
		脳疾患	18.0%	17.2%	17.3%	15.2%
糖尿病		3.3%	1.5%	1.9%	1.8%	
腎不全		0.0%	3.0%	3.4%	3.3%	
	自殺	1.6%	3.0%	2.8%	3.1%	
医療	千人あたり	病院数	0.0	0.3	0.3	0.3
		診療所数	1.0	3.1	2.3	3.1
		病床数	0.0	47.0	31.8	47.8
		医師数	1.5	10.1	3.3	9.4
		外来患者数	696.3	713.8	663.0	668.7
		入院患者数	21.8	19.2	23.1	18.5
介護	認定率		24.7%	18.9%	19.6%	18.7%
	1件あたり給付額	要支援1	10,905	10,269	10,023	10,448
		要支援2	16,557	14,758	14,756	14,935
		要介護1	53,110	40,375	42,833	38,629
		要介護2	53,981	51,401	55,014	48,344
		要介護3	123,582	81,792	95,351	80,021
		要介護4	141,410	102,654	131,133	105,589
		要介護5	168,210	111,647	159,216	119,604
	有病状況	糖尿病	40.1%	24.9%	21.7%	22.2%
		高血圧	54.5%	54.0%	54.9%	50.8%
		脂質異常	24.9%	31.9%	27.1%	28.7%
		心臓病	58.6%	60.5%	62.1%	57.9%
		脳疾患	19.5%	24.9%	27.7%	25.0%
		がん	9.8%	10.5%	9.9%	10.4%
		筋骨格	53.7%	48.7%	54.1%	50.5%
認知症	15.9%	21.2%	23.8%	22.3%		
居宅サービス	1件あたり給付費(円)	35,095	40,738	43,198	41,588	
	千人当たり事業所数	1.63	2.84	2.86	2.52	
施設サービス	1件あたり給付費(円)	282,926	283,107	278,232	284,925	
	千人当たり事業所数	0.47	0.18	0.38	0.17	
生活習慣	既往症	脳卒中	1.9%	2.7%	3.4%	3.5%
		心臓病	7.7%	6.0%	5.8%	5.8%
		腎不全	0.3%	0.4%	1.1%	0.6%
		貧血	8.8%	6.9%	9.0%	10.2%

出典：女川町国保データベースシステム：地域の全体像の把握(平成29年度)

＜凡例＞国保データベースシステム 項目の解説及び出典

- **平均寿命**
  - ・0歳児における平均余命  
※市区町村別生命表（厚生労働省 HP）参照（5年に1度更新）
- **健康寿命**
  - ・平均寿命から日常的に医療・介護に依存して生きる期間を除いた期間
  - ・計算式：0歳平均余命－（65～69歳平均余命－（1－（介護認定者数÷40歳以上の人口））×65～69歳定常人口÷65歳生存数）  
※市区町村別生命表（厚生労働省 HP）参照（5年に1度更新）
- **死因**
  - ・計算式：（悪性新生物）総数÷死因被保険者数×100
- **生活習慣**
  - ・特定健診質問票調査より抽出。（40～74歳）
- **介護（認定率）**
  - ・受給者台帳の要支援、要介護認定者数÷被保険者数（65歳以上）

次に、要介護認定者の有病状況をみると、全体では、「心臓病」の有病率が最も高く（58.7%）、ついで「筋骨格」が53.2%です。75歳以上の後期高齢者では、その2疾病に次いで「糖尿病」の有病率も41.0%と高くなっています。

図表1-2-24 要介護認定者の有病状況(女川町)

(単位:人(%))

		2号		1号	
		40～64歳	65～74歳	75歳～	計
認定者数		10	52	476	538
有病 状況 (%)	糖尿病	3(30.7)	17(30.3)	196(41.0)	216(39.7)
	糖尿病合併症	0(0.0)	1(1.8)	9(2.2)	10(2.1)
	心臓病	4(36.8)	23(44.8)	291(60.8)	318(58.7)
	脳疾患	3(22.8)	10(22.2)	94(17.2)	107(17.8)
	がん	0(0.0)	5(13.7)	48(10.4)	53(10.6)
	精神疾患	3(28.1)	19(36.6)	155(33.3)	177(33.5)
	筋・骨格	2(22.8)	28(45.7)	262(54.8)	292(53.2)
	難病	0(0.0)	2(3.1)	10(1.7)	12(1.8)
	その他	6(41.2)	25(50.4)	287(60.7)	318(59.3)

さらに、第1号被保険者の要介護度別に、有病率をみてみると、要支援1、要支援2では、全体で上位であった「心臓病」と「筋骨格」疾患及び75歳以上の有病率が最も高くなっています。このことから、介護予防における疾病の重度化予防の視点は重要であると考えられます。

また、要介護1、要介護2では、「精神疾患（認知症）」の有病率が高くなっています。このことから、要介護2までのいわゆる軽度の認定者への認知症への支援が重要であると考えられます。

図表1-2-25 要介護度別にみた有病状況(第1号被保険者、女川町)

(単位:人(%))

	1号被保険者							
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
全体	74	94	108	88	60	65	39	528
糖尿病	45 (53.7)	44 (50.6)	45 (43.4)	40 (43.3)	18 (28.2)	17 (24.4)	4 (13.5)	213 (39.9)
(再掲) 糖尿病合併症	2 (2.4)	3 (2.8)	2 (4.2)	1 (1.0)	0 (0.1)	2 (2.5)	0 (0.7)	10 (2.2)
心臓病	56 (70.8)	59 (70.9)	69 (61.9)	57 (61.9)	31 (51.2)	30 (43.4)	12 (30.7)	314 (59.1)
脳疾患	14 (19.8)	13 (15.3)	27 (17.8)	19 (20.0)	11 (19.8)	12 (14.9)	8 (16.8)	104 (17.8)
がん	5 (9.2)	8 (10.5)	16 (18.4)	10 (9.8)	6 (7.4)	4 (8.6)	4 (6.9)	53 (10.8)
精神疾患	15 (21.6)	20 (24.4)	48 (43.6)	36 (41.8)	20 (37.0)	24 (32.3)	11 (31.4)	174 (33.6)
筋・骨疾患	53 (68.8)	70 (73.5)	59 (52.6)	52 (58.4)	21 (37.6)	25 (35.8)	10 (21.0)	290 (53.8)
難病	1 (2.1)	3 (2.2)	2 (2.9)	1 (0.7)	1 (0.5)	2 (2.8)	2 (0.7)	12 (1.8)
その他	56 (72.5)	63 (74.9)	68 (62.3)	57 (61.9)	30 (51.6)	29 (42.3)	9 (23.4)	312 (59.6)
計	245 (318.5)	280 (322.2)	334 (302.9)	272 (297.9)	138 (233.3)	143 (204.6)	60 (144.4)	1,472 (276.4)

本町と宮城県の、要介護認定の新規認定率の推移をみると、本町は0.2%で横ばいでしたが、平成29年度には0.4%に上昇しています。宮城県は0.3%で横ばいであり、本町で平成29年度には新規に認定された人が多くなっています。

図表1-2-26 要介護認定の新規認定率(女川町、宮城県)

(単位:%)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全体	女川町	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4
	宮城県	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
男性	女川町	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
	宮城県	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
女性	女川町	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4
	宮城県	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

本町の1人当たりの後期高齢者の医療費の推移をみると、平成25年度には682,534円であったのが、平成27年度には727,864円まで上昇しましたが、平成28年度には722,433円に減少しました。宮城県内の順位では、31~33位で推移しています。

介護保険サービスの1件当たりの給付費の推移をみると、居宅サービスは平成25年度には33,565円であったのが、平成28年度には33,261円と微減しています。一方、施設サービスは平成25年度の283,648円から平成27年度の294,952円まで上昇しましたが、平成28年度には279,265円へと減少しています。

図表1-2-27 1人当たり後期高齢者医療費及び1件当たり介護保険サービス費(女川町、宮城県)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
1人当たり 後期高齢者医療費	女川町 (県内順位)	682,534 円 (33 位)	711,937 円 (31 位)	727,864 円 (31 位)	722,433 円 (32 位)	
	宮城県	828,793 円	824,535 円	858,985 円	829,165 円	
介護保険サービス費 (1件当たり給付費)	居宅 サービス	女川町	33,565 円	33,428 円	33,468 円	33,261 円
		宮城県	39,078 円	39,259 円	38,392 円	38,587 円
	施設 サービス	女川町	283,648 円	290,586 円	294,952 円	279,265 円
		宮城県	283,019 円	288,358 円	284,305 円	280,072 円



## 5 アンケートにみる高齢者の生活・ニーズの状況

### 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

#### (1) 調査概要

##### ① 目的

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定し、女川町高齢者福祉計画（第8次）・介護保険事業計画（第7期）の策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

##### ② 調査対象

女川町在住の65歳以上の町民（要支援1、要支援2の要支援認定を受けた方を含む）1,200人（抽出）

##### ③ 調査方法

郵送配布・郵送回収

##### ④ 調査時期

平成28年11月24日～12月12日

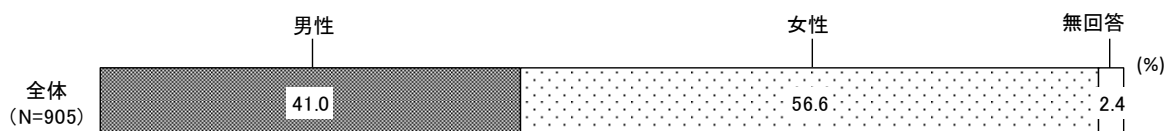
##### ⑤ 回収数（率）

配布数	回収数（率）
1,200	905 (75.4%)

#### (2) 基本属性

##### ① 性別・年齢

図表1-2-28 性別(全体)



図表1-2-29 年齢(全体)



## ② 要介護認定の認定状況

回答者の要介護認定の認定状況は、88.2%が要介護認定を受けておらず、要支援1が3.3%、要支援2が2.8%です。

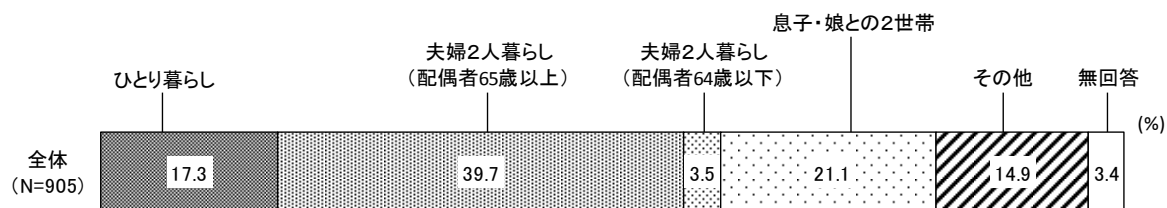
図表1-2-30 要介護認定の認定状況(全体)



## ③ 家族構成

回答者の家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）（39.7%）」が最も多く、「息子・娘との2世帯（21.1%）」、「ひとり暮らし（17.3%）」が続いています。

図表1-2-31 年齢(全体)

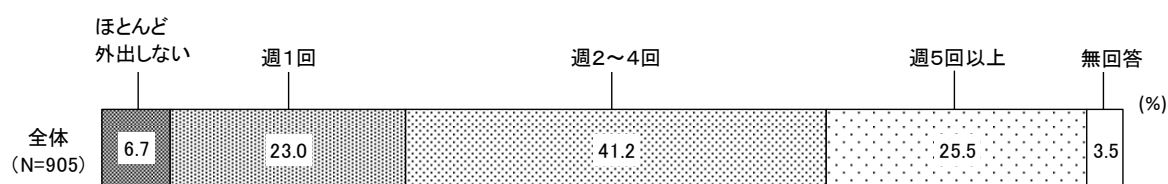


### (3) 外出

#### ①外出の頻度

外出の頻度を尋ねたところ、週2回以上外出している人が66.7%と、全体の3分の2を占めています。一方、6.7%の人が「ほとんど外出しない」と答えています。

図表1-2-32 週に1回以上は外出しているか(全体)

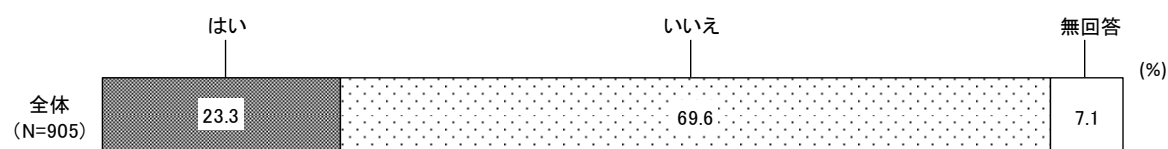


#### ②外出を控えているか

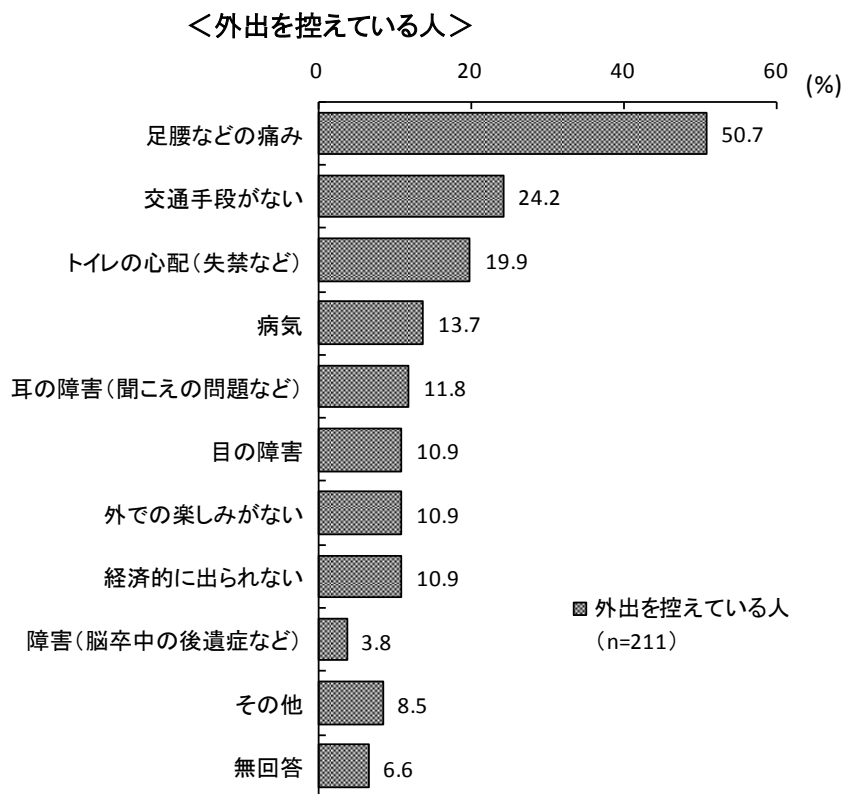
外出を控えているか尋ねたところ、23.3%が「はい」(控えている)と答えています。

外出を控えている理由としては、「足腰などの痛み (50.7%)」が最も多く、約半数となっています。続いて、「交通手段がない(24.2%)」、「トイレの心配(失禁など)(19.9%)」が続いています。

図表1-2-33 外出を控えているか(全体)



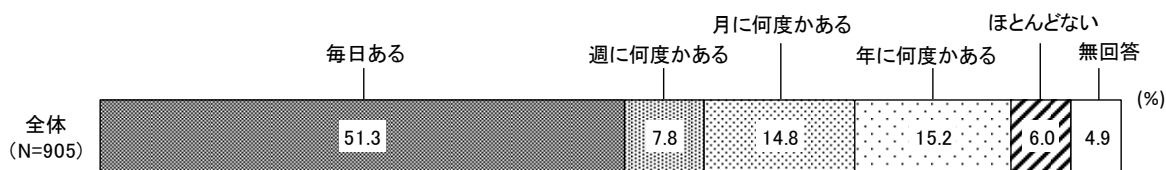
図表1-2-34 外出を控えている理由(全体:複数回答)



(4) 食事の状況

誰かと一緒に食事をする機会は、「毎日ある(51.3%)」が最も多くなっています。一方、「ほとんどない」と6.0%の人が答えています。

図表1-2-35 誰かと一緒に食事をする機会の有無(全体)



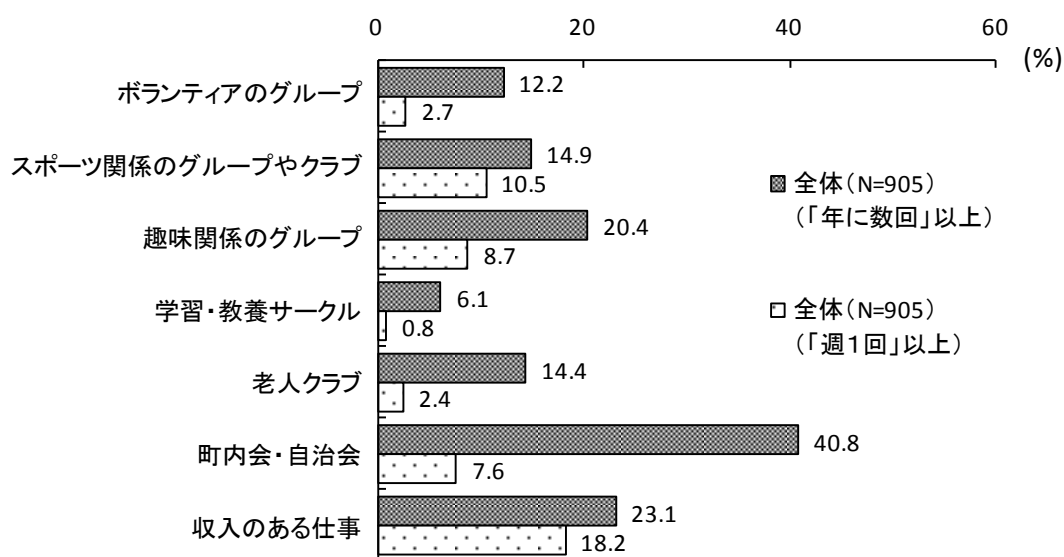
## (5) 地域活動

### ① 地域活動等への参加状況

年に1回以上参加している割合が最も多い活動は「町内会・自治会(40.8%)」で、「収入のある仕事(23.1%)」、「趣味関係のグループ(20.4%)」が続いています。

また、週1回以上参加している割合が最も多い活動は「収入のある仕事(18.2%)」で、「スポーツ関係のグループやクラブ(10.5%)」が続いています。

図表1-2-36 地域活動等への参加状況(全体(「年に数回」以上)、「週1回」以上)

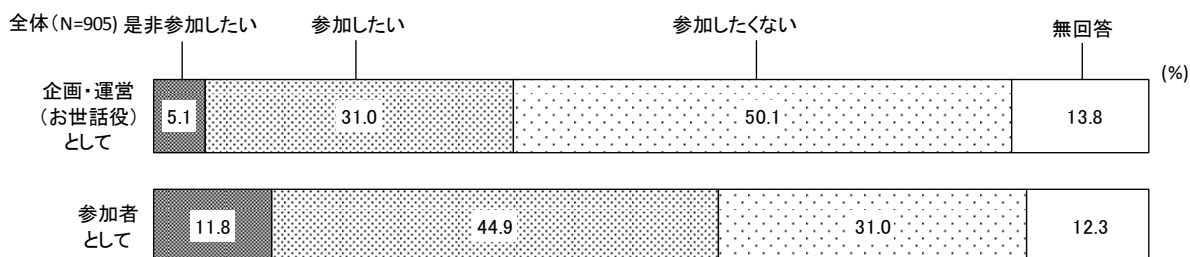


### ② 地域活動等への参加意向

今後地域活動へ参加してみたいか尋ねたところ、企画・運営(お世話役)として《参加したい》と答えた人は36.1%、参加者として《参加したい》と答えた人は全体の56.7%となっています。

※《参加したい》:「是非参加したい」と「参加したい」の合計

図表1-2-37 地域活動等への参加意向(全体)

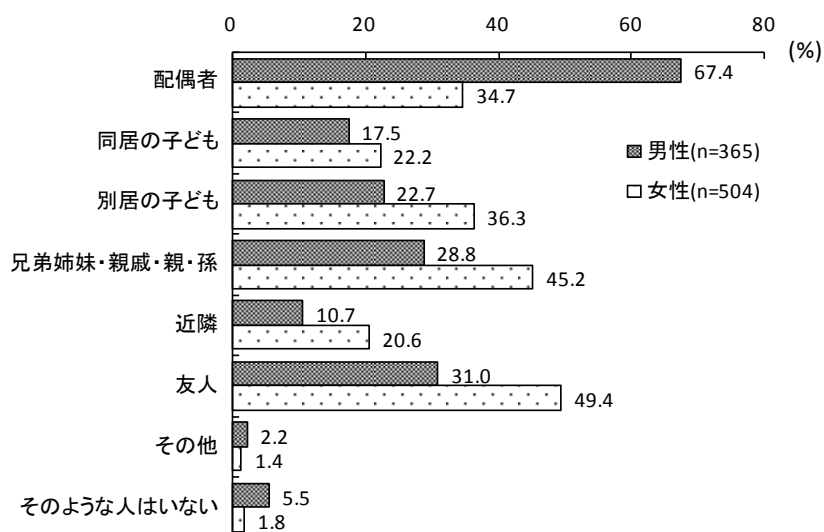


(6) 助け合い

① 心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）

心配事や愚痴を聞いてくれる人がいるかどうか尋ねたところ、男性は「配偶者（67.4%）」が最も多く、「友人（31.0%）」が続いているのに対し、女性は「友人（49.4%）」が最も多く、「兄弟姉妹・親戚・親・孫（45.2%）」が続いています。

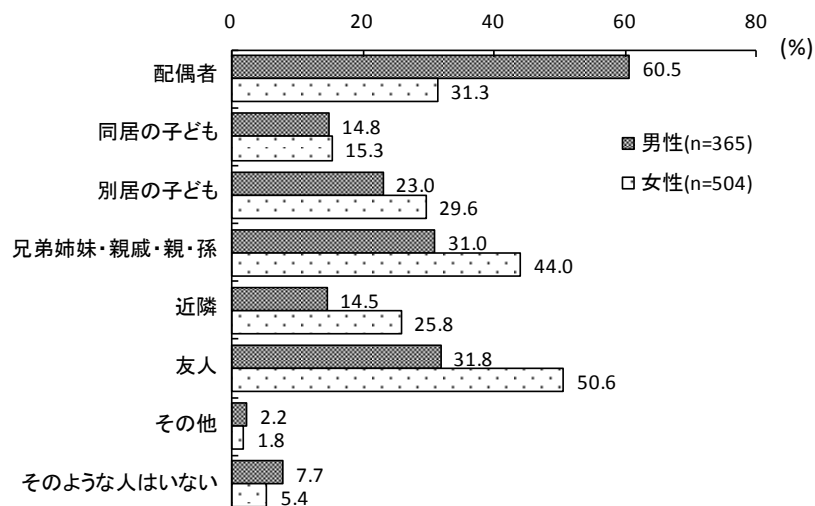
図表1-2-38 心配事や愚痴を聞いてくれる人の有無（性別：複数回答）



② 心配事や愚痴を聞いてあげる人（複数回答）

反対に、心配事や愚痴を聞いてあげる人がいるかどうか尋ねたところ、男性は「配偶者（60.5%）」が最も多く、「友人（31.8%）」が続いているのに対し、女性は「友人（50.6%）」が最も多く、「兄弟姉妹・親戚・親・孫（44.0%）」が続いています。

図表1-2-39 心配事や愚痴を聞いてあげる人の有無（性別：複数回答）

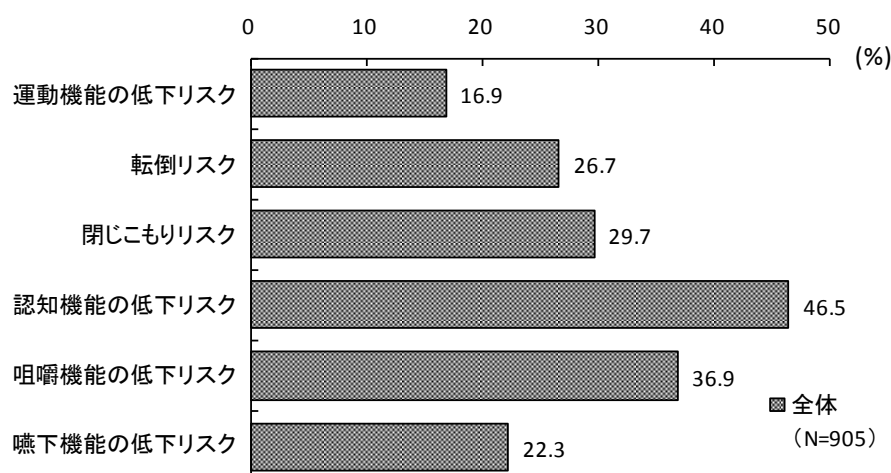


## (7) 介護予防リスク

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の項目には、身体機能やADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）を尋ねる項目があります。それらの回答結果を組みあわせて要支援・要介護状態になるリスクの分析を行いました。

リスク有の人の割合が最も高いのは認知機能の低下リスク（46.5%）で、次いで、咀嚼機能低下リスク（36.9%）、閉じこもりリスク（29.7%）の順となっています。

図表1-2-40 各種リスクの有無(全体:リスク有の割合)



## ＜凡例＞リスクの判定基準

- 運動器機能低下リスクの該当者
  - ・運動器機能についてたずねた設問5問中、3問以上該当の方
- 転倒リスクの該当者
  - ・過去1年間の転倒の経験についてたずねた設問で「何度もある」または「1度ある」と回答の方
- 閉じこもり傾向リスクの該当者
  - ・外出の頻度をたずねた設問で「ほとんどない」または「週1回」と回答の方
- 認知機能の低下リスク
  - ・物忘れについてたずねた設問で「はい（該当）」と回答の方
- 咀嚼機能の低下リスク
  - ・半年前に比べて固いものが食べにくくなったと回答した方
- 嚥下機能の低下リスク
  - ・お茶や汁物等でむせることがあると回答した方

## 6 在宅介護実態調査

### (1) 調査概要

#### ① 目的

介護保険事業計画（第7期）の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的として実施しました。

#### ② 調査対象

在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、調査期間中に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方 140人（主な介護者のいる人 132人）

#### ③ 調査方法

認定調査員による聞き取り方式

#### ④ 調査時期

平成28年11月～平成29年2月

#### ⑤ 対象者

140件

### (2) 主な介護者の属性

主な介護者の性別は、男女比が3：7で女性が7割を占めています。

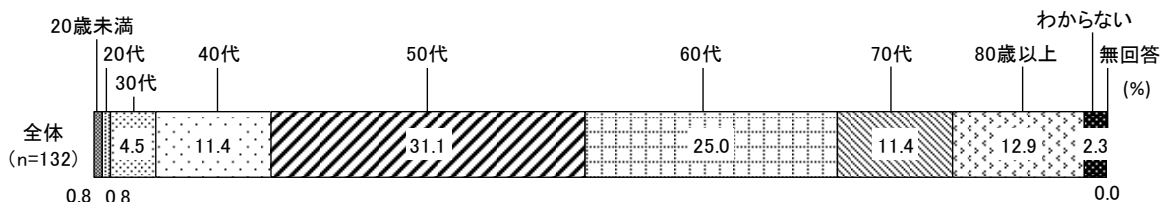
年齢は50代が31.1%で最も多く、60代(25.0%)が続いており、60代以上が49.3%と約半数となっています。

被介護者との関係は、配偶者が20.5%、子が50.0%、子の配偶者が21.2%となっています。

図表1-2-41 主な介護者の性別(全体)

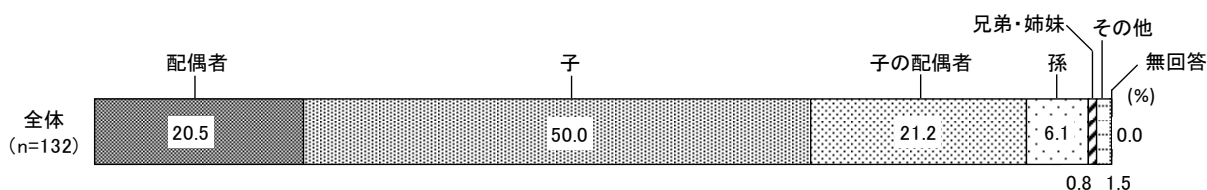


図表1-2-42 主な介護者の年齢(全体)





図表1-2-43 主な介護者の本人(被介護者)との関係(全体)

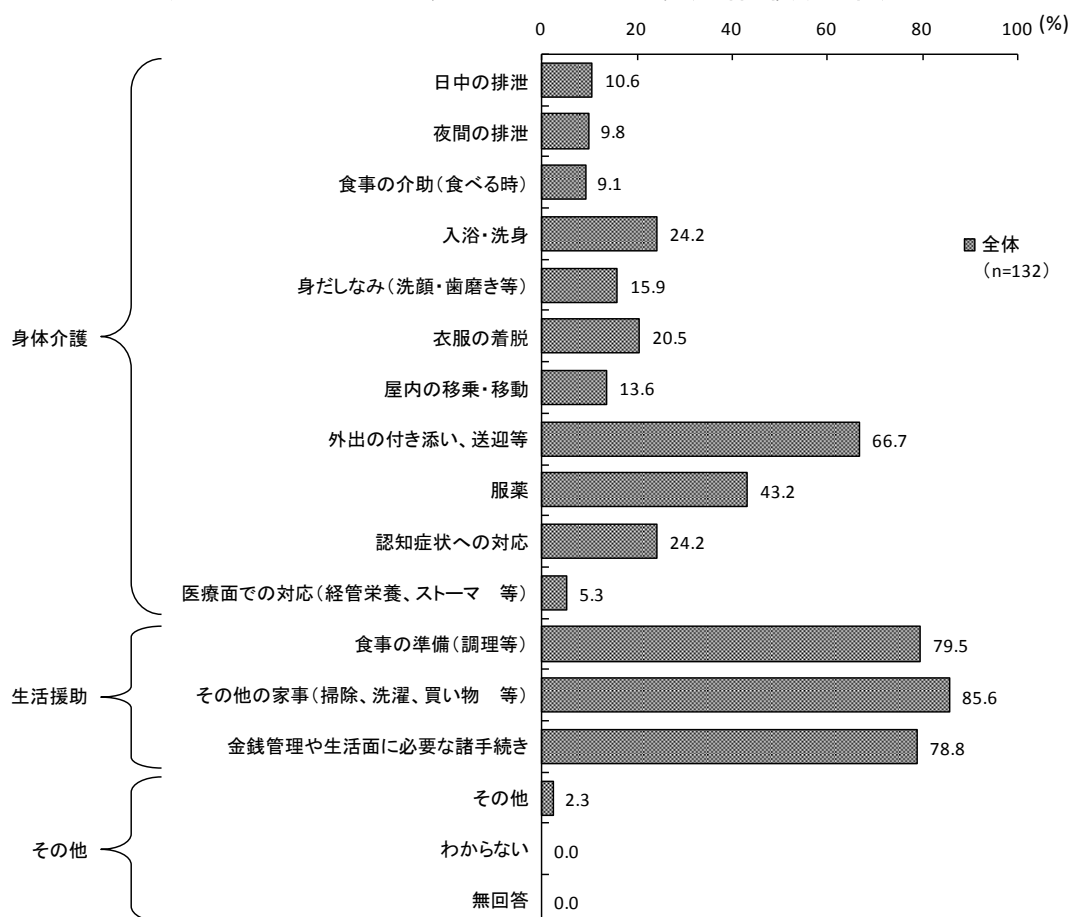


### (3) 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護は、食事の準備や掃除、洗濯、買い物、金銭管理等の諸手続きなどの生活援助が約8割で高くなっています。

また、身体介護では「外出の付き添い、送迎等(66.7%)」が最も高く、「服薬(43.2%)」が続いています。

図表1-2-44 主な介護者が行っている介護(全体:複数回答)



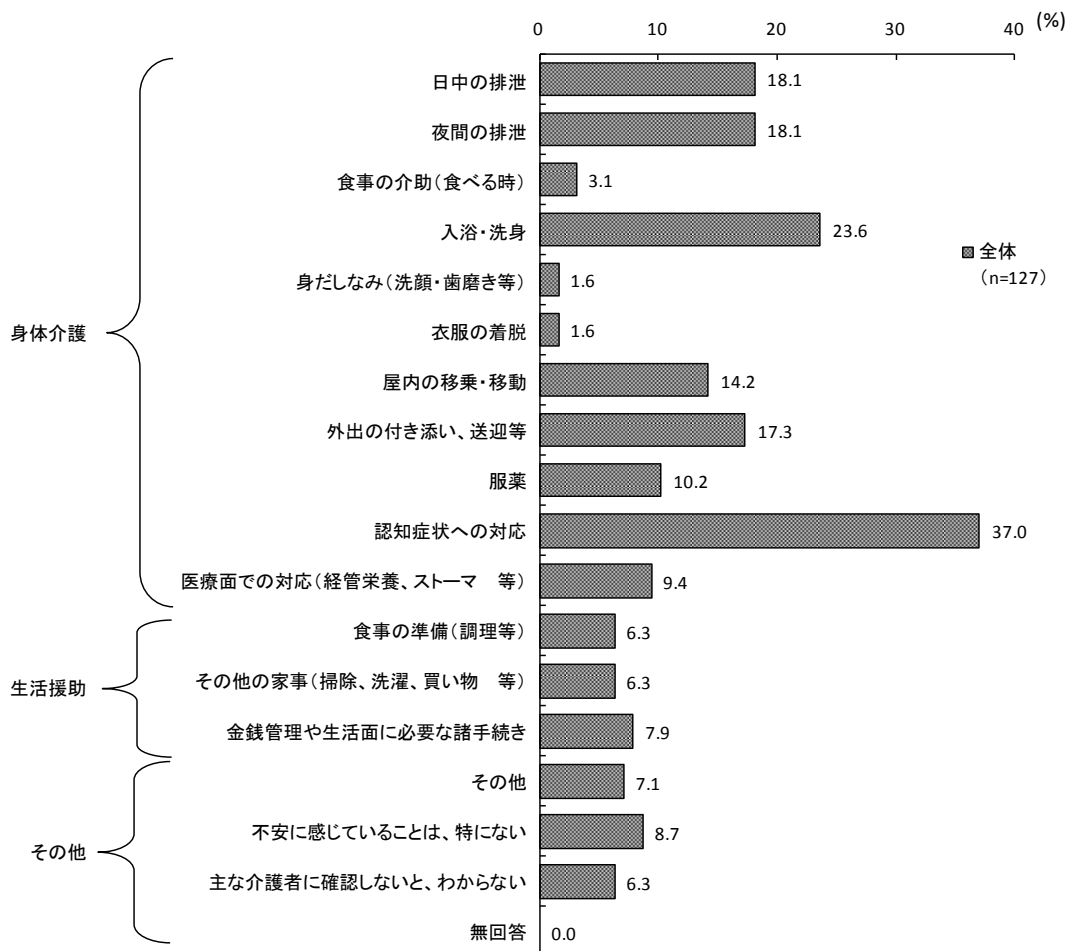
※「身体介護」「生活援助」「その他」の分類は、調査票の分類による。

#### (4) 主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護について尋ねたところ、「認知症状への対応（37.0%）」が最も高く、次いで「入浴・洗身（23.6%）」、「日中の排泄（18.1%）」「夜間の排泄（18.1%）」が続いています。

また、「不安に感じていることは、特にない」と答えた人は8.7%と少なく、9割以上の人は何らかの不安を感じていることが分かります。

図表1-2-45 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護  
(全体:複数回答(3つまで))

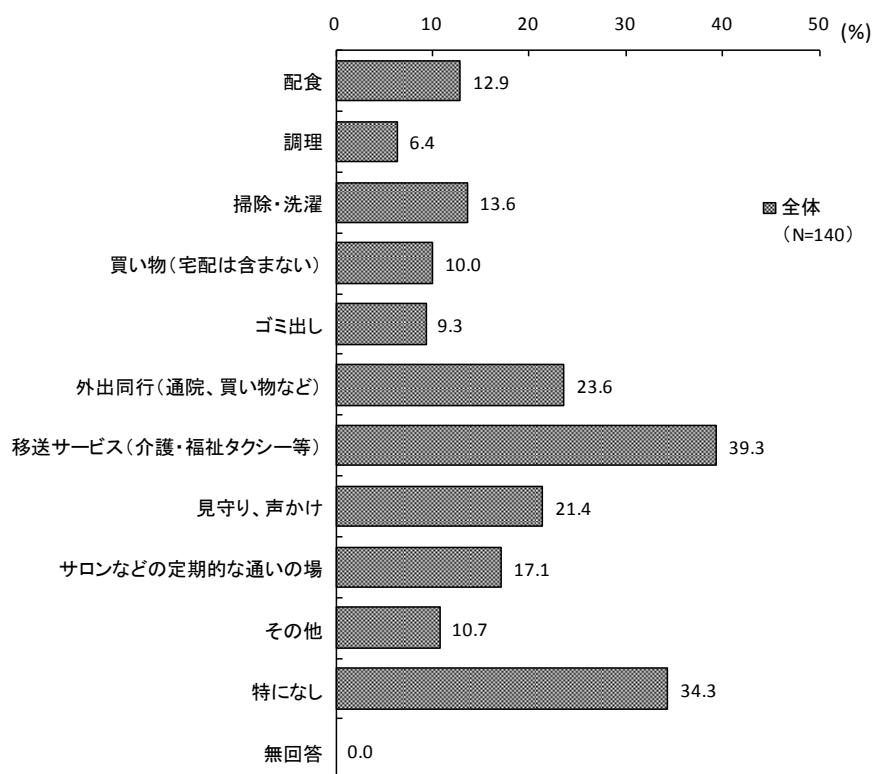


※「身体介護」「生活援助」「その他」の分類は、調査票の分類による。

## (5) あったらよい生活支援

今後の在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスを尋ねたところ、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）（39.3%）」が最も多く、「外出同行（通院、買い物など）（23.6%）」、「見守り、声かけ（21.4%）」が続いています。

図表1-2-46 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス(全体:複数回答)



## (6) 訪問診療の利用状況

訪問診療は12.9%が利用しており、全体の1割程度にとどまっています。

図表1-2-47 訪問診療の利用の有無(全体)



## 7 第6期計画での取り組み

### (1) 介護予防事業の推進

閉じこもり予防や筋力維持による介護予防を目的として、主に地域遊びリテーションとふまねっとを実施しました。地域遊びリテーションは、「遊び」を通じてのリハビリテーション（機能訓練）を各地区の集会所等で実施しました。平成28年度は実施箇所数を拡大し、計26か所で延177回実施し、延1,604人の参加がありました。

ふまねっとは、網のようなネットを使って、足の運動と脳トレーニングを行う事業です。平成28年度は実施箇所数を拡大し、計8か所で延46回実施し、延358人の参加がありました。

地域遊びリテーションとふまねっとの参加延人数を合計すると、平成28年度は1,962人であり、延人数ではありますが高齢者の4人に3人が参加している計算になり、多くの方が参加していることが分かります。

図表1-2-48 地域遊びリテーションの実績

	平成27年度			平成28年度		
	実施箇所数 (箇所)	実施延回数 (回)	参加延人数 (人)	実施箇所数 (箇所)	実施延回数 (回)	参加延人数 (人)
仮設住宅エリア	8	72	694	8	63	541
半島エリア	3	14	45	3	13	34
在宅エリア	12	96	1,022	15	101	1,029
計	23	182	1,761	26	177	1,604

図表1-2-49 ふまねっとの実績

	平成27年度			平成28年度		
	実施箇所数 (箇所)	実施延回数 (回)	参加延人数 (人)	実施箇所数 (箇所)	実施延回数 (回)	参加延人数 (人)
仮設住宅エリア	3	27	163	4	22	102
在宅エリア	4	29	290	4	24	256
計	7	56	453	8	46	358

### (2) 在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護の資源を把握するため、平成28年度に資源マップを作成しました。

在宅医療・介護の連携推進、医療・介護関係者の情報共有の支援、研修の実施として、女川町地域医療センター、町内介護保険サービス事業者、女川町をエリアとする居宅介護支援事業所（介護支援専門員）、女川町地域包括支援センター、女川町社会福祉協議会等の医療・介護関係者が参加する研修会を平成28年度、29年度2回ずつ開催しました。

また、地域住民への普及啓発として、「医療と暮らしの座談会」を平成28年度は町内5地区で、平成29年度は離島地区も含めた8地区で開催しました。

図表1-2-50 「医療介護連携研修会」の概要

平成28年度	日時	テーマ	参加者数
第1回	平成28年9月29日(木)	「多職種連携 ～見える事例検討から～」	39名
第2回	平成28年11月4日(金)	「医療と介護の素敵な関係 地域まるごといのちのケア」	34名
平成29年度	日時	テーマ	参加者数
第1回	平成29年11月21日(火)	「地域で住み続けるための住民 側の心構え」 ～地域包括ケアに込められた真 の狙い～	50名
第2回	平成29年12月9日(土)	「多職種での事例検討」 ～女川町の地域包括ケア構築 に向けて～	30名

図表1-2-51 「医療と暮らしの座談会」の概要

平成28年度	日時	参加者数	プログラム(例)
旭が丘	平成28年9月6日(火)	28名	女川町地域医療センター ・齋藤先生から ・訪問看護師から ・理学療法士から(リハビリ専門職) ・自宅で看取った家族の経験から ・座談会
浦宿一	平成28年10月8日(土)	13名	
上三	平成28年10月22日(土)	20名	
上五	平成28年11月8日(火)	16名	
石浜	平成29年3月25日(土)	15名	
平成29年度	日時	参加者数	プログラム(例)
針浜	平成29年8月5日(土)	16名	女川町地域医療センター ・齋藤先生から ・訪問看護師から ・理学療法士から(リハビリ専門職) ・薬剤師から ・座談会
指ヶ浜	平成29年9月2日(土)	10名	
出島・寺間	平成29年9月30日(土)	18名	
浦宿3	平成29年10月21日(土)	11名	
竹浦	平成29年10月24日(火)	13名	
大原南	平成29年10月28日(土)	14名	
浦宿2	平成29年11月11日(土)	14名	
女川南	平成29年11月14日(火)	12名	

※平成29年12月現在

### (3) 認知症施策の推進

認知症施策の推進のため、平成27、28年度で認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに2名配置（兼務）しました（地域包括支援センター職員2名が認知症地域支援推進員養成講座を受講）。

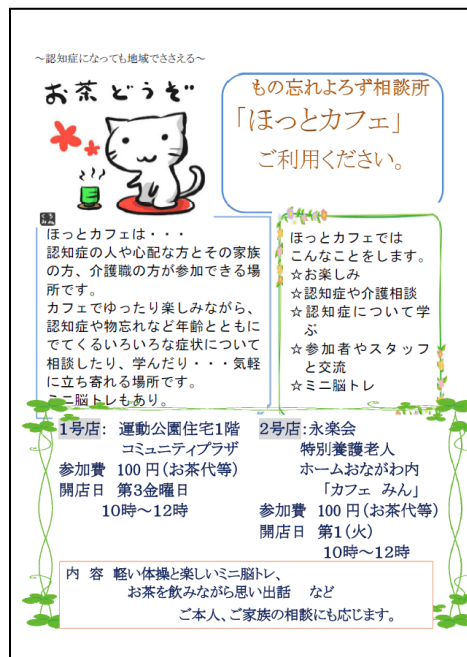
養成研修受講に地域医療センターの協力があり、平成28年度に認知症サポート医が設置されました。

平成28年度も認知症地域支援推進員が認知症ケアパスを作成しました。

認知症初期集中支援チームは、地域医療センターが石巻市の病院と連携しながら、平成29年度に設置しました。

町内の認知症サポーター養成講座受講人数は平成28年度が109人であり、平成28年12月末現在で受講人数は1,515人となっています。サポーター養成講座受講者が集まり、啓発のための認知症の劇団結成の動きも出てきています。

認知症と診断されている方、もしくは心配されているご本人やその家族が気軽に立ち寄り、認知症やその介護などについて話をしたり、相談したりできる場所を目標に、平成28年度から認知症カフェを2か所で実施しました。平成28年12月末現在で計10回、延70人の参加がありました。



図表1-2-52 認知症カフェ『物忘れよろず相談所「ほっとカフェ」』の概要

【平成28年度】

実施場所	期 日		参加者	
			合計	内訳
運動公園住宅内サブセンター *月1回 (最終金曜日 10:00~11:30)	平成 28 年	7月 29 日(初回)	7人	本人5人・家族2人
		9月 2 日	6人	本人5人・家族1人
		9月 30 日	11人	本人9人・家族2人
		10月 28 日	6人	本人5人・家族1人
		11月 18 日	9人	本人8人・家族1人
		12月 16 日	7人	本人6人・家族1人
「カフェみん」 永楽会特養おながわ内 *月1回 (第1水曜日 10:00~11:30)	平成 28 年	9月 7 日(初回)	7人	本人5人・家族2人
		10月 5 日	5人	本人5人
		11月 2 日	5人	本人5人
		12月 7 日	7人	本人6人・家族1人

## 【平成29年度】

実施場所	期 日		参加者	
			合計	内訳
運動公園住宅内サブセンター *月1回 (最終金曜日 10:00~11:30)	平成 29 年	4月 21 日	9人	本人7人・家族2人
		5月 19 日	9人	本人7人・家族2人
		6月 16 日	8人	本人6人・家族2人
		7月 21 日	9人	本人7人・家族2人
		8月 18 日	6人	本人5人・家族1人
		9月 15 日	11人	本人9人・家族2人
		10月 20 日	12人	本人10人・家族2人
		11月 17 日	11人	本人8人・家族3人
		12月 15 日	9人	本人7人・家族2人
「カフェみん」 永楽会特養おながわ内 *月1回 (第1水曜日 10:00~11:30)	平成 29 年	4月5日	5人	本人5人・家族0人
		5月 10 日	4人	本人4人・家族0人
		6月7日	4人	本人4人・家族0人
		7月5日	5人	本人4人・家族1人
		8月2日	6人	本人6人・家族0人
		9月6日	4人	本人4人・家族0人
		10月4日	6人	本人6人・家族0人
		11月1日	5人	本人3人・家族2人
		12月6日	7人	本人5人・家族2人

※現在永楽会職員が毎回参加しています。ケアマネも時々来所されます。

#### (4) 生活支援体制の充実

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて、平成28年度に介護保険サービス事業者における検討会を7回開催し、生活支援・介護予防の体制整備における協議体準備会を設置しました。

そして、平成29年4月から町内に生活支援コーディネーターを2人配置し、「地域の宝物探し」ということで地域の支え合い活動を調査し、他の地域にも周知を図っています。また、平成29年8月と11月に、介護保険事業所、NPO法人、ボランティア、民生・児童委員、社協、商工会、住民、地域包括支援センター、行政が参加して、女川町生活支援体制整備協議体（地域づくりプロジェクト）を開催しています。

図表1-2-53 総合事業(新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業)検討に係る  
介護保険サービス事業者部会

回次	実施月	内容
第1回	平成28年5月	①サービス事業者部会について(部会実施の主旨等) ②要支援認定者の現状について(H27・H28) ③意見交換
第2回	平成28年6月	「新総合事業は地域づくり」見守りをテーマに
第3回	平成28年7月	①住み慣れた町で暮らし続けられる地域づくり行政側の目指す、地域づくりについて ②地域の資源の把握 女川町商工会職員を招いて意見交換
第4回	平成28年8月	①これからの地域づくりは「つながり(支え合い)と協議」 ②「女川のくらし・いいところ」参加者間で情報交換
第5回	平成28年9月	①生活支援体制整備事業について【前回のグループワークの報告】 ②新総合事業について
第6回	平成28年10月	①生活支援体制整備事業について
第7回	平成28年11月	①生活支援体制整備事業について
第8回	平成28年12月	①生活支援体制整備事業について

図表1-2-54 女川町生活支援体制整備協議体(地域づくりプロジェクト)

回次	実施月	内容
第1回	平成29年8月	テーマ:「語ろう・つくろう・住みよいまち」 (1)協議体と生活支援コーディネーターについて (2)地域の資源(地域の宝)から見えてくる地域づくりについて
第2回	平成29年11月	テーマ:「暮らしの中のつながり」 (1)協議体と生活支援コーディネーターについて (2)グループワーク

#### (5) エリアごとの情報共有・課題調整会議の開催、地域づくり計画書の作成

町では平成23年10月から、地域支え合い体制づくり事業として、町民と専門職が協働で地域のつながりの再構築を目指し、こころとからだとくらしの相談センターのサブセンターを設置しています。サブセンターは、平成27年度は8か所でしたが、コミュニティが仮設期から恒久期に向かって形成されていることから、平成28年度は5か所に統合しました。

その中で、平成28年度も地域支え合い体制づくり事業のエリアごとに、個別支援の課題、エリア全体の課題を話し合うエリア会議を実施しました。会議には、ここから支援員、町、保健センター、社協、地域医療センター、エリアにより区長、民生委員・児童委員等が参加し、1か月に1回から2か月に1回開催しました。

また、エリア間の情報交換、共通課題を調整・検討するため、地域支え合い体制づくり事業者会議も開催しました。



図表1-2-55 平成28年度のエリア会議の参加者と開催回数

サブセンター	担当地区	サブセンター 担当事業所
第一小学校 仮設集会所エリア	浦宿、一小仮設	(社福)元気村
旧子育て支援 センターエリア	大沢、上、西、針浜(仮設含む)、小乗	ぱんぷきん(株)
	清水、新田	
運動公園住宅 エリア	旭が丘、宮ヶ崎、石浜、女川地区	社会福祉協議会
	大原北区、野球場仮設、多目的運動場仮設	
	桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、指ヶ浜、高白浜、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、出島、寺間、江島	
石巻バイパスエリア	石巻バイパス東・西仮設、蟹田仮設、内田仮設	
民間賃貸施設	民間賃貸施設	震災こころのケア・ネットワークみやぎ

また、エリア会議が中心となり、行政区・仮設住宅団地の範囲の25地区ごとに「地域づくり計画書」を作成しています。「地域づくり計画書」では、人口、高齢化率等の基本データ、地区の取組みの年間スケジュール、現状と課題を整理し、目的・方向性、対策を整理しています。なお、地域づくり計画書の各地区の活動内容をみると、運動、自治会活動等に差があることが分かります。

#### <地区づくり計画書フォーマット>

○年○月○日現在

○○地区		
実 態	人口	
	世帯数	
	0～14歳人口	
	15から64歳人口	
	65歳以上人口(高齢化率)	
	うち75歳以上人口	
現状と課題		
目的・方向性		
対策		

図表1-2-56 各行政区・仮設住宅団地の活動内容(平成28年度地域づくり計画書記載)

行政区名	運動				自治会活動等					
	ダンベル体操	遊びリレーション	ふまねっと	その他	趣味	カフェ(お茶会)	清掃	祭り	防災	運動会
多目的運動場仮設	○	○		○	○	○	○	○	○	
大原北	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
野球場仮設	○	○	○		○	○	○	○	○	
宮ヶ崎	○	○		○						
石浜		○	○							
清水・新田		○	○	○	○	○	○	○	○	○
浦宿一		○			○		○	○		
浦宿二	○	○		○	○		○	○		○
浦宿三	○	○		○	○		○	○		
一小仮設		○		○	○		○	○		
大沢	○	○			○	○	○			
針浜	○	○				○				
旭が丘	○	○					○	○		
上三	○	○	○		○	○	○			
上四	○	○	○			○				
上五	○	○			○					
西	○	○		○	○	○				
桐ヶ崎		○								
尾浦		(○)								
旧三小仮設		○								
竹浦		(○)								
御前浜		(○)								
指ヶ浜		○								
小乗	○	○				○				
高白浜		(○)								
横浦		(○)								
大石原		(○)								
野々浜		(○)								
飯子浜		(○)								
塚浜		(○)								
小屋取		(○)								
出島・寺間		○								
江島		(○)								
石巻バイパス										
蟹田		(○)			○		○	○		
内田										
民間賃貸										

## (6) 災害時要支援者の把握

避難行動要支援者<sup>\*</sup>から、健康福祉課で避難支援が必要だと考える対象者（障害者手帳所持者、要介護者、75歳以上ひとり暮らし等）531人を抽出し、そのうち死亡転居等を除いた382人を対象に「災害時における避難に関するアンケート」を平成28年度に実施しました（アンケート回収率100%）。

そのうち「避難可」は170人（44.5%）で、「避難不可」は212人（55.5%）でした。「避難不可」の212人のうち、個人情報事前に民生委員・消防署等に情報提供可としたのは194人（91.5%）でした。この194人で災害時要支援者名簿を作成し、平成29年2月に民生委員及び消防署に対し情報提供を行いました。なお、「避難不可」で情報提供を「可」としない18名に対する支援の方法についても、検討しています。

※75歳以上のみ世帯に暮らす人、要介護認定者、障害者手帳所持者、乳幼児、妊婦、難病患者、外国人等

図表1-2-57 災害時における避難に関するアンケート結果

### 【アンケート対象者】

アンケート対象者	調査対象要件	人数
75歳以上ひとり暮らし	要介護認定者のぞく	218人
要介護認定者	施設入所者をのぞく認定者	184人
身体障害者手帳所持者	<b>■第1種障害者</b> [介護が必要な障害者] ①聴覚・視覚障害 ②下肢・体幹不自由 ③音声・言語障害 <b>■第2種障害者</b> [介護の必要のない障害者] ①聴覚・視覚障害 ②音声・言語障害	73人
療育手帳所持者	すべて(町外居住及び施設入所者除く)	28人
精神保健福祉手帳所持者	すべて(町外居住及び施設入所者除く)	28人
計		531人

※重複者については、精神保健福祉手帳>療育手帳>身体障害者手帳>要介護者>75歳以上高齢者の順でカウントしている。

### 【アンケート質問項目】

質問1	災害が起こった時、あなたは、お一人で避難することができますか？
質問2	あなたがお一人で避難することが困難であることを、行政区長や民生委員、消防署、警察署等に事前に伝えてもよいですか？

### 【アンケート結果】

	対象者 総数	死亡 転居等	対象者数	質問1		質問2(避難否の人)	
				避難可	避難否	提供可	提供否
件数	531	149	382	170	212	194	18
割合	—	—	—	44.5%	55.5%	91.5%	8.5%

## 8 計画の課題と方向性

本町ではこれまで、「いきいき活動できるまち」「いきがいを持って暮らせるまち」「支え合いともに生きるまち」「最期まで安心して暮らせるまち」の4つの姿を目指した健康まちづくりを進めてきました。

震災から6年が経過し、災害公営住宅の建設が進み、復興まちづくりも恒久期を迎えています。地域包括ケアシステムの動きも、制度改正やまちの動きとあわせて変化しつつあります。以上も踏まえ、計画策定に当たっての課題と方向は以下の4点と考えます。

### (1) 健康づくり・暮らしづくり・地域づくりの推進

本町の平成29年の高齢化率は38.0%ですが、平成32年には40.1%となり、その傾向が続くことが予想されています。また、平成37年の後期高齢者の割合は前期高齢者の1.7倍となることなどから、今後は介護ニーズが懸念されています。

震災後の本町の健康づくりは極めて活発で、各地で「地域遊びリテーション」や「ふまねっと」をはじめとする、地域で取り組む介護予防が進められてきました。特に地域遊びリテーションの延参加人数は、高齢者の3分の2程度になりました。震災後、認定率の急激な上昇を防げた要因として、介護予防の一定の効果があったものと考えます。

今後は、介護予防の取り組みを地域活動にも拡げていき、高齢者が役割をもちながら生きがいのある生活を続け、介護や支え合いの担い手としても活躍できるよう、支え合いの体制に発展させたいと考えます。

そのため、平成29年度からスタートした「介護予防・日常生活支援総合事業」での生活支援体制の整備を進め、介護予防を国基準のサービスから、本町にふさわしい住民主体による生活支援など多様なサービスに転換できるような仕組みをつくります。

また今後は国保事業とも連携して、高齢者の糖尿病や心疾患など生活習慣病の予防や重度化防止の取り組みを強化し、引き続き地域で取り組む健康づくりを推進します。

### (2) 女川町型地域包括ケア体制の充実

本町では、地域包括ケアシステムを、すべての町民を対象としたシステムと考えてきましたが、その核となるのが、本町と地域包括支援センター、女川町地域医療センター、社会福祉協議会等との連携です。これまでの「こころとからだ暮らしの相談センター」の相談機能が平成30年には地域に移行していくことから、これらの連携が新しい地域包括ケアシステムの「鍵」になるものと考えています。

高齢者分野では、介護保険事業計画の推進に当たり、医療・介護の連携、認知症施策の推進などを進めてきましたが、第7期はさらに連携を緊密にしながら、人材、情報、資源を共有化し、効率的・効果的なネットワークとしていきます。

医療・介護の連携では、資源マップの作成、研修会・座談会の開催などの情報提供の仕組みを充実させたほか、認知症施策でも、認知症サポーターの育成や介護相談・認知症カフェなど、町民が取り組む活動や啓発に力を入れてきました。第7期はそれらを受けて、骨格となる仕組みを充実して、システムへと発展させていきます。

介護の分野では、病院や施設から在宅への流れのなかで、安心して暮らせる在宅療養の体制をつくることが課題です。

この度の介護保険制度改正では、2025年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進として、地域共生型サービスが創設されるなど、国全体が、本町が進める「あらゆる住民を対象とした」地域包括ケアに転換する方向が示唆されました。

第7期ではそれを受けて、新しいまちづくりのために、高齢者分野での医療介護連携の仕組みなどをベースにしながら、地域福祉、障害、保健医療等の分野と連携し、改めて相談や支援の仕組みなどを検討することが考えられます。

### (3) いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現

本町では、震災後のまちづくりが進められ、健康福祉の分野でも関係機関だけでなく企業やNPOとの連携が進められ、災害公営住宅の建設や街区の形成などハード面での整備も行われるなど多様な主体が連携したまちづくりが進められました。

また災害時要援護支援体制では、高齢者全数へのアンケートで災害時のニーズを把握するなどきめ細かな体制整備が進められました。

介護支援の分野では中心部での対応ともあわせ、課題となっている離半島部での支援については、災害公営住宅建設後の支え合い活動や、訪問診療の体制継続で安心して暮らし続けられる支援が継続しています。

今後も復興まちづくりとあわせ、高齢者が住みやすく活動しやすい、住まいやまちづくりをハードとソフトの両面から充実していくことが必要です。

### (4) 介護保険制度の持続可能性の向上

地域包括ケアシステムの深化・推進に当たり、その基盤である介護保険制度の円滑な運営が課題です。介護保険料の基準額の全国平均は、第1期の2,911円から第6期の5,514円（女川町4,800円）となり、2025年には8,200円程度と、大幅な上昇が見込まれています。

そのため、この度の介護保険制度改正で、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や介護給付の適正化推進がうたわれました。今後は、町民の実態やニーズ、地域分析を行いながら必要に応じて計画を見直し、町民や介護事業者へ、制度改正（利用料の2～3割負担など）や、給付の適正化などの情報提供を行い、理解を促していきます。

また、最大の課題となっている介護人材についても、他の分野とも連携し、育成と定着支援を進めることが課題です。

## 第3章 計画の考え方

### 1 計画の基本理念

第7次・第6期計画は、東日本大震災後の仮設期から恒久期に向かう時期の計画でした。本町では現在、災害公営住宅の建設が進み、計画期間の平成32年度までには仮設住宅からの移行がすべて完了する予定であり、本格的な恒久期に入ることになります。

本計画は、震災後の現段階での復興まちづくりの成果を踏まえ、新たな住まいとコミュニティにおける第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画です。

高齢化の進行と限りある社会保障財源のなかで、町民一人ひとりが心とからだの健康を維持し、つながりをもって支え合いながら、人生の最期までを心豊かに暮らすことができるデザインと、サービス供給システムである「地域包括ケアシステム」を深め、推進していくことが、これからのまちづくりのテーマです。

以上のことから、本計画では引き続き、「とりもどそう 笑顔あふれる女川」をキャッチフレーズに推進する女川町復興計画にあわせ、第7次の考え方を継承し、すべての高齢者が生涯にわたり、いきがいを持ちながら健やかで安心して暮らしていける社会の実現を目指します。それにより、一日も早い、真の復興を目指し、元気で明るく暮らす健康のまちづくりを進めます。

町民が支え合い  
誰もが生涯いきいきと暮らせるまち  
おながわ

## 2 まちのすがた

### (1) 女川町が目指す福祉のまちづくりの方向性

本町では、「福祉のまちづくり」の方向性として、以下の4つの実現を目指します。

#### ① いきがいをもって暮らせるまち

町民一人ひとりが、地域や人とのつながりのなかで、自分の役割をもち、生きがいをもって暮らすことができるまちを目指します。

そのために、一人ひとりの尊厳が大切にされ、誰もが障壁を感じることなく活動したり暮らすことのできる社会参加の仕組みを進めます。

#### ② いきいき活動できるまち

あらゆる世代の町民が心身ともにいきいきと暮らせる福祉と生涯現役社会の実現を目指し、ライフステージを通じた健康づくり、相談、疾病予防の充実を進め、町民のいきいきした活動を支える地域づくりや環境づくりを推進します。

#### ③ 支え合いともに生きるまち

町民が自発的に支え合い、さまざまな主体と協働して進める幅広い福祉の実現を目指します。

そのために、互助の視点から住民主体の支え合いの仕組みづくりや、町民への見守りや支援と支え合いの人材育成に力を入れます。

#### ④ 最期まで安心して暮らせるまち

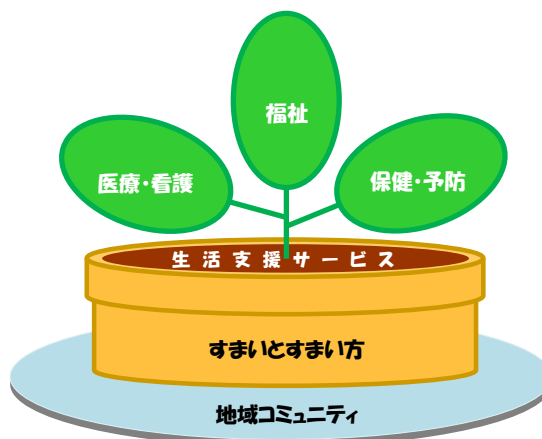
生まれてから人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちの実現を目指します。そのためには、住まいの充実や医療・保健・福祉の連携が進むこととあわせ、制度の狭間にある福祉課題にも対応し町民に適切な福祉が行きわたる体制づくりを進めます。

## (2) 女川町が考える地域包括ケアシステム

本町では、地域包括ケアシステムを「女川町民が住み慣れた地域で、その人らしい生活をするように、公的サービスのみならず、その他のインフォーマルな社会資源を本人が活用することができるよう、包括的・継続的に支援していくこと」と定義し、以下の4つの方向性で推進していきます。

### ① あらゆる町民を対象とする

本町の地域包括ケアシステムは、あらゆる町民を対象とします。生まれてから、学び、働き、高齢になるまで、また障害の有無にかかわらず、多様な世代の町民が、幸せを感じられるような暮らしとケアの仕組みをつくりまします。



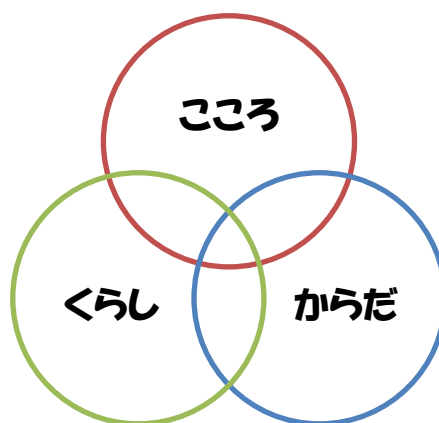
### ② 地域コミュニティを基点と考える

地域包括ケアシステムの考えは、「地域（コミュニティ）でのケア」を推進することと、「包括的・統合的なケア」を推進していくことの両輪から進めていくことを基本的な考え方とします。

### ③ 女川町らしさを活かしたシステムとする

地域医療センターを中心とした医療福祉のシステムや、中心部でも離半島部でも安心して暮らし続けることができる仕組みづくりをベースに、町・社協・関係機関と地域とのネットワークを活用した発展的なケアシステムとします。

また、本町の強みであった支え合いの精神を、地域における住民主体の課題解決力の強化によって取り戻し、新しい支え合いの仕組みによる、こころ・からだ・くらしのバランスがとれたケアシステムとします。



### ④ まちづくりとの一体的な推進を図る

震災後から平成30年度までの復興計画では、「心身ともに健康なまちづくり」を復興の5つの柱の1つとして推進しました。今後策定される長期発展計画では、住民の意見聴取やまちづくり全体への提言・提案の場を増やし、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。



### 3 基本目標

本計画では次の4つの基本目標を掲げます。本計画は平成30年度～32年度が計画期間ですが、平成37年度も視野に入れた目標も設定し、計画しています。

#### (1) 基本目標1 明るく元気なくらしの実現

高齢者が地域とのかかわりをもちながら元気に暮らしていくために、介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護保険の国基準サービスから、住民主体の活動への推進を図るための、新しいサービスと担い手育成の仕組みをつくります。

また、震災直後から取り組んできた地域遊びリレーション、ふまねっと、ダンベル体操等の介護予防・健康づくり、お茶会やサロン、趣味のサークルなどの地域活動の支援についても継続して行い、地域づくりを通して明るく元気なくらしの実現を図ります。

#### (2) 基本目標2 住み慣れた地域での暮らしを実現する仕組みの充実

人生の最期まで、住み慣れた女川町で自分らしい暮らしをすることができるよう、医療や介護の支援体制や認知症支援体制、権利擁護の充実、家族への介護支援等を進めます。

また、ひとり暮らしになっても、安心して生活が続けられるように、これまで培ってきた互助の仕組みを充実させ、高齢者相互はもとより多世代の助け合いによる見守りや、生活支援を進めます。また今後は、有償によるコミュニティサービスについても検討していきます。

#### (3) 基本目標3 安全で安心なまちづくりの推進

地域包括ケアシステムの実現に向けて、最も基礎となるのが、高齢者にとって安心して暮らす住まいの提供です。また、少子・高齢社会に対応した新しいまちづくりを進めるためには、高齢者にとって緊急時にも安全・安心なまち、健康福祉の観点から高齢者が活動しやすく移動しやすい快適なまちをつくっていくことが重要です。

福祉・医療機関、商店・警察、消防、交通機関等、高齢者の生活にかかわるあらゆる機関が連携・協働し、離島部への支援も含め、高齢者が安心して暮らせる女川町を実現していきます。

#### (4) 基本目標4 介護保険サービスの体制充実

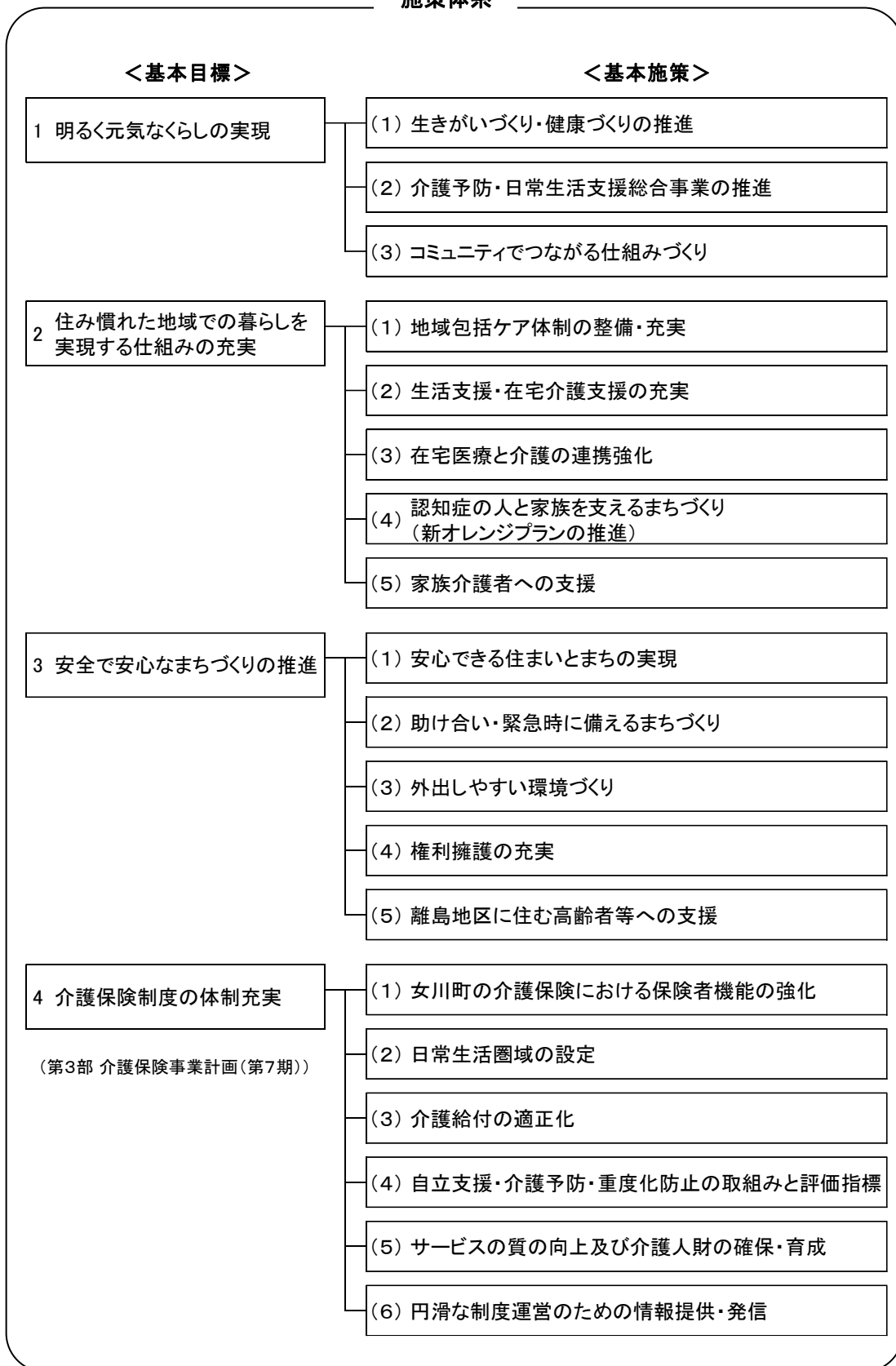
本町の介護保険制度は、東日本大震災後以来、サービスの復旧が課題となっており、特に在宅サービスや地域密着型サービスの充実が必要となっています。こうしたなか、支援が必要な人に必要なサービスが届く仕組みの充実と、医療・介護との連携やケアマネジメント、サービスの質の向上を図ります。また、介護保険制度をこれからも持続可能にしていくために、「保険者機能」を強化し、給付の適正化や介護人財の育成や定着支援を進めます。

## 4 計画の体系

<基本理念>

町民が支え合い 誰もが生涯いきいきと暮らせるまち  
おながわ

施策体系



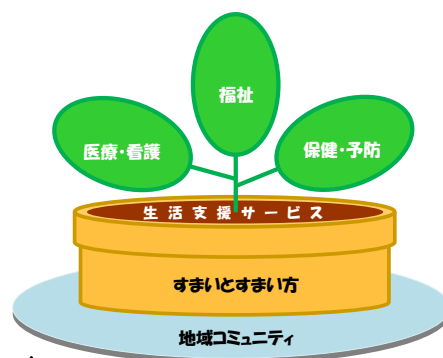
## 5 本計画で、重点的に取り組むこと

### 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 女川町の地域包括ケアシステムは

- あらゆる人がともに生きる、地域共生社会を目指します
- 女川町の強みを活かし、支え合いでつくるシステムです
  - ・健康をキーワードにした地域づくりの推進
  - ・地域医療センターを核とする医療・介護の連携
  - ・総合事業による地域支え合い体制づくり
- まちづくり（都市政策）と一体的に推進します

以上に基づき、本計画では次の4つに重点的に取り組みます



#### 1 介護予防・重度化防止の取組み（女川げんきプロジェクト）の推進

女川町の高齢者が、いつまでも元気でいきいきと暮らせるような、健康づくりや介護予防の目標を設定し、みんなで取り組みます。

- 自立支援・介護予防・重度化防止の取組み（女川げんきプロジェクト）
- 介護予防事業の推進（身体・食・交流）
- お世話役（介護予防リーダー）の育成

#### 3 地域包括ケアシステムの体制充実

町、地域包括支援センター、地域医療センター、社協、介護事業者等の関係者が一体となった地域包括ケアの仕組みをつくります

- 医療・介護の連携
- 地域医療センター、地域包括支援センター等による地域ケア会議の充実
- 地域で認知症の人と家族を支える仕組みの充実

#### 2 地域支え合いの仕組みづくり

地域での支え合い体制の充実のために、介護予防・生活支援総合事業の生活支援体制を通じた、担い手の確保育成を進めます。

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 生活支援コーディネーター
- 協議体の設置

#### 4 介護保険制度の持続可能性の確保

データ分析による地域マネジメントの充実や、介護給付の適正化を図り、今後の介護保険制度の持続可能性を確保します。

- 地域マネジメントの充実
- 介護給付の適正化の推進
- 共生型サービスの検討



## 第2部 高齢者福祉施策の展開



## 第1章 明るく元気なくらしの実現

### 1 生きがいがづくり・健康づくりの推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、高血圧と回答した人の割合が高い（約50%）ことから、本町の高齢者が健康長寿の暮らしを実現していくために、日頃からの健康管理や心身の健康づくりによる生活習慣病の予防や重度化予防を図ることが喫緊の課題です。本町では平成28年から民間企業などとともに「健康な町、女川」を進めており、今後は高齢者支援の視点からもプロジェクトを進めていきます。

また、高齢者の健康づくりには、地域でいきいきと活動し、活躍していくための生きがいがづくりの推進も重要です。ニーズ調査では、「地域住民の有志による、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加したいかどうか」を尋ねましたが、3割以上が「お世話役として」参加したい、また、半数以上が「是非参加したい」「参加してもよい」と回答いただきました。

このことから今後は、生涯学習分野とも連携したさまざまな地域活動を支援することで、高齢者の心身ともに健康で生きがいのある暮らしを実現します。

#### ○主な事業

事業名		事業内容	担当課
健康な町、女川の推進		健康な町づくりを推進するために、町民組織、町、NPO、民間企業が連携してプロジェクトを展開し、町民の意識づくりや健康づくり活動を推進します。	健康福祉課
高齢者の社会参加支援	生活支援の担い手の発掘・育成・支援	住民主体、NPO、民間企業等の多様な主体によるサービスの担い手づくりを検討し、実施します。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター 女川町社協
	高齢者の地域活動支援	高齢者が、高齢者の見守り、外出、家事などの支援活動や健康づくり活動、趣味活動、地域活動（環境美化、地区活動、防犯活動など）、さまざまな活動の場づくりや支援を行います。	健康福祉課
地域での活動支援	老人クラブの活動支援	老人クラブ活動の活性化を図るため、老人クラブ及び連合会の支援を行い、社会参加の促進、地域とのつながりの保持、体力の維持・向上等を図ります。	健康福祉課 女川町社協
	社会福祉協議会等と連携した地域活動の支援	健康づくり事業、老人クラブ活動助成事業などを通じて支援します。また、関係課や女川町社会福祉協議会事業も地域活動を支援していきます。	女川町社協 健康福祉課

事業名		事業内容	担当課
敬老会		77歳以上の高齢者を対象として敬老会を実施し、ともに長寿を慶び称えます。	健康福祉課
高齢者の心身の健康づくり	健康データの分析と健康課題の抽出	健診時のアンケートの実施、また国保データベース（KDB）の定期的な分析により、女川町民の健康に関する現状と課題を抽出し、健康づくり・地域づくりにつなげていきます。	保健センター
	ライフステージに応じた食育の推進	生活リズムや栄養への配慮による食生活改善を行い、食べる力の向上や低栄養の予防を進めます。 またひとり暮らし高齢者が増えていることから、地域での「共食」の機会を増やし、食を通して地域とつながり、豊かに生活を送れる支援を行います。	保健センター
	歯の健康と口腔機能の維持向上	医療との連携も視野に入れ、歯科医師からケアマネジャーや介護事業所等への口腔ケアの重要性を学ぶ研修を増やします。これにより高齢者のセルフケアや専門職のケアを充実させ、歯科健診の受診につなげて行きます。	保健センター
	生活習慣病対策（国保での重症化防止）	特定健診の結果、特定保健指導の必要があるが放置している者に対する個別訪問を実施します。また、特定保健指導の対象外ではあるが、各種数値が基準を超え、医師が生活習慣改善が必要と認められた人に対する重症化予防のための取組みを一層進めます。	保健センター
	心の健康づくり	心の健康づくりとして、ストレスへの対処方法や高齢期に多い「うつ」などの精神疾患に対する理解と治療に対する啓発・周知を行います。 なお、精神疾患のある方については、障害者相談などとも連携して早期支援につなげ、地域生活の継続を支援していきます。	保健センター
	健康診査・がん検診等の疾病の早期発見と予防	がん検診などの受診を勧奨し、疾病の早期発見と予防を行います。	保健センター
生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進	出前講座	学びの場として、高齢者の要望に応じて出前講座を開催し、生涯学習の支援をします。	生涯学習課
	生涯スポーツ推進事業	高齢者も参加しやすいペタンク等のニュースポーツ等を通じて、町民の交流と体力づくりを図ります。	生涯学習課
	町民トレッキング	東北の自然豊かな山々を登ることにより、中高年の体力づくりと町民の交流、山頂を極めたときの達成感を味わう機会を提供します。	生涯学習課
	スポーツクラブ育成支援事業	生涯学習課の主催事業等に参加した個人が自主的にクラブを創設したとき、その体力づくり、スポーツ・レクリエーション活動の支援を行い、町民のいきがい対策の一助を担います。	生涯学習課
	ヨガ教室	体の歪み矯正や柔軟性・体力向上、また骨粗しょう症や関節痛の予防を図ることができるヨガを体験できる場を提供します。	生涯学習課



## 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

本町では震災後、「こことからだとくらしの相談センター（ここからセンター）」を設置し、地域づくりと連動した地域での支え合い体制として相談、介護予防、生活支援事業を推進してきました。

この間、新たなコミュニティづくりが進むなかで、ここからセンターは5つのサブセンターに統合され、平成30年度にはその役割を地域に移行することとなり、あわせて介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートすることになりました。

総合事業を推進するに当たり、町は、西部・東部の2圏域に、新たに生活支援コーディネーターを1名ずつ配置し、関係機関による「女川町生活支援体制協議体」を設置しました。協議体では、コーディネーターを中心に、ニーズの掘り起こしと課題の抽出を行い、必要に応じて資源の開発を行うこととなっています。

また、本事業はこれまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護を全国一律のサービスから、住民主体の活動に転換していくことを目途としており、本町でも従前からの支え合い精神を育む方法として期待されています。以上から、本町では、この総合事業を円滑にスタートさせ、元気な高齢者がつくるまちづくりの「鍵」にしていきたいと考えます。

あわせて、総合事業の推進に当たっての介護予防ケアマネジメントや「地域遊びリレーション」や「ふまねっと」、「いきいきサロン」など、地域づくりと連携した一般介護予防事業も行い、女川らしさを踏まえた多様な介護予防事業を進めていきます。

図表2-1-1 介護予防・日常生活支援総合事業の体系

介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問型サービス(国基準によるサービス) 訪問型サービス A(緩和した基準によるサービス)
	通所型サービス (第1号通所事業)	通所型サービス(国基準によるサービス) 通所型サービス A(緩和した基準によるサービス)
		介護予防ケアマネジメント
	一般介護予防事業	介護予防把握事業
介護予防普及啓発事業		○地域遊びリレーションの実施 ○ふまねっとの実施 ○いきいきサロンの開催 ○包括支援センターだよりの発行 ○介護予防普及・啓発パンフレット等の作成、配布
地域介護予防活動支援事業		○介護予防サポーター育成「びんびん元気推進講座」の実施
地域リハビリテーション活動支援事業		○福祉用具・住宅改修等支援事業(すまいの個別相談)

○主な事業

事業名		事業内容	担当課
総合事業の円滑な実施	総合事業の普及啓発	本事業について、町民・事業者・関係者への理解を促し、基本チェックリストによる町民の円滑なスクリーニングや事業所のサービスの質向上に努めます。また、事業者とは一体的となり、情報交換を行いながら、連続性のある介護予防・介護サービスの提供に努めます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
	生活支援コーディネーターの活動支援	町内2か所に配置された、生活支援コーディネーターの活動を支援します。	健康福祉課 女川町社協
	生活支援体制（協議体）の整備	町と社会福祉協議会が連携し、生活支援体制整備として「協議体」を設置し、生活支援の地域課題を抽出するとともに、町民が担い手になって活動しそれらの課題を解決する可能性を探ります。	健康福祉課 女川町社協
	介護予防ケアマネジメントの推進	単に必要なサービスを提供するためだけでなく、要支援者等がその知識や能力を生かして社会とのつながりを維持・強化できるような介護予防ケアマネジメントを推進します。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
	一般介護予防事業の推進	一般介護予防事業として、次の事業を展開します	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
	地域遊びリレーション （健口教室 かむかむ）	「遊び」を通じたリハビリテーション（機能訓練）を各地区の集会所などで実施します。事業内容は、咀嚼や嚥下など口腔機能の向上に関する内容を中心に、口腔筋力・下肢筋力づくりや脳トレーニング要素も盛り込み取り組んでいきます。	
	ふまねっと	網のようなネットを使って、足の運動と脳トレーニングをあわせた事業を各地区の集会所などで実施します。介護予防リーダーを育成することにより、「自主ふまねっと」の開催を増やす取組みを進めます。	
	いきいきサロン	離島地区（出島・寺間）において、住民同士の交流と介護予防をあわせて行ういきいきサロンを月に4回程度、半島地区において月2回程度ずつ開催します。より多くの高齢者が参加できるよう、開催は全町内をまわり、介護予防の裾野を広げていきます。	健康福祉課
	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者自らが、要介護になることの予防に取り組めるようロコモやフレイル予防等の普及啓発を行います。また、リハビリテーション専門職が、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組みを総合的に支援します。	健康福祉課
	介護予防活動の支援	介護予防リーダー研修	介護予防に役立つ知識や技術を普及する人材を育てるための研修会を開催します。
介護予防地区組織活動の育成・支援		介護予防につながる地区で行われている活動の支援、新規活動の育成をしていきます。 ・体操、運動などの活動 ・趣味活動を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロンなど	女川町社協

### 3 コミュニティでつながる仕組みづくり

現在本町には37の行政区があります。震災後の人口移動やコミュニティの再編により、各区居住者の人口構成は大きく変化しました。高齢化率は、最も低い地区で10%台、高い地区では80%台となっており、当然ながら、近隣の相互関係も異なるものと考えられます。

以上のことから、行政区ごとに、コミュニティでのつながる仕組みづくりはこれまで以上に重要になるものと考えられます。

震災後、本町では「こころとからだとくらしの相談センター」を設置し、各サブセンターに配置された「ここから支援員」が、行政区ごとの地域住民と連携して地域づくりを推進してきました。その後、ここからセンターは5つのサブセンターに統合されましたが、震災後7年が経過し、災害公営住宅の建設、自立再建が概ね終了した現在、5つのサブセンターの役割を地域に移行し、住民主体の地域づくりに移行していきます。

そこで本町では、この「地域支え合い体制」の地域移管の動きとあわせ、町の関係組織が一体となった「生活支援体制づくり」を通して、これまでどおり本町と緊密な連携のもと、地域支え合い体制の継続を図ることとしました。

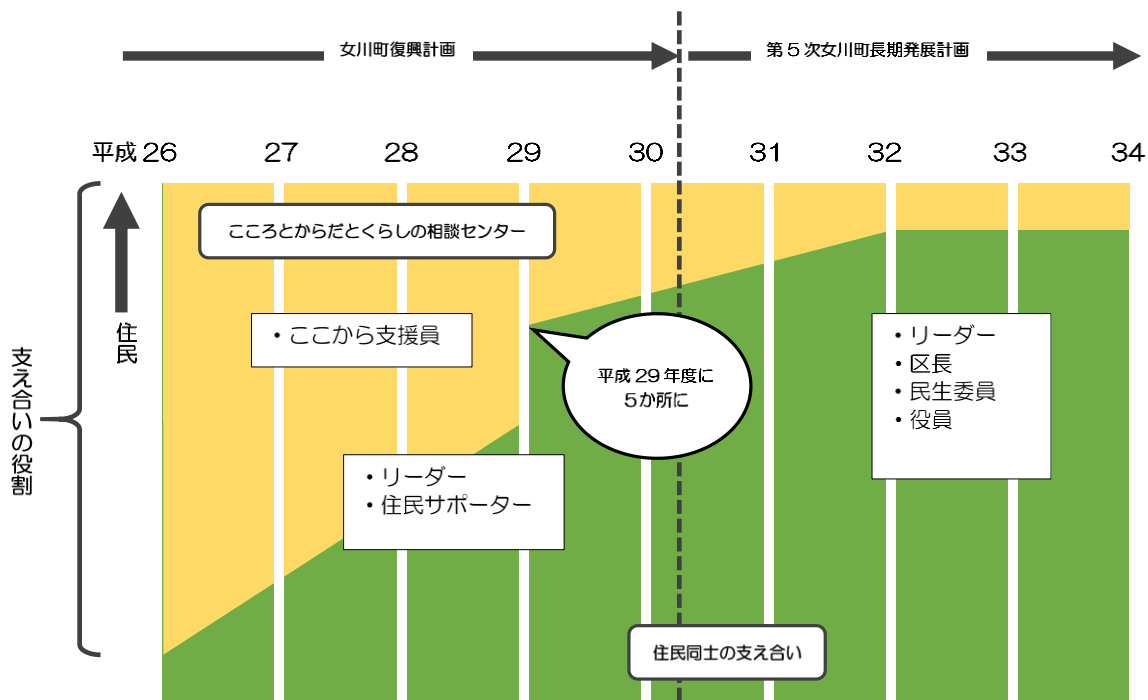
町の役割は、支え合い体制のディレクションから後方支援へと変わりますが、生活支援体制の整備を通して、高齢者の居住実態を把握、課題の早期発見や早期対応に努めるほか、コミュニティ内での世代間の交流や支え合い、またコミュニティ相互の、多様な町民同士の交流などを支援し、新しい「おらほのまちづくり」を進める仕掛けづくりを応援します。

※生活支援コーディネーターは「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域の支え合い活動の発掘、新たな支え合い活動の支援を行います。誰もが支え合いながら暮らせる女川、温かい地域づくりのお手伝いをしています。

図表2-1-2 生活支援コーディネーターの役割

①活動(立ち上げ)支援	②つながりづくり	③地域資源の発掘
<ul style="list-style-type: none"> <li>○お茶会等の立ち上げを支援する</li> <li>○地域の情報を収集し・提供する</li> <li>○地域のマップづくりを支援する(つどいのマップ・暮らしのマップ・防災マップ等)</li> <li>○地域の見守り・支え合い活動の立ち上げを支援する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民・支援者・各種専門機関・福祉サービス等をつなぐ</li> <li>○楽しい集まりの場同士をつなぐ</li> <li>○協議体(住民を含む協議の場)に参加して、ともに考え、アイデアをつなぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人や地域が持っている支え合いの力＝地域の宝を探す</li> <li>○見つけた地域の宝の情報を提供し、町内に支え合いの輪を広げる</li> </ul>

図表2-1-3 支え合いの仕組みの再構築



図表2-1-4 生活支援体制のエリア設定

第1層協議体 地域ケア推進会議	第2層協議体 地域ケア会議(エリア会議)		第3層協議体
健康福祉課 地域包括支援センター	【生活支援コーディネーター配置】		(町社協座談会)
女川町全域	西部 エリア	万石浦	大沢・針浜・浦宿1・浦宿2・浦宿3・旭が丘
		上・西・小乗	上3・上4・上5・西・小乗
	東部 エリア	女川・大原	女川南・女川北・大原南・大原北
		清水・宮ヶ崎・石浜	清水・宮ヶ崎・石浜
		五部浦	高白・横浦・大石原・野々浜・飯子浜・塚浜・小屋取
		北浦	桐ヶ崎・竹浦・尾浦・御前浜・指ヶ浜
離島	出島・寺間・江島		

## ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
高齢者の実態の把握	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を中心に、福祉サービスの必要性などの把握を目的とした、生活状況調査を実施し、心身状況の悪化や社会的な孤立など課題の早期発見・早期対応を行います。また、各行政区における、福祉推進員、民生委員、自治会等との連携を強め、交流の支援や介護予防へのつなぎを促します。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
地域リーダーの育成	自治会活動、サークル活動、趣味活動などのさまざまな地域コミュニティの中での活動におけるリーダーの支援と、リーダーとして活動していただける人材の発掘や育成をします。	健康福祉課 女川町社協
世代間交流と文化伝承活動の促進	地域における祭りや文化等を高齢者から若者に伝承する活動や、地域行事の支援等から世代間交流を進めます。	健康福祉課 生涯学習課
老人クラブ活動支援	地域における高齢者同士の交流を促進するための老人クラブの活動支援を行います。	健康福祉課
集会所等での地域活動支援	公営住宅の建設に伴い設置される集会所等での住民主体の活動が円滑なものになるよう、その支援や技術的な助言を行います。	健康福祉課 町民生活課
地域づくり・資源開発の検討	地域ケア会議を通じて、地域課題を関係機関と共有し、問題解決機能の向上を図ります。また、把握した地域課題に対して、介護保険サービス以外のサービスや地域の支え合いなど必要な体制を地域で創出が出来るよう支援します。そのため、関係者に働きかけ、それぞれの役割を生かした地域づくりや資源開発を通してきめ細かい支援ネットワークを構築します。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター 女川町社協

＜地域での活動＞

【上3区】

上3区はお茶会や、老人クラブの活動、また地域の住民さんが特技を生かして先生となり、手芸教室を開催しています。平成27年には内山に自立再建と災害公営住宅（戸建）、平成29年には桜ヶ丘住宅も完成しました。現在101世帯の地区です。

毎月第2木曜日のお茶会での  
コミュニケーション麻雀



サクラの会 手芸教室



まじらいん(ばんぷきん)



【上4区】

上4区は、月2回のお茶会や老人クラブのペタンク練習など行われています。平成26年に荒立西に住宅が建ち、住民交流会として5月に公園でのバーベキューが行われ、若い世代の方も多く参加されました。平成30年には大道に災害公営住宅（集合）が完成しました。現在105世帯の地区です。

毎月第2、第4金曜日のお茶会



週に3回のペタンク練習



夏祭りの様子



【上5区】

上5区は平成28年に堀切住宅（集合18世帯）が完成し、平成29年には戸建ての災害公営住宅が完成しました。老人クラブ竹の会の活動が活発で、ペタンクやお茶会、通学バスへ乗る子ども達の見守りなども行われています。現在164世帯の地区です。

遊びリレーション&お茶っこ会



「竹の会」でのペタンク大会



仮設集会所での最後の集まりで  
バーベキューをしました



<テーマごとの活動>

【浦宿2区】

「ゆりの会」 手づくり敬老弁当のお届け



【旭が丘区】

「さくらの会」ウォーキング



【宮ヶ崎区】

認サポ劇団「四つ葉会」区の敬老会で初披露  
「認知症になっても穏やかに暮らしたい」  
～宮崎家の場合 悪い対応・良い対応～



【上3区】

自立ふまねっと（住民同士で自主的にふまね  
っとをしています）



【大原北区】

コミュニティカフェ



【上5区】

朝の登校時のペタンクでの見守り



## 第2章 住み慣れた地域での暮らしを実現する仕組みの充実

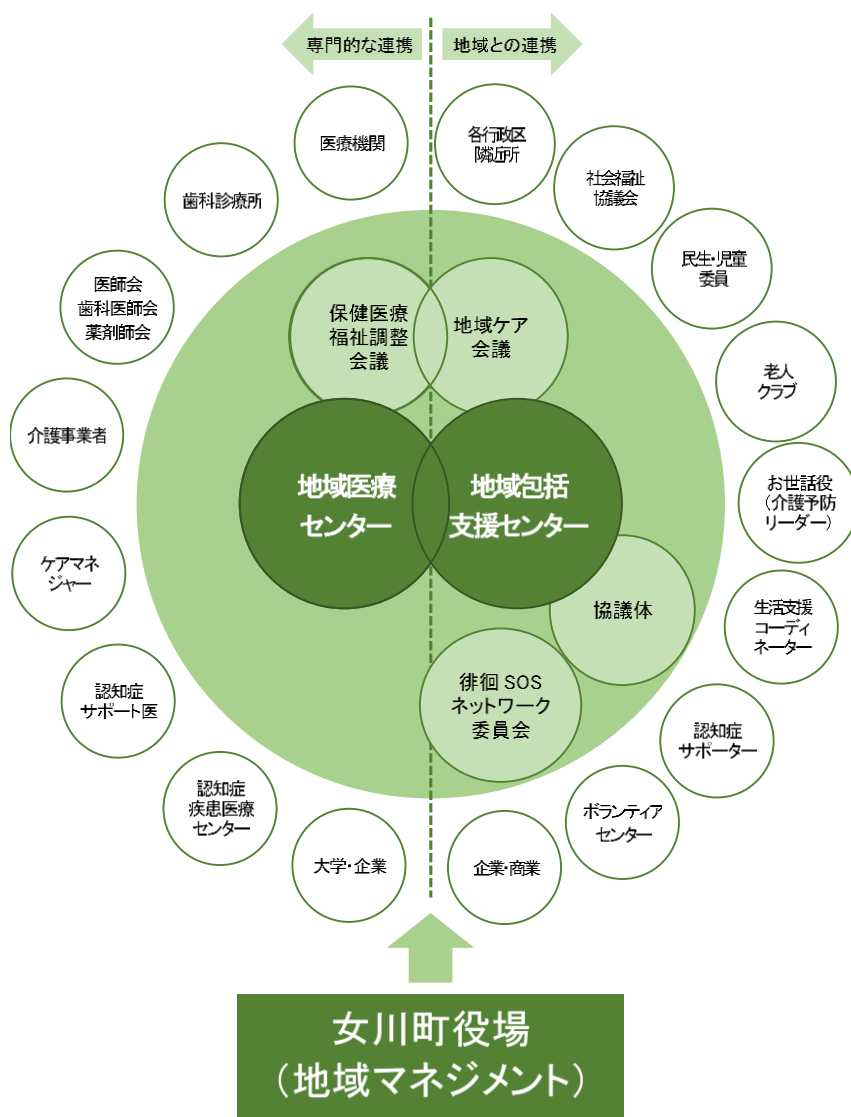
### 1 地域包括ケア体制の整備・充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な立場にあり、本町では、高齢者の総合相談窓口となっています。また、関係機関の連携を進める中核的な存在としても大きな役割を担っています。

地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、専門職が連携し、多職種との連携を広げていくことが重要です。そのための会議として、「エリア会議」を発展させた「地域ケア会議」を開催します。「地域ケア会議」では個別事例を分析して地域課題として共有し、町全体の施策につなげていきます。

また、今後は、多職種が連携して、高齢者の自立や看取り等に向けたケアプランの作成を支援する「自立支援型地域ケア会議」の開催を検討します。

図表2-2-1 女川町の地域包括ケア体制の整備イメージ





## ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、住民の各種相談を幅広く受け付け、相談・苦情の受付等についても窓口となって対応しています。さらに、地域におけるさまざまな関係者とのネットワーク構築、把握を図り、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、支援方針に基づくさまざまなサービス等の利用のつなぎ機能等の継続的・専門的な相談支援を行い、横断的、多面的な支援を展開しています。	健康福祉課
地域ケア会議の強化	支援困難事例の問題の解決と、それらを通して地域課題を明らかにし、地域包括支援センター職員一人ひとりの問題解決力の向上に努めながら、高齢者の実態やニーズを把握し、保健・医療・福祉の連携により、要援護者への適切なサービス提供と介護予防、生活支援のケアシステムづくりを進めます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
自立支援型地域ケア会議の検討	先行自治体の事例を研究しながら、本町での開催に向けて検討します。ケアマネジャーが作成したケアプランについて、医療・介護関係者の多職種で検討することによりサービス利用者を、自立した状態まで向上させるためのプラン作りを進めていきます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、高齢者一人ひとりの変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施します。 ・ケアマネジャーの日常的個別相談・指導 ・支援困難事例への指導助言 ・地域ケアマネジャーのネットワーク構築 ・長期継続ケア（医療を含めた多職種連携）	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
共生型サービスの検討	地域共生社会の実現に向けて、人口減少など地域の実情に応じて、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう創設された「共生型サービス」について検討を行います。 共生型サービスは高齢者や障害児者がともに利用できるサービスであり、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の指定も受けやすくするものです。 介護保険事業計画（第7期）では、先進事例の動向を注視しながら、町における現状のサービス利用状況も勘案し、本町にふさわしい共生型サービスについて調査検討していきます。	健康福祉課

## 2 生活支援・在宅介護支援の充実

日常生活で介護を必要とする人が、地域で安心して暮らせるためには、介護保険制度のサービスだけでなく、多様な生活支援や在宅介護支援のサービスが必要になります。

本町が実施した「在宅介護実態調査」においても、主な介護者が行っている介護の大半が「生活援助」に分類される、家事や金銭管理等に関することであり、あったらよい生活支援でも「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出同行」、「見守り・声かけ」の割合が高くなっています。

本町もこれまで、本人と家族のためにさまざまな在宅サービスを提供してきました。今後も在宅生活を継続させるために、その水準を維持しながら、以下のような「紙おむつ助成券支給サービス」や「寝具洗濯乾燥消毒サービス」をはじめとする在宅介護サービスを提供していきます。

なお、これまで実施していた「お買い物代行サービス」は一定の支援が終了しており、今後は生活支援体制の整備に伴うニーズの変化に対応した新たな支援策の検討を行います。

### ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
紙おむつ助成券支給事業	紙おむつを常時使用している方に助成券を支給し、高齢者を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課 女川町社協
老人ホームヘルパー派遣事業	要介護認定において非該当と認定されたが、日常生活に支障がある高齢者に対して、日常生活に必要な援護措置を実施します。	健康福祉課
寝具洗濯乾燥消毒サービス	要介護2以上の要介護認定者を対象に、健康の保持及び環境衛生の改善を目的に、日常使用している寝具類の洗濯乾燥を行う費用の一部を助成します。	健康福祉課
車イス貸与事業	下肢が不自由なため歩行が困難な方や日常生活に介助が必要な方がいる世帯を対象に、車イスを貸与しています。	女川町社協
リフト付ワゴン車の貸出事業	町内での施設の入退所時や通院の際に、車イスのまま乗降できるリフトカーの貸出を行っています。（ガソリン代は自己負担）	女川町社協
生活支援型配食サービス	要援護高齢者等に対し、月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）に夕食の宅配サービスを行っています。	健康福祉課 女川町社協

### 3 在宅医療と介護の連携強化

女川町の高齢者は後期高齢者がすでに前期高齢者を上回っていますが、2025年までには後期高齢者の比率がますます増え、介護と医療の両方のニーズのある町民が増えることが予想されています。

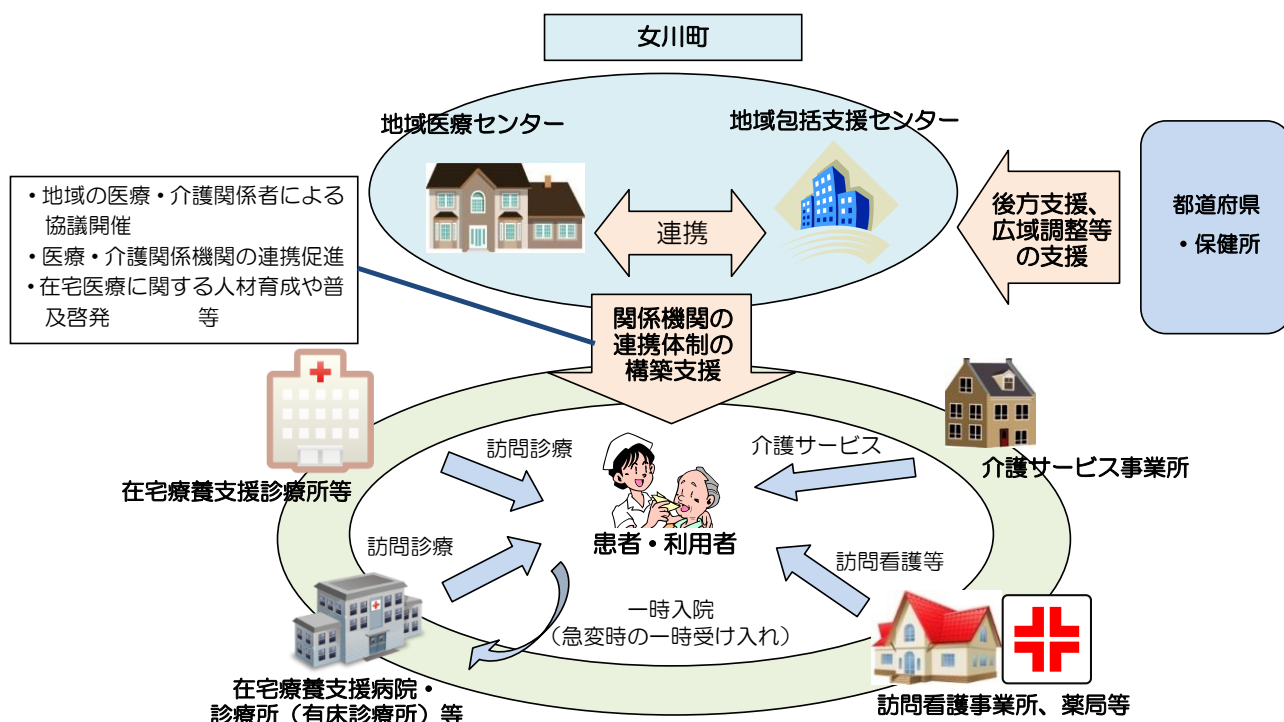
介護と医療のニーズのある町民を地域で支えていくためには、居宅サービスを利用しながら訪問診療等の医療（在宅医療）の提供が不可欠です。

在宅医療に関する指標である、自宅死と老人ホーム死の割合をみると、全国平均がそれぞれ13.0%、6.9%となっていますが、女川町は、それぞれ9.8%、3.8%となっています。これから住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らしていために、女川町地域医療センターと在宅療養支援体制や石巻圏域内の在宅療養の連携体制をつくる必要があります。

そのため引き続き、地域医療センターと地域包括支援センターを中心に、国が進める在宅医療・介護連携8事業を中心に、事業を推進していきます。

また、在宅医療・介護の担い手は、町内で活動する医療関係者や介護関係者であることから、個々の取組みがより有機的に連携されるよう、町や地域包括支援センターがコーディネート役となり、より顔の見える関係を構築し、在宅療養を可能にしていく体制づくりを進めます。

図表2-2-2 女川町の在宅療養支援体制



## ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
医療と介護の資源マップ (地域の医療・介護の資源の把握)	在宅医療を担う関係機関や介護事業所等の情報をまとめた、「医療と介護の資源マップ」の啓発・利用を進めます。	健康福祉課
医療と介護の連携情報シート (医療・介護関係者の情報共有の支援)	医療機関との切れ目のない情報の共有や連携を行うことを目的とした「医療と介護の連携情報シート」の啓発・利用を進めます。	健康福祉課
保健医療福祉調整会議の充実 (切れ目のない医療と介護の提供体制の構築推進)	町の保健福祉部門の連絡調整会議を充実させ、高齢者、障害のある人、子ども、健康づくり、医療施策の連携や情報共有を進め、シームレスな関係づくりを目指します。	健康福祉課 女川町地域医療センター
在宅医療に関する相談室 (在宅医療・介護関係者に関する相談支援)	女川町地域医療センターに在宅医療に関する相談室を設置し、週2回専門職(看護師・社会福祉士)による相談を実施します。	健康福祉課 女川町地域医療センター
在宅医療・介護連携の研修 (医療・介護関係者の研修)	女川町地域医療センターにおいて、在宅医療・介護の多職種連携のための研修会を開催し、医療と介護の専門職の「顔の見える関係づくり」を進めます。	健康福祉課 女川町地域医療センター
みやぎ医療福祉情報ネットワーク事業への参画 (在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携)	宮城県では患者が安心して医療・介護を受けられるよう、医療・介護情報のネットワーク事業を推進しています。女川町は石巻市・東松島市とともに2市1町の医療圏を形成しています。本事業への参画については、地域医療センターと検討していきます。	健康福祉課 女川町地域医療センター
医療と暮らしの座談会 (地域住民への普及啓発)	地域医療センターの医療関係者や自宅で看取りをした家族も交えた座談会を開催し、幅広く在宅医療について学び、考える町民啓発を行っていきます。	健康福祉課 女川町地域医療センター
離島部への医療支援	離島部においても、災害公営住宅等の建設により、住民の生活が再開しています。離島部に居住する住民が健康な生活を継続していくため、地域医療センターの巡回診療をはじめとする医療支援を継続し、暮らし続けることのできる体制づくりを講じます。	女川町地域医療センター

## 4 認知症の人と家族を支えるまちづくり（新オレンジプランの推進）

本町においても、認知症になってもいつまでも住み続けられる体制づくりのために、認知症に関する施策として、認知症グループホームの整備、認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーターの養成など、支援体制の整備を進めてきましたが、今後もさらなる充実が必要と考えています。

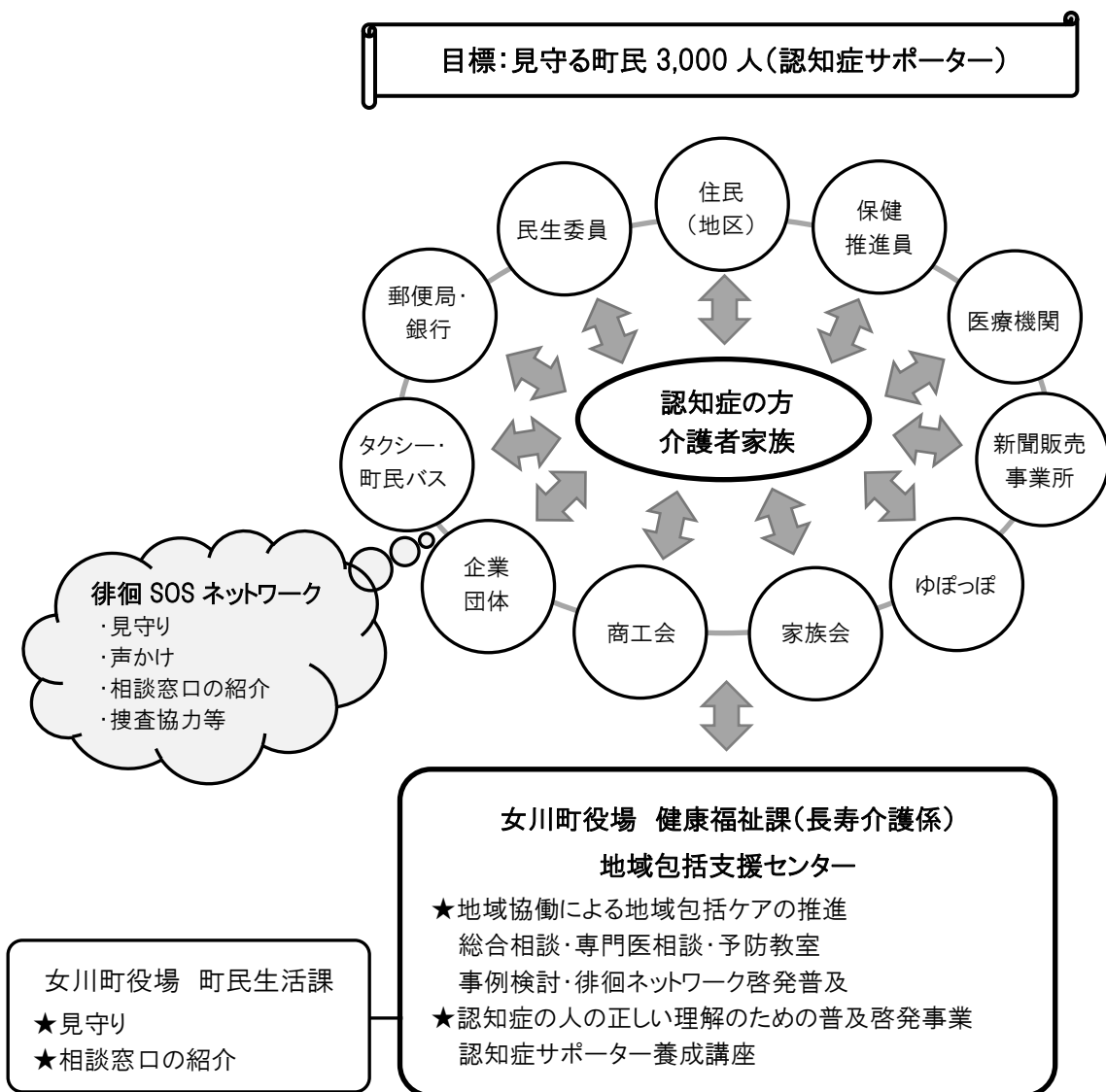
こうした中で、国においては認知症施策のさらなる推進のため、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を策定し、基本的な考え方に沿った取組みを提唱しています。

本町でもその考え方を受けて、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、推進体制を整備し、町にふさわしい施策を推進します。

図表2-2-3 国の新オレンジプランの柱ごとに沿った女川町の取組み

	新オレンジプランの7つの柱	女川町の取組み
1	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症サポーター養成と活動支援</li> </ul>
2	認知症の容態の維持他適時・適切な医療・介護等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症ケアパスの作成、普及</li> <li>・ 認知症初期集中支援チームの設置</li> <li>・ 認知症グループホームの整備</li> </ul>
3	若年性認知症施策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症サポーター養成講座での啓発</li> <li>・ オレンジドア（物忘れ総合相談窓口）との連携</li> </ul>
4	認知症の人の介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症地域支援推進員の配置</li> <li>・ 認知症サポーターの養成と活動支援</li> <li>・ 認知症初期集中支援チームの設置</li> <li>・ 認知症カフェの設置</li> <li>・ 認知症の人と家族の会宮城県支部</li> <li>・ 宮城の認知症ケアを考える会</li> </ul>
5	認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症サポーターの養成と活動支援</li> <li>・ 認知症グループホームの整備</li> <li>・ 見守り支援ネットワーク</li> <li>・ 成年後見制度の活用促進</li> <li>・ 高齢者の虐待防止（権利擁護）</li> </ul>
6	認知症の予防法・診断法・治療法・リハビリテーションモデル・介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民への最新情報の提供、活用普及支援</li> </ul>
7	認知症の人やその家族の視点を重視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症施策の企画立案や評価への本人・家族の参画</li> </ul>

図表2-2-4 女川町における認知症の支援体制づくりのイメージ



■ 認知症高齢者への接し方 10の原則

1. 不安感を取り除く工夫をしましょう
2. 楽しい明るい気分で接しましょう
3. 相手のペースにあわせてゆっくり話しましょう
4. 目を見て話しかけましょう
5. 穏やかな口調ではっきり話しましょう
6. 指示はなるべく簡単にわかりやすく具体的にしましょう
7. 近くで話してあげましょう
8. 理屈で討論は避けましょう
9. まちがった言動も受け入れてあげましょう
10. 家族の人は一人で抱え込まないようにしましょう

## ○主な事業

事業名		事業内容	担当課
認知症の段階ごとの専門医療との連携	かかりつけ医・専門医による相談の充実	もの忘れに関する相談、介護や福祉施設に関する相談等を受ける相談窓口を充実します。また、認知症専門医による個別相談会を実施し、早期治療や早期対応に結びつき本人及び家族が安定した生活ができるよう支援します。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
	認知症の初期集中支援チームの設置	個別の訪問支援による早期診断、早期対応に向けて、本町の医療や介護の専門職資源による初期集中支援チームを女川町地域医療センターに設置しました。	健康福祉課 女川町地域医療センター 女川町地域包括支援センター 認知症疾患医療センター
	認知症に関する関係機関と多職種連携の推進	認知症疾患センター等の関係機関との連携を図ります。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター 介護保険事業所
認知症の人と家族を支える人材育成	認知症地域支援推進員の配置	認知症の早期診断・早期対応のため、地域包括支援センターに配置する「認知症連携推進員」を中心に、認知症疾患医療センター及び地域の医療機関と連携します。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
	サポート医の確保	認知症サポート医は、認知症の専門医療の視点からかかりつけ医を支援するため現在国が養成を行っています。本町ではサポート医として地域医療センターの医師1名を配置しています。	宮城県 健康福祉課 女川町地域医療センター
認知症の人と家族を支える地域づくり	徘徊 SOS ネットワーク委員会	本町の関係各課や介護サービス事業者、民間企業、住民組織などが集まり、認知症高齢者にやさしい地域づくりを進めます。	女川町関係各課 関係各課
	認知症ケアパスの作成・普及	認知症の人の生活機能障害の進行状況にあわせ、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかをあらかじめ標準的に決めておく「認知症ケアパス」を作成し、普及に努めます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
	認知症の人と家族を支援するネットワークづくり	認知症高齢者の介護家族の交流会の機会を通して、経験談や情報交換、ストレスを発散することで、介護による身体的・精神的負担の軽減を図るためのネットワークづくりを目指します。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
	認知症サポーター養成講座の充実	地域ぐるみで認知症の人を支援するため、「認知症サポーター養成講座」の充実を図ります。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
	認知症カフェの設置	認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症の人と家族、地域住民、専門家が集う、認知症カフェの充実を図ります。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター

## 5 家族介護者への支援

本町が行った「在宅介護実態調査」によれば、介護者が行っている介護は、「掃除・洗濯・買い物」「食事の準備（調理等）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が多く、次いで「外出の付き添い・送迎等」が多くなっています。また、在宅生活の継続に向けて不安を感じる介護は、「認知症状への対応」や「入浴・洗身」「日中夜間の排泄」が多くなっています。

ほとんどの人が介護保険サービスを利用していますが、介護者の介護負担は、体力面、また精神面でも大きいものと推察されます。

家族介護者が地域の中で孤立することなく、また介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的な負担を軽減するような支援に取り組みます。

また、第7次計画同様、震災後続く心のケアも必要であることから、介護相談や介護者の交流の場、家族会の結成の支援など、本町の一般施策及び介護保険の地域支援事業における家族介護支援を充実します。

### ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
介護教室・交流会	高齢者を介護する家族を対象に、介護の知識と技術の習得の機会として、介護教室を開きます。また、家族等の心身のリフレッシュと介護者相互の交流を図るため交流会を開きます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
家族介護慰労金の支給	在宅で要介護度3・4・5の方のうち、介護保険のサービスを利用しない（3か月基準）で介護をしている家族の方を対象に慰労金を支給します。	健康福祉課
相談、傾聴、助言の支援	地域包括支援センター、地域医療センター、女川町社会福祉協議会、役場等の連携をとり、介護相談対応に取り組みます。 また、介護により、仕事との両立や経済な困難を感じる方や、若年層の介護者（ヤングケアラー）、介護と子育てを同時に行っている介護者（ダブルケアラー）などさまざまな問題を抱える相談者に対する支援体制を充実します。 また、講座や相談により、介護をしながら多様な暮らしをしている方を応援するとともに、関係機関や事業所などにも情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの考え方を啓発していきます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター



## 第3章 安全で安心なまちづくりの推進

### 1 安心できる住まいとまちの実現

安心できる住まいづくりは、地域包括ケアシステムの基盤としても重要です。本町では平成30年度に災害公営住宅整備事業が終了し、まちづくりはハードの整備から、ソフト面の充実が重要となってきています。

また、災害公営住宅の整備のほかにも高齢者の居住継続支援策は最重要課題であり、緊急通報システムや住宅改造支援の利用促進を進めます。

#### ○主な事業

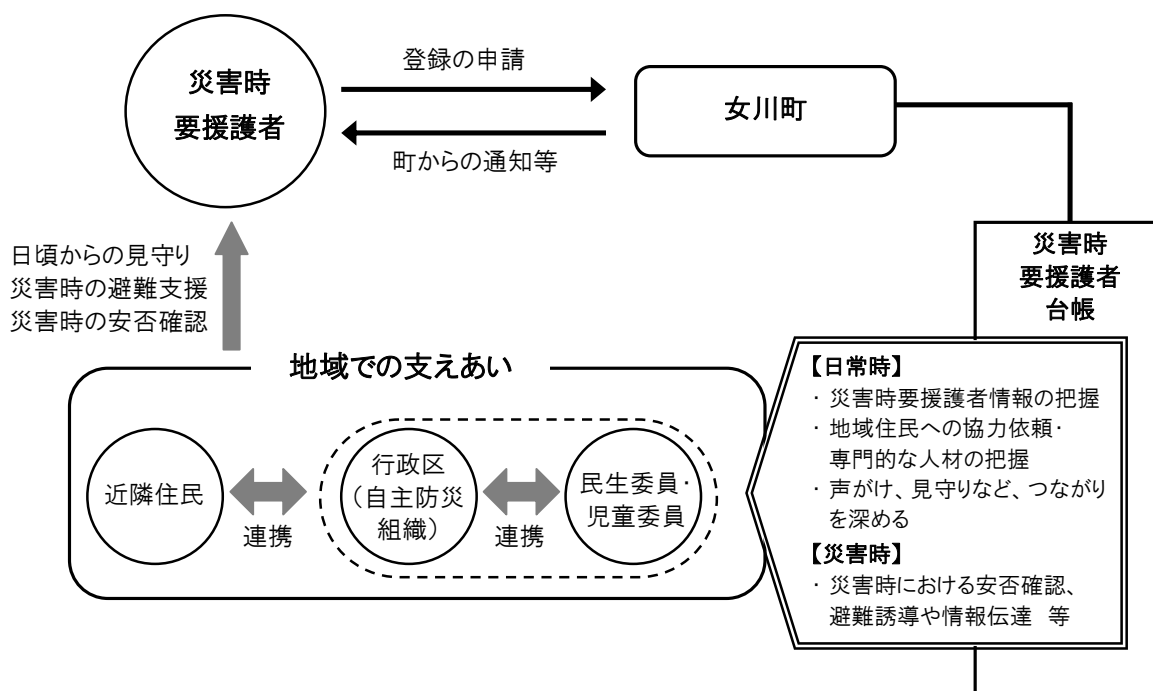
事業名	事業内容	担当課
防犯・防災・交通安全対策の推進	警察や各種関係機関と連携を深め、防犯・防災体制の整備に努めます。また、民生児童委員を中心とした見守り活動、各地区における自主防災組織づくりを支援します。	健康福祉課 企画課 町民生活課
緊急通報システム設置事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与することにより、安否を確認するとともに、急病等の緊急時には、通報管理センターが協力員や役場と連絡をとり、迅速かつ適切な対応を図ります。	健康福祉課
高齢者住宅改造資金助成事業	65歳以上の虚弱高齢者の方を対象に、自宅における転倒等により要介護状態とならないように、また変化した自分の身体状況にあった環境を整備する住宅改造に対し、費用の一部助成を行います。	健康福祉課
養護老人ホーム入所措置事業	環境上及び経済的理由によって、在宅において生活することが困難な高齢者を対象に、養護老人ホームに入所措置を行います。	健康福祉課
特殊詐欺等被害防止対策の実施	近年増加している悪徳商法や特殊詐欺等に対する防止対策として、戸別訪問や防災無線による注意喚起、警察との連携、事例集の作成など、情報提供及び普及啓発を推進します。	産業振興課

## 2 助け合い・緊急時に備えるまちづくり

本町では、避難行動要支援者を対象に平成28年に実施した「災害時における避難に関するアンケート」の結果をもとに、災害時用支援者名簿を作成し、平成29年に民生委員及び消防署に対し情報提供を行いました。今後は、これらの情報が有効に活用できるよう、地域組織や事業所、医療機関などとの連携を検討していきます。

高齢者の安心・安全が確保できるよう地域コミュニティにおける支援体制を構築します。また、救急時に用いる「救急医療情報キット」の配布、また平常時には、認知症施策連携会議の設置を行い、認知症サポーターの育成（オレンジリング）や徘徊SOSネットワークを総合的に展開していきます。

図2-3-1 女川町災害時要援護者支援体制



## ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
防犯・防災・交通安全対策の推進 (再掲)	警察や各種関係機関と連携を深め、防犯・防災体制の整備に努めます。また、民生児童委員を中心とした見守り活動、地区の自主防災組織づくりを支援します。	健康福祉課 町民生活課 企画課
災害時要支援者支援体制の構築	災害発生時に自力で避難することが困難な方の情報を収集又は登録し、地域での援護活動等に活用できるよう、災害時要支援者名簿の更新と、有効活用のための連携体制の構築に努めます。	企画課 健康福祉課
救急医療情報キットの配布	65歳以上のひとり暮らし世帯及び65歳以上のみの世帯を対象に、自宅で倒れる等万一の際に迅速な救命活動に役立てるよう、健康上の不安を抱えている方に救急医療情報キットを配布します。利用者は病歴、緊急連絡先等の情報を記入した用紙をキットに保管し、冷蔵庫に保存します。	女川町社協
認知症サポーターの育成 (オレンジリング) 【介護保険の地域支援事業】	認知症高齢者ができる限り自宅で生活できる環境を整えるためには、介護する家族にとっても、まずは認知症そのものに対する地域住民の理解が求められます。そのため、認知症に関する正しい理解や認知症の人に対する接し方を身につけた認知症サポーターの育成を推進します。多くの認知症サポーターが地域のさまざまな生活場面において学んだことを実践してもらえるよう、町民のミニ学習会への参加を促進します。	健康福祉課 女川町地域包括 支援センター
徘徊SOSネットワークの充実 【介護保険の地域支援事業】	地域の関係機関が連携して、徘徊する高齢者を早期に発見保護するとともに、保護された高齢者や家族等に必要な支援と見守りを行う取組みです。役場や消防・警察、郵便事業株式会社、商工会、タクシー事業者、宅配便、保健福祉団体、医療機関等により構成されています。ネットワークの住民周知、ネットワーク機能の運用と地域支え合い体制づくりを推進していきます。	健康福祉課
福祉避難所の指定の検討	災害時に重度の要介護高齢者等に対応できるように、福祉施設と災害時における福祉避難所及び緊急入所に関する協定を検討します。福祉避難所や緊急入所の受け入れ体制を整備するとともに、一般の避難所の福祉避難スペースで応急的な対応ができるよう検討します。	健康福祉課 企画課

### 3 外出しやすい環境づくり

復興まちづくりが進むなかで、高齢者のみならず、障害のある人や子どもを含めたすべての町民が安心して快適に移動できるよう、従来の段差解消等にとどまらない、ユニバーサルデザインの視点からの屋外・歩行環境、施設や公園の整備等が求められています。

本計画では、以上を踏まえ、外出しやすい環境づくりを進めるために、健康福祉課とまちづくり関連課が連携したまちづくり体制を進めます。

#### ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
安心・安全な公共交通の確立	高台移転等による新しい街づくりに対応した高齢者、障害者、幼児など、人にやさしい安心・安全な公共交通の確立を目指します。	企画課
外出支援サービス事業	要介護認定を受けられた方を対象に、タクシーの基本料金相当またはリフト付車両等の利用料金の一部を助成します。	健康福祉課
バリアフリー化と外出しやすい環境の整備	高齢者のみならず、障害のある人、幼児等を含めたすべての町民が安心して快適に移動できるよう、段差の解消や歩道の整備等のバリアフリー化に配慮したまちづくりを進めます。	復興推進課 健康福祉課
ヘルシーロードの整備	主な健康・医療・福祉施設やコミュニティ施設、公園と、バス停や郵便局、スーパー、理髪店など、高齢者等の徒歩でのアクセスが想定される区間を、「安心して歩ける歩行空間」となるよう、整備を検討していきます。 また、ウォーキングマップの作成にも取り組んでいきます。	建設課 管財営繕課 健康福祉課
ペタンクのコートの整備	老人クラブ等による自主的な活動として、ペタンクが盛んになってきていることから、ペタンクのコート整備が進むよう取り組み、高齢者による自主的なスポーツ活動を支援します。	各地区 管財営繕課

## 4 権利擁護の充実

高齢者の「尊厳ある暮らし」を実現するために、認知症等により権利侵害の対象となりやすい方、自ら権利の主張や行使をすることができない状況にある方等に対して、必要な支援を行います。

これまでの取組みとしては、高齢者虐待に関する相談や成年後見制度の町長申立、社会福祉協議会（まもりーぶ）等での権利擁護事業等を実施してきましたが、相談件数の増加や単身世帯の増加により、今後は権利擁護事業をさらに充実していくことが必要となっています。

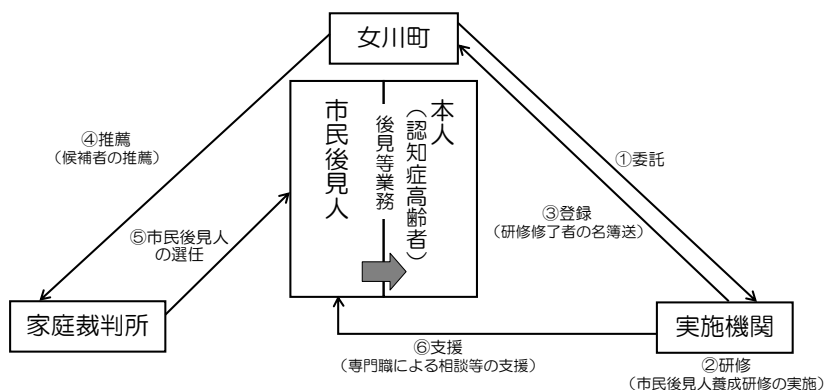
特に成年後見制度については、必要者の増加が見込まれるため、担い手の確保として、市民後見人の育成と活用方法を検討することが必要です。これまでの事業を進めながら、高齢者の人権を守るための支援策の広報、利用支援を進めていきます。

### ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
権利擁護事業	地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護のための情報を発信するとともに、相談を通して、高齢者虐待の早期発見を行い、そのような環境から高齢者等を救うために、地域の関係者の協力を得ながら対応していきます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
成年後見制度利用支援	成年後見制度の町長申立や成年後見人等の報酬助成を行っています。それらとあわせ、地域包括支援センター、役場等相談窓口の周知と制度を必要とするひとり暮らし高齢者等への利用支援を行います。	健康福祉課
市民後見人の育成	権利擁護事業とも連携しながら、地域の住民が本人に代わって財産管理や契約などを行う市民後見人の育成を検討します。	健康福祉課
地域福祉権利擁護事業【まもりーぶ】	判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者を対象に、契約により支援員を派遣し、情報提供、サービスの利用援助、金銭管理を行います。利用実績が少ないため、制度の内容や利用に関する周知を進めます。	女川町社協
エンディングノートの作成と普及	最期まで自分らしく生きるための準備として、自分の意思や想いを書き留める「エンディングノート」の作成を支援します。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター

図表2-3-2 女川町における市民後見人制度

(市民後見人を活用した取組例のイメージ)



■エンディングノートとは

エンディングノートとは、これまでの人生を振り返り、最期まで自分らしく生きるための準備をするとともに、ご自身の終末期や死後に、家族がさまざまな判断や手続きを進める際に必要な情報を書き残すためのノートです。

気持ちを整理しながら書き留めることで、自身のエンディング（最期）について自分の意思や想いが見えてきます。何を書くかは特に決まっていますが、次のようなことを書くことが一般的となっています。

【医療・介護について】

- かかりつけの病院や持病、飲んでいる薬、アレルギー等について
- 介護方針の希望について  
(誰に介護してもらいたいのか、どこで介護を受けたいか等)
- 回復が見込めない場合の病名告知や延命治療の希望の有無
- 認知症になった場合、どこで暮らしたいか

【ご自身について】

- プロフィール（好きな歌、趣味など）
- これまでの思い出
- 携帯電話やパソコンなど
- 銀行口座やクレジットカードなど
- ローンや保証人、年金や保険など

【家族・親族や友人・知人について】

- 家族・親族、友人・知人の連絡先
- 大切な人へのメッセージ

## 5 離島地区に住む高齢者等への支援

離島地区（出島・寺間、江島）には、震災前はそれぞれの島に診療所があり、住民の保健医療福祉全般を担ってきましたが、震災後に廃止となりました。現在は、地域医療センターが離島地区への巡回診療を行っています。

今後は、高齢者等のニーズを把握しながら、離島地区であっても、安心して地域で暮らせる医療、福祉、生活支援サービス提供のあり方等を検討します。

### ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
巡回診療の実施	地域医療センターが月2回、離島地区を対象とした巡回診療を実施しています。今後はニーズを検証しながらサービスの充実を行います。	女川町地域医療センター
いきいきサロン（再掲）	離島地区（出島・寺間）において、住民同士の交流と介護予防をあわせて行ういきいきサロンを月に1回程度ずつ開催します。より多くの高齢者が参加できるよう、開催は全町内をまわり、介護予防の裾野を広げていきます。	健康福祉課
離島地区生き生き世代活動助成事業	出島・寺間・江島の離島地区の方を対象に、いきがい活動を支援する目的に、船賃負担の軽減（船賃助成）を行います。	健康福祉課

### 【椿の実を活用した商品づくり】

離島地区（出島・寺間）では椿の実を活用した商品づくりの計画が進行中です。







## 第3部 介護保険事業計画（第7期）



## 第1章 介護保険事業計画（第7期）の基本的考え方

### 1 女川町の介護保険における保険者機能の強化

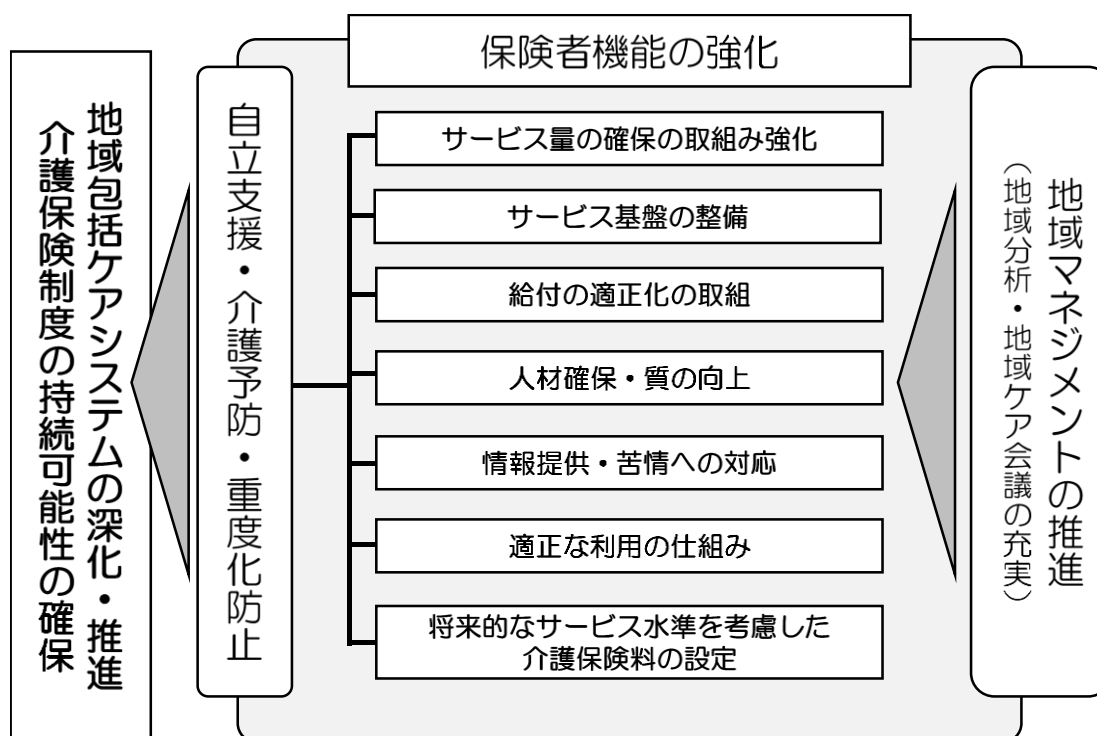
今回の介護保険制度改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、介護サービスを必要とする人に必要なサービスを提供するために行われるものです。

そのため各保険者では地域の実態把握・課題分析（地域マネジメント）を行い、それらを踏まえた自立支援・介護予防・重度化防止の取組みを立案し、介護保険事業計画に記載して実施し、その達成状況を評価報告することとなりました。

本町においても、地域包括ケア「見える化」システムでの分析、今回実施した実態調査の結果に基づき、その取組みを検討していきます。それらを通して保険者機能を強化し、制度の円滑な運営と持続可能性の確保を行います。

保険者機能の強化における、自立支援・介護予防・重度化防止及び地域マネジメントの取組みに基づく、保険者機能の強化及び地域マネジメントの推進のイメージは以下のとおりです。

図表3-1-1 保険者機能の強化及び地域マネジメントの推進イメージ



## 2 日常生活圏域の設定

---

日常生活圏域は、介護サービス基盤を空間的に考える基本単位であり、高齢者が住み慣れた地域でこれまでどおり生活を続けることができるよう、地域と高齢者の実情に応じ、圏域ごとの基盤整備を行うこととなっています。

これにより、生活圏域を範囲とする「面」で施設やサービスを考えることになり、空間的な視点からのサービス提供が可能になります。

本町では、中心部と離半島部といった地理的な条件、人口や交通事情等の社会的条件、施設の整備状況等から総合的に勘案して、日常生活圏域は町全体で1圏域としてきました。

今期においても、震災後人口減少が続いている点や、住まいとコミュニティが変化している状況から、引き続き介護保険サービスの日常生活圏域を1圏域と考え、町全体として、隣接市町とのサービス調整のもとで、介護保険事業を推進していきます。

なお、コミュニティ形成の観点からは、震災後これまで継続してきた「こころとからだとくらしの相談センター」の5つのサブセンターの役割を地域に移行する時期にあり、あわせて介護予防・日常生活支援総合事業がスタートし、生活支援コーディネーター2名体制となったことを踏まえ、それにあわせて2層、3層のサブ圏域の体制を試行し、住民が主体となった介護予防・支え合い体制と、それらを基礎とした地域包括システムの構築を目指します。

### 3 介護給付の適正化

人口減少が進む本町では第1号被保険者も減少傾向にありますが、要介護認定者は横ばい、また、介護給付費もやや減少傾向であるものの、今後進む高齢化により給付費が増加することが考えられます。

そのため第1号被保険者の介護保険料基準額も増えることが予想されており、今後は制度の持続性を確保していくため、円滑な制度運営と給付の適正化を進めていく必要があります。

これに対し、国や県においては、「介護給付適正化計画」を策定し、介護サービスを必要とする人（以下「受給者」という。）を適正に認定し、適切なケアマネジメントにより受給者に真に必要なサービスを提供する仕組みの適正化を進めています。

本町においてもその考え方のもと、小規模自治体ゆえ費用対効果も考慮に入れた方法を工夫し、給付の適正化に向けた事業者の取組みを促していきます。

#### ○主な事業

事業名	事業内容	担当課
要介護認定適正化	要介護認定の新規・区分変更・更新調査における認定調査の内容について、委託も含めた職員による全件点検を継続します。 【数値目標】職員による点検率 100%	健康福祉課
ケアプランの点検	軽度認定者の福祉用具貸与、同居家族のいる訪問介護利用者の生活援助、要支援・要介護認定で住宅改修を算定しているプランについて、ケアプラン点検を実施します。 【数値目標】年間20件	健康福祉課
住宅改修実態調査	住宅改修等を行う利用者宅の実態確認や施行完了後の訪問調査を行い、施行状況を点検します。 【数値目標】100%	健康福祉課
福祉用具実態調査	福祉用具購入申請ケースの申請書類点検や訪問による点検を行います。 【数値目標】申請書点検 100%	健康福祉課
医療情報との突合・縦覧点検等	国民健康保険団体連合会から提供される医療情報との突合情報等をもとに、提供されるサービスの整合性を点検し、必要に応じてサービス事業者に適正な報酬請求を促します。 【数値目標】毎月実施	健康福祉課
介護給付費通知	サービスの利用状況や費用の給付状況について通知し、利用者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発します。 【数値目標】年2回	健康福祉課

## 4 自立支援・介護予防・重度化防止の取組みと評価指標

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき、自立支援・重度化防止に向けた取組みの制度化を踏まえ、第7期の基本指針の見直しにより地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組み及び目標設定を行うこととなっています。

本計画では、介護保険事業計画における自立支援・重度化防止に関する取組みとあわせ、高齢者福祉計画分野の活動目標を設定して総合的に推進し、それらを成果指標（アウトカム指標）で検証していくことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

なお、取組み、成果指標（アウトカム指標）とも、第8期計画の見直しに備え、第7期中間地点の平成31年度を目標年度とします。

### ○自立支援・介護予防・重度化防止に関する活動

取組み	活動	具体的な内容
自立支援・介護予防・重度化防止に関する取組み	一次介護予防事業の活動充実	本町には元気な高齢者が多いがその一方で有病率が高いことなどを踏まえ、一次介護予防事業として実施する3つの事業（①地域遊びリレーション、②ふまねっと、③いきいきサロン（新規））の参加者数を現状以上に拡大し、多くの高齢者の介護予防事業への参加を促し、早期から医療との連携により重症化防止が講じられるように支援します。 ①地域遊びリレーション 【平成31年度目標】 延2,000人 ②ふまねっと 【平成31年度目標】 延500人 ③いきいきサロン 【平成31年度目標】 延1,000人
	お世話役（介護予防リーダー）の人数増加	お世話役（介護予防リーダー）を増やし、お茶会などの地域のつどいやふまねっと自主開催数が増加するようにします。 【平成31年度目標】 20人
	地域活動への参加者数の拡大	ボランティアグループやスポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係活動への参加者数を増やし、地域での人間関係の活性化を図ります。 【平成31年度目標】 ボランティア活動 週1回以上5% スポーツ関係の活動 週1回以上15% 趣味関係のグループ 週1回以上10% (高齢者ニーズ調査)
	高齢者が地域とともに食事をする機会の拡大	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」で、誰かと一緒に食事をする機会が「ほとんどない」が6.0%だったことを受け、食生活改善員・管理栄養士が相談にのる料理教室・会食会の開催回数を増やします。 【平成31年度目標】 「ほとんどない」人が0%（高齢者ニーズ調査）

## ○高齢者福祉計画の分野別取組み

取組み	活動	具体的な内容
明るく元氣な暮らしの実現	生活支援体制協議体（第1層・第2層）の充実	生活支援体制協議体（第1層＝町全域）の開催数を現在の年1回から、平成31年度には3回開催します。 【平成31年度目標】 3回開催
		生活支援体制協議体（第2層＝西部エリア・東部エリア）の開催回数を、それぞれ年3回から6回開催します。 【平成31年度目標】 西部エリア・東部エリア各3回開催
	地域づくり会議（第3層）の充実	地域づくり会議（第3層）を、3年かけて全地区で開催し、地域課題の抽出と、課題解決の方向を検討します。 【平成31年度目標】 10地区で開催
	行政区ごとの住民主体活動の活性化	P70、71に示されたような、健康づくり・スポーツ、仕事づくり、見守り等、行政区単位の住民主体活動を支援し、すべての行政区で何らかの活動が行われるようにします。（その活動の発表会などを行うことが考えられます） 【平成31年度目標】 33行政区の8割が実施
住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実	認知症サポーター養成講座の受講者数の拡充	地域ぐるみで認知症を支援するための、認知症サポーター養成講座の充実を図ります。 【平成31年度目標】 1,000人
	医療と介護の連携	介護保険の充実や医療・介護の連携推進の事業者会議、連絡会議、座談会を充実し、医療・介護職の顔の見える関係づくりと、町民も含め相互機会の拡大を図ります。 【平成31年度目標】 徘徊SOSネットワーク委員会 2回 ケアマネ・事業者連絡会議 各2回 医療・介護の連携検討会 1回 医療と暮らしの座談会 8回
	カフェの充実	認知症カフェやコミュニティカフェの設置を推進し、傾聴や、医療・福祉の助言やサービスへのつなぎを行い、安心して暮らせる仕組みを作っていきます。 【平成31年度目標】 3か所
安全で安心なまちづくりの推進	救急医療情報キットの配布	女川町社協で作成している、救急医療情報キットを配布して、万が一自宅で倒れる方の救命活動に役立てます。 【平成31年度目標】 ひとり暮らし世帯の8割配布
	市民後見人の育成	権利擁護とも連携しながら、地域住民が本人に代わり財産管理や契約などを行います。町は独居の方などの市長申立案件を確実に支援できるよう市民後見人を育成します。 【平成31年度目標】 1人（試行）
	緊急通報システムの設置の推進	緊急通報システムの設置を推進します。 【平成31年度目標】 設置数2割増

## ＜成果指標（アウトカム指標）＞

### ① 健康寿命の延伸

- 平均寿命から医療や介護に依存する期間を除いた、健康寿命の延伸を図ります。

【平成31年度】 男性 66.0歳・女性 67.5歳以上

（参考：平成25・28年度ともに、男性 65.7歳・女性 67.0歳）

### ② 新規の要介護認定率の維持・低下

- 地域での介護予防を推進することで、心身機能の低下を防ぎ、新規の要介護認定者の認定率が低下するようにします。

【平成31年度】 女性 0.3%以下（現在 0.4%）宮城県と同程度に

男性 0.3%以下（現在 0.3%）宮城県と同程度に

### ③ 介護予防リスクの低下

- 平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による介護予防リスクの割合が次回調査する時期に低下していることを目指します。

【次期調査時点】 運動機能の低下リスク 15%以下（平成28年度 16.9%）

転倒リスク 25%以下（平成28年度 26.7%）

閉じこもりリスク 25%以下（平成28年度 29.7%）

咀嚼機能の低下リスク 35%以下（平成28年度 36.9%）等

### ④ 一人当たり介護給付費・後期高齢者医療費の維持・減少

- 一人当たり介護給付費・後期高齢者医療費の維持・減少を目指します。特に、女川町で最も多い、要介護1に対する分析を行い、その要因を検討します。

【平成31年度】 後期高齢者医療費 72万円台

居宅サービス 33千円台

施設サービス 28万円程度もしくはそれ以下の水準に

### ⑤ 高齢者が感じる幸福度の点数が上昇している

- 平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による、高齢者が感じる幸福度の点数が平均7点より上昇か、もしくは低下しないような状態を目指します。

【次期調査時点】 高齢者が感じる幸福度7点以上/10点（平成28年度 6.97点）



## 5 サービスの質の向上及び介護人財の確保・育成

本町が介護保険制度を円滑に運営するには、給付の適正化とあわせ、ケアマネジメントやサービスの質の向上を図ることや、介護職の離職を防ぐためのキャリアパスの導入や就業環境の改善などに取り組む必要があります。本町は小さな保険者であり単独での検討が難しいと思われるものについては、近隣市や医療圏を構成する市町、また宮城県とも連携して、人材の確保育成、定着支援を進めていきます。

### ○主な事業

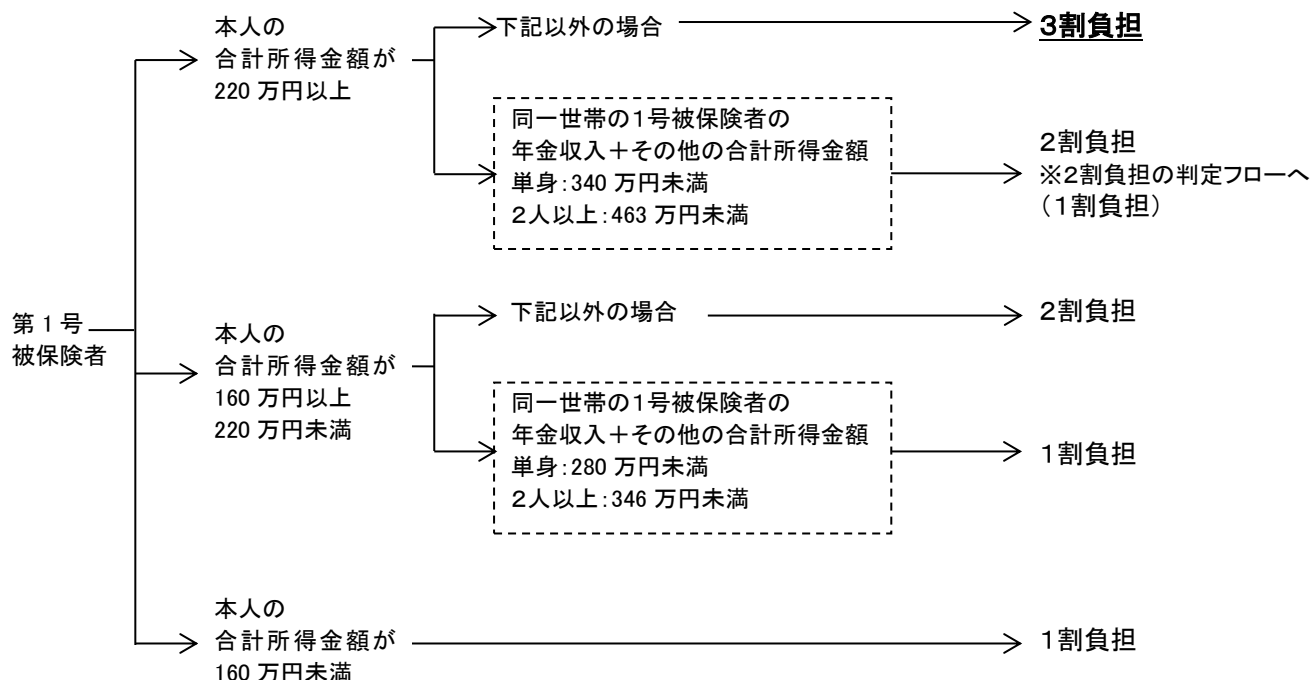
事業名	事業内容	担当課
宮城県介護人材確保協議会への参画と研修情報の収集・提供	宮城県介護人材確保協議会への参画を通して、多様なイベントや研修とも連携し、介護人材の確保を進めていきます。 また、介護人材を育む取組宣言事業所（第1段階認証）に協力し町内の介護事業所の支援を行います。	宮城県 宮城県介護人材確保協議会
介護保険事業者会議・居宅介護支援事業者会議の開催	介護保険事業者会議・居宅介護支援事業者会議を定期的で開催し、町からの情報を伝えるとともに、介護保険事業者からの意見等も聴き、円滑な連携体制が構築できるよう推進していきます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
事業者への支援及び指導	事業者に対し、町の取組み等の説明会を開催し、サービス利用者への適切なサービス提供やサービスの質の確保に努めます。 介護サービスを提供するうえで必要な知識、技術、マネジメント、制度等の研修を町が主催し、事業者のサービスの質の向上を支援します。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
次世代の福祉人財の確保・育成	介護に関する学習の機会や福祉教育の機会を得るように取り組みます。 また、石巻圏域での福祉まつり等2市1町が連携し福祉人材の確保・育成に取り組みます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター
苦情・相談体制の充実	身近な相談窓口として町民からの相談や苦情を的確に受け止めるとともに、県や国保連合会と連携しながら、その解決を図ります。	健康福祉課
介護保険サービスの利用支援	介護を必要とする方が、必要なサービスを利用できるように、本人やその家族に対する情報提供・相談支援を充実します。 介護保険パンフレットやガイドブックの作成などを行い、制度の理解を深めるため情報提供に努めます。	健康福祉課 女川町地域包括支援センター

## 6 円滑な制度運営のための情報提供・発信

広報おながわ（全戸配布）や、町のホームページ、おながわさいがいFMなどの媒体を活用した情報提供や、町民を対象とした出前講座の実施などを通して、介護保険制度の情報発信を行います。

なお、第7期から制度改正により、本人の合計所得金額が220万円以上の方の一部の利用料が3割負担に変更となりました。このことで介護サービスの利用に影響がないよう、町民への情報提供や相談の実施とあわせ、サービス受給状況等を注視しながら制度運営を進めていきます。

図表3-1-2 負担割合の判定フロー



※ 第2号被保険者、市区町村民税非課税者、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。

資料：厚生労働省全国介護保険担当課長会議（2017年7月3日） 資料  
「介護保険制度改正における保険者機能に関する事項等について 他」

## 第2章 介護サービスの見込み

### 1 推計の流れ

本計画では、以下の考え方を受け、介護給付・予防給付の見込み及び地域支援事業のサービス量の見込みを行います。

#### 1. 被保険者数の推計

被保険者数の平成 27～29 年度の実績を踏まえ、推計人口に基づき、平成 30～32 年度の被保険者数を推計する。なお、参考として平成 37 年度の被保険者数も推計する。



#### 2. 要介護認定者数の推計

平成 27～29 年度の被保険者数に対する要介護認定者数に基づき、1. で推計した被保険者数を用いて平成 30～32 年度及び平成 37 年度の要介護認定者数を推計する。（第 2 号被保険者含む）



#### 3. 居宅サービスの量の見込み

平成 27～29 年度の給付実績を分析・評価して、見込み量を検証する。あわせて平成 37 年度のサービス水準についても示す。



#### 4. 施設・居住系サービスの量の見込み

平成 27～29 年度の給付実績を分析・評価して、見込み量を検証する。あわせて平成 37 年度のサービス水準についても示す。



#### 5. 保険給付費の推計

サービス量の分析及び新たなサービスの見込みをもとに、総合的にサービス利用量を推計し、3 年間（平成 30～32 年度）の必要給付費を算出する。また、補足給付費や高額介護サービス費等の推計も行い、給付費に加える。さらに地域支援事業費の算出も行う。

※補足給付費とは、低所得者の施設入所に係る費用負担を軽減するための給付



#### 6. 保険料基準額の設定

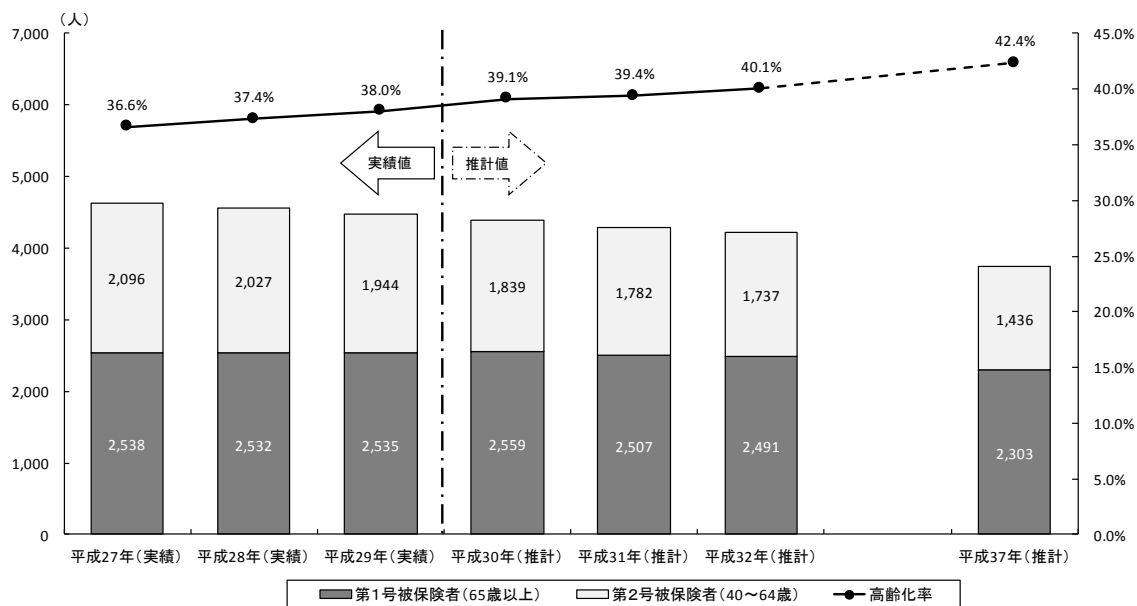
平成 30～32 年度の保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、介護保険料基準額を設定する。

## 2 被保険者及び要介護認定者の見込み

### （1）第1号被保険者数の推移と見込み

第1号被保険者に占める前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）の割合は、平成27年から平成29年まで後期高齢者の割合が高く、平成30年以降も後期高齢者が前期高齢者より高い割合を維持し続けることが予想されています。

図表3-2-1 被保険者数の推移と見込み(平成27～平成32年、平成37年)



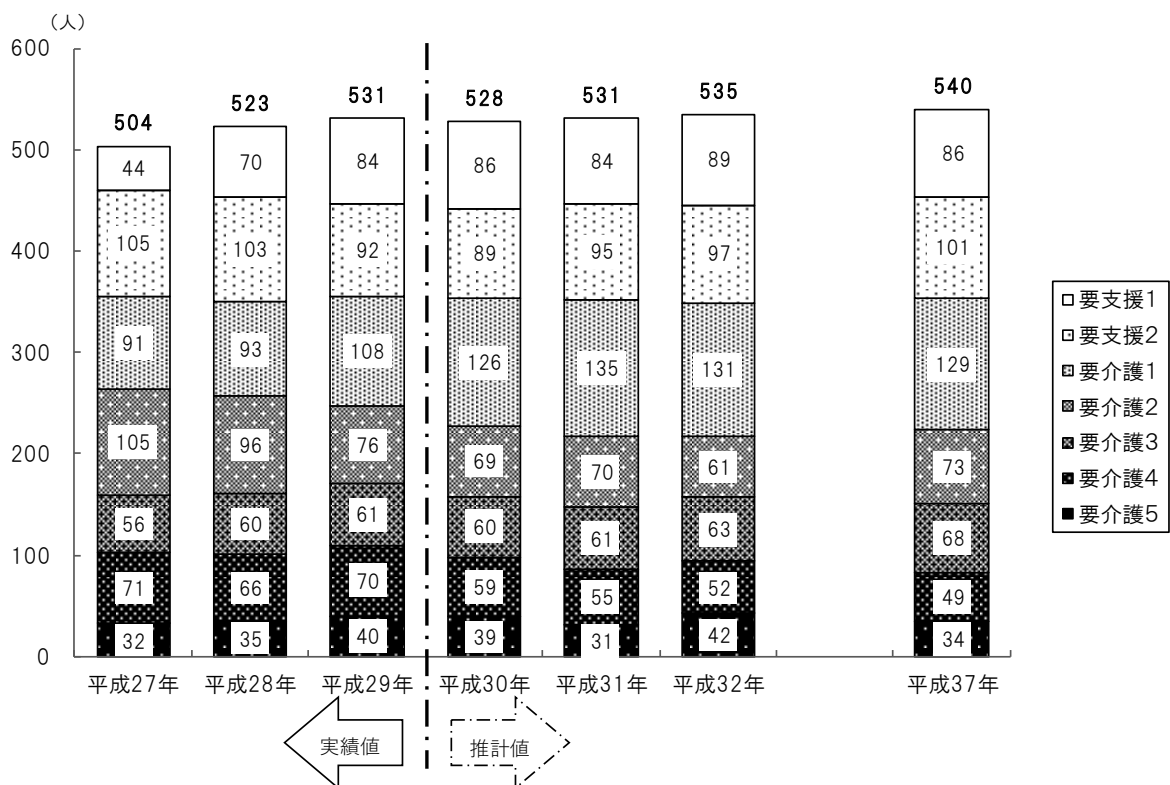
(単位：人)

	平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
第1号被保険者 (65歳以上)	2,538	2,532	2,535	2,559	2,507	2,491	2,303
第2号被保険者 (40～64歳)	2,096	2,027	1,944	1,839	1,782	1,737	1,436
高齢化率	36.6%	37.4%	38.0%	39.1%	39.4%	40.1%	42.4%

（2）要支援・要介護認定者数の推移と見込み

第1号被保険者数は減少傾向にあります。要支援・要介護認定者は500人台で推移し、平成30年度からは微増すると予想しています。特に要支援1～要介護1の軽度の方が増え、要介護4・5の重度の方が横ばいかやや減少すると見込んでいます。

図表3-2-2 要支援・要介護認定者数の見込み(平成27年～平成32年、平成37年)



(単位：人、%)

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年		平成37年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要支援1	44	8.7	70	13.4	84	15.8	86	16.3	84	15.8	89	16.6	86	15.9
要支援2	105	20.8	103	19.7	92	17.3	89	16.9	95	17.9	97	18.1	101	18.7
要介護1	91	18.1	93	17.8	108	20.3	126	23.9	135	25.4	131	24.5	129	23.9
要介護2	105	20.8	96	18.4	76	14.3	69	13.1	70	13.2	61	11.4	73	13.5
要介護3	56	11.1	60	11.5	61	11.5	60	11.4	61	11.5	63	11.8	68	12.6
要介護4	71	14.1	66	12.6	70	13.2	59	11.2	55	10.4	52	9.7	49	9.1
要介護5	32	6.3	35	6.7	40	7.5	39	7.4	31	5.8	42	7.9	34	6.3
合計	504	100.0	523	100.0	531	100.0	528	100.0	531	100.0	535	100.0	540	100.0

### （3）サービス受給者数の見込み

重度者の方の減少なども受けて、施設サービス利用者の見込みは、平成27年度から29年度でほぼ頭打ちとなり、平成30年度以降は132人のまま推移していくものと推計しました。地域密着型サービスでは、認知症高齢者グループホームも平成29年の利用者数の伸びを越えない形で推移していくものと考えました。

平成27年度からスタートした地域密着型通所介護も一定の利用者を見込んでいます。

図表3-2-3 介護保険施設及び介護専用居住系サービスの利用者数

（単位：人）

	平成27年 （実績）	平成28年 （実績）	平成29年 （実績）	平成30年 （推計）	平成31年 （推計）	平成32年 （推計）	平成37年 （推計）
施設サービス利用者	135	133	135	132	132	132	132
介護老人福祉施設	58	58	63	60	60	60	60
介護老人保健施設	77	75	72	72	72	72	72
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	—
（介護医療院）	—	—	—	0	0	0	0
地域密着型サービス利用者	14	31	39	36	36	36	36
地域密着型通所介護	—	14	6	10	10	10	10
認知症高齢者グループホーム	14	17	33	26	26	26	26
地域密着型特定施設	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
施設・介護専用居住系サービス利用者	149	164	174	168	168	168	168

### 3 各サービス利用量の推計等

#### （1）居宅サービス

##### ア) 訪問介護、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

###### ■実績及び方向性

これまで仮設住宅での生活が続いていましたが、災害公営住宅等が建設されるに従い、訪問介護の利用人数も徐々に増加しています。第7期はさらに人数が増加し、その傾向が一定続くことを想定し、量の見込みを設定します。

また、介護予防訪問介護は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行したため、見込んでいません。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 （実績）	平成28年 （実績）	平成29年 （実績）	平成30年 （推計）	平成31年 （推計）	平成32年 （推計）	平成37年 （推計）
人数	訪問介護	41	39	59	73	73	73	73
	介護予防訪問介護	35	38	34	—	—	—	—

※介護予防訪問介護は平成29年度から日常生活支援総合事業に移行しました。

※平成29年度実績は11月末現在です。

##### イ) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

###### ■実績及び方向性

訪問入浴介護は町内にサービス事業者がなく、近隣市の事業者からサービスを受けています。入浴は、デイサービスでの利用もできるため、現人数の水準で推移すると見込みました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 （実績）	平成28年 （実績）	平成29年 （実績）	平成30年 （推計）	平成31年 （推計）	平成32年 （推計）	平成37年 （推計）
人数	訪問入浴介護	9	7	6	8	8	9	9
	介護予防 訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0

※平成29年度実績は11月末現在です。

## ウ) 訪問看護、介護予防訪問看護

### ■実績及び今後の方向性

地域医療センター及び町外事業者が実施している訪問看護、介護予防訪問看護は、今後在宅での医療的な管理が必要な人が増えることも予想されることから、比較的高い水準の維持を見込みました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	訪問看護	20	18	24	24	24	24	24
	介護予防訪問看護	5	6	5	5	5	5	54

※平成29年度実績は11月末現在です。

## エ) 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

### ■実績及び今後の方向性

地域医療センターが行うリハビリサービスの一つとして、訪問看護と並んでニーズの高いサービスです。今後在宅生活の継続支援に向けて、比較的高い水準での維持を見込みました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	訪問リハビリテーション	32	34	36	35	35	35	35
	介護予防訪問リハビリテーション	16	15	17	18	18	18	18

※平成29年度実績は11月末現在です。

## オ) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

### ■実績及び今後の方向性

地域医療センターや町外の医療機関の利用があり、今後も需要があると考え、現状よりもやや高い水準で見込みました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	居宅療養管理指導	8	10	15	16	18	18	18
	介護予防居宅療養管理指導	1	1	0	0	0	0	0

※平成29年度実績は11月末現在です。



## カ) 通所介護、介護予防通所介護（デイサービス）

### ■実績及び今後の方向性

平成28年度から通所介護の一部が地域密着型サービスに移行したため、利用人数は78人から54人となりましたが、それ以降もニーズがあると考え、引き続き一定程度のサービス人数で見込みました。なお、介護予防通所介護は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行したため、第7期以降では見込んでいません。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	通所介護	78	54	53	57	57	57	57
	介護予防通所介護	24	24	17	-	-	-	-

※介護予防通所介護は平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

※平成29年度実績は11月末現在です。

## キ) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

### ■実績及び今後の方向性

地域医療センターの医療職（理学療法士や作業療法士等）による本サービスは、リハビリテーションの視点から人気があり、比較的軽度の方の利用も多く、要支援者の利用が増えてきました。介護サービス、介護予防サービスとも現状の水準で見込みました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	通所リハビリテーション	44	40	43	40	40	40	40
	介護予防通所リハビリテーション	26	33	40	25	25	26	26

※平成29年度実績は11月末現在です。

## ク) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

### ■実績及び今後の方向性

定期的な利用や新たなニーズを受けることを見込み、一定水準としました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	短期入所生活介護	25	29	28	28	28	27	27
	介護予防短期入所生活介護	3	1	1	0	0	0	0

※平成29年度実績は11月末現在です。

### ケ) 短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（医療ショートステイ）

#### ■実績及び今後の方向性

地域医療センターがサービスを提供していますが、利用は減少傾向です。次期は現状のまま見込みました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	短期入所療養介護 (老健)	10	6	5	5	5	5	5
	短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所 療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所 療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0

※平成29年度実績は11月末現在です。

### コ) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

#### ■実績及び今後の方向性

近隣市での施設開設により、本町の利用者も入居していることから、現状の利用者人数で見込みました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	特定施設入居者 生活介護	4	8	10	12	12	12	12
	介護予防特定施設 入居者生活介護	4	4	1	1	1	1	1

※平成29年度実績は11月末現在です。

### サ) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

#### ■実績及び今後の方向性

現在も町内に事業所がなく、近隣市から仙台方面までの広い範囲でのサービス利用となっています。重度認定者の人数の減少に伴い、見込みを横ばいとしました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	福祉用具貸与	85	85	101	89	87	87	89
	介護予防福祉用具 貸与	23	29	24	24	23	23	23

※平成29年度実績は11月末現在です。

## シ) 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入）

## ■実績及び今後の方向性

現在の利用人数のまま見込みました。今後も適正な給付の観点から介護支援専門員や事業者働きかけ、利用者のニーズに沿った利用が行われるようにします。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	特定福祉用具販売	2	2	9	10	10	10	10
	特定介護予防福祉用具販売	1	1	20	20	20	20	20

※平成29年度実績は11月末現在です。

## ス) 住宅改修、介護予防住宅改修

## ■実績及び今後の方向性

住宅改修については、住環境の整備に伴い若干増加があるものと考え、見込みました。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	住宅改修	1	1	6	8	8	8	8
	介護予防住宅改修	0	0	8	12	12	12	12

※平成29年度実績は11月末現在です。

## セ) 居宅介護支援、介護予防支援（ケアマネジメント）

## ■実績及び今後の方向性

居宅介護支援は、町内と近隣市の事業者が、介護予防支援は、女川町地域包括支援センターがケアプランや介護予防プランの作成とサービスの連絡調整を行っています。

震災後は人口減や施設利用者の増加に伴い利用件数が減少していました。今後は居宅サービスの利用は増えるものの上記の要因も考慮に入れ、横ばいで見込みます。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	居宅介護支援	170	161	161	160	160	160	158
	介護予防支援	87	92	86	70	70	70	78

※平成29年度実績は11月末現在です。

## （2）地域密着型サービス

地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設については、今後も見込みません。

### ソ) 夜間対応型訪問介護

#### ■今後の方向性

町内に事業者がないため、サービス利用はありませんでした。今期も見込みはありませんが、今後は在宅サービスの充実に伴い、次期計画以降で検討します。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0

※平成29年度実績は11月末現在です。

### タ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### ■今後の方向性

本サービスも、事業者がまだ確保しにくい状況です。本サービスは上記の夜間対応型サービスともあわせて次期計画以降で検討します。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0

※平成29年度実績は11月末現在です。

### チ) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

#### ■今後の方向性

通所介護や通所リハビリがその役割を兼ねていると考えられます。今期は見込みませんが、今後は小規模多機能型居宅介護とあわせて検討していきます。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0

※平成29年度実績は11月末現在です。

## ツ) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

## テ) 看護小規模多機能型居宅介護、介護予防看護小規模多機能型居宅介護

## ■今後の方向性

震災により町内にあったサービスは事業所が流失し、現在も休止中です。現段階も見込みはありませんが、泊まり、訪問、通所を組みあわせることのできる本サービスを再開し、また複合型サービスへと転換させることで、今後、在宅で暮らすための多様な介護ニーズに応えることができるものと期待されます。

また、看護小規模多機能型居宅介護については、先の制度改正で創設され、地域包括ケアシステムに必要なサービスとされていますが、医療・看護の体制拡充が必要であることから、本町では今期見込みません。

(1か月当たり 単位：人)

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防小規模 多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0

※平成29年度実績は11月末現在です。

## ト) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

## ■実績及び今後の方向性

平成29年度に2ユニットでの稼働をスタートしました。今後は地域や福祉関係施設とも連携をしながら地域に根差したサービスとして充実させます。

(1か月当たり 単位：人)

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	認知症対応型 共同生活介護	14	17	28	26	26	26	26
	介護予防認知症 対応型共同生活介護	0	0	0	1	1	1	1

※平成29年度実績は11月末現在です。

## ナ) 地域密着型通所介護

## ■実績及び今後の方向性

平成28年度から、通所介護の一部が移行しました。このサービスは、女川町内にはなく町外サービスの利用となっています。

(1か月当たり 単位：人)

		平成27年 (実績)	平成28年 (実績)	平成29年 (実績)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
人数	地域密着型通所介護	-	14	6	10	10	10	10

※平成29年度実績は11月末現在です。

### （3）施設サービス

施設サービスとしては、町内に立地する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）並びに介護老人保健施設の2サービスを見込みました。なお、介護療養型医療施設及び新たに創設された介護医療院については町内になく利用者がいないため見込みません。

## 二）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

### ■実績及び今後の方向性

介護老人福祉施設は、町内に1施設ですが、要介護認定者が町外の施設を利用する方も含め、震災前後の入所者数は横ばいの状況です。入所待機者はいますが、特養おながわにおいては、空きが出ても待機者の入所がなかなか決まらない状況が続いている現状から、入所者数は現状水準で見込みました。

まだ震災後の復興期であることから、今後、居宅サービスや地域密着型サービス等の整備推進を通じて在宅介護支援体制づくりとともに、施設整備等について検討していきます。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 （実績）	平成28年 （実績）	平成29年 （実績）	平成30年 （推計）	平成31年 （推計）	平成32年 （推計）	平成37年 （推計）
人数	介護老人福祉施設	58	58	60	60	60	60	60

※平成29年度実績は11月末現在です。

## 又）介護老人保健施設

### ■実績及び今後の方向性

震災後、本町の老人保健施設は、診療所と一体の地域医療センターとして、震災前の50床から100床に増床しました。震災による住環境の変化から被災した比較的軽度の要介護者の施設利用傾向が続いています。住環境の整備の推進から在宅移行も見込み、入所者を現状より若干減少で見込みました。今後は、住環境の復興とともに施設本来の目的である「機能回復から在宅生活への移行」を医療と介護の連携で支援し、自分の住まいで安心して暮らせるような生活支援の方向性を検討していきます。

（1か月当たり 単位：人）

		平成27年 （実績）	平成28年 （実績）	平成29年 （実績）	平成30年 （推計）	平成31年 （推計）	平成32年 （推計）	平成37年 （推計）
人数	介護老人保健施設	77	75	72	72	72	72	72

※平成29年度実績は11月末現在です。

## （4）給付費のまとめ（1）

（単位：千円／年）

	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （実績）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）	平成32年度 （推計）	平成37年度 （推計）
<b>居宅サービス</b>							
訪問介護	29,901	29,579	56,132	53,000	53,300	53,300	53,000
訪問入浴介護	5,535	4,090	4,235	4,700	4,900	4,900	5,500
訪問看護	5,240	4,153	6,126	6,200	6,400	6,500	7,000
訪問リハビリテーション	10,837	11,213	11,429	11,220	11,000	11,000	10,000
居宅療養管理指導	726	949	1,267	1,200	1,400	1,200	1,300
通所介護	65,314	38,976	38,205	39,440	39,000	39,000	37,800
通所リハビリテーション	30,616	26,620	23,762	26,600	27,000	26,000	25,000
短期入所生活介護	18,714	20,698	17,191	17,500	86,000	18,000	16,000
短期入所療養介護（老健）	10,718	6,721	6,149	6,800	7,000	7,200	7,200
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	11,961	12,948	14,743	14,800	14,800	14,800	14,800
特定福祉用具販売	719	748	765	1,000	1,000	1,000	1,000
住宅改修	887	446	0	1,400	1,400	1,400	1,400
特定施設入居者生活介護	9,315	15,417	19,790	22,540	24,500	24,000	25,000
<b>地域密着型サービス</b>							
夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型	0	0	0	0	0	0	0
訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 共同生活介護	40,855	48,002	95,761	69,000	69,000	69,000	70,000
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	-	14,242	21,735	15,000	18,000	18,000	16,000
<b>介護保険施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	173,623	166,907	183,665	173,000	173,000	173,000	173,000
介護老人保健施設	253,611	236,948	224,084	223,000	223,000	223,000	223,000
介護医療院（平成37年度は介護 療養型医療施設を含む）	-	-	-	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	-
居宅介護支援	26,421	24,636	25,103	25,200	25,200	25,200	25,000
介護給付費計	694,993	663,292	750,143	711,600	717,600	716,200	712,000

## 給付費のまとめ（2）

（単位：千円／年）

	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （実績）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）	平成32年度 （推計）	平成37年度 （推計）
<b>介護予防サービス</b>							
介護予防訪問介護	7,931	8,319	7,098	-	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	55	122	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	934	1,294	747	1,100	1,000	792	880
介護予防 訪問リハビリテーション	4,633	4,479	4,595	4,800	4,800	4,800	4,600
介護予防 居宅療養管理指導	180	135	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	8,832	7,862	5,895	-	-	-	-
介護予防 通所リハビリテーション	11,001	12,251	15,082	17,000	16,000	15,000	14,000
介護予防 短期入所生活介護	1,220	536	200	700	700	700	500
介護予防 短期入所療養介護（老健）	184	192	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	937	1,293	1,116	1,300	1,200	1,100	1,000
特定介護予防 福祉用具販売	283	213	296	420	520	508	508
介護予防住宅改修	199	0	0	1,080	1,080	1,080	1,080
介護予防 特定施設入居者生活介護	4,584	4,708	1,127	4,710	4,600	4,600	4,000
<b>地域密着型介護予防サービス</b>							
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	1,758	1,758	1,758	1,758
介護予防支援	4,598	4,854	4,712	4,000	4,000	4,000	3,000
予防給付費計	45,571	46,258	40,869	35,868	35,658	34,138	31,326

（単位：千円／年）

	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （実績）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）	平成32年度 （推計）	平成37年度 （推計）
総給付費	740,564	709,550	791,011	748,468	753,258	750,338	743,326



## 4 給付費等の見込み

以上のことから、第7期計画期間に当たる標準給付費見込額は、平成30年度は8億1,269万円ですが、平成32年度も8億1,452万円を維持する見込みです。

（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費	748,568	753,258	750,338	2,251,364
特定入所者介護サービス費	46,920	46,920	46,920	140,760
高額介護サービス費等給付額	15,560	15,660	15,660	46,980
高額医療合算介護サービス費等給付額	960	960	960	2,880
算定対象審査支払手数料	681	652	643	1,976
標準給付費見込額	812,689	817,450	814,521	2,443,960

## 5 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、すべての高齢者を対象とし、要支援・要介護等、介護が必要な状態になる前からの介護予防を推進するとともに、高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つから構成されます。地域支援事業費については、介護給付費（標準給付費見込額から審査支払手数料を除いた額）に、地域支援事業を構成する各事業の率を乗じて得た額の範囲内とすることと定められています。

本町では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月からスタートしました。

（単位：千円）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域支援事業交付金分	A 1 (B + C)	40,143	40,143	40,143
	B 介護予防・日常生活支援総合事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ・通所型サービス ・訪問型サービス ○介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○一般介護予防事業	22,779	22,779	22,779
	C (D + E) 包括的支援事業及び任意事業	17,364	17,364	17,364
	D 包括的支援事業(充実分事業は除く)	16,962	16,962	16,916
	E 任意事業 ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業	402	402	402
地域支援事業(社会保障充実分)	A 2 (F + G + H + I)	10,683	10,683	10,683
	F 在宅医療・介護連携推進事業	2,290	2,290	2,290
	G 生活支援体制整備事業	6,408	6,408	6,408
	H 認知症総合支援事業	1,885	1,885	1,885
	I 地域ケア会議	100	100	100
審査支払手数料 (J)		38	38	38
総合計 (A 1 + A 2 + J)		50,864	50,864	50,864

## 6 市町村特別給付等について

---

介護保険で提供されるサービスには、法定のサービスのほか、町が条例で定めることにより、①区分支給限度額の引き上げ（居宅サービスの区分支給限度基準額を超える分に対して保険給付を行う＝上乘せ）、②市町村特別給付（法定サービス以外のサービスに保険給付を行う＝横だし）等があります。しかし、これらのサービスを行った場合の財源は、すべて第1号被保険者の介護保険料でまかなうことから、第1号被保険者の介護保険料の上昇を招きます。

これらのサービスは、一般高齢者施策の充実により充足されると考えられるため、今期も上記の給付は実施しないこととします。

# 第3章 介護サービスの体制充実

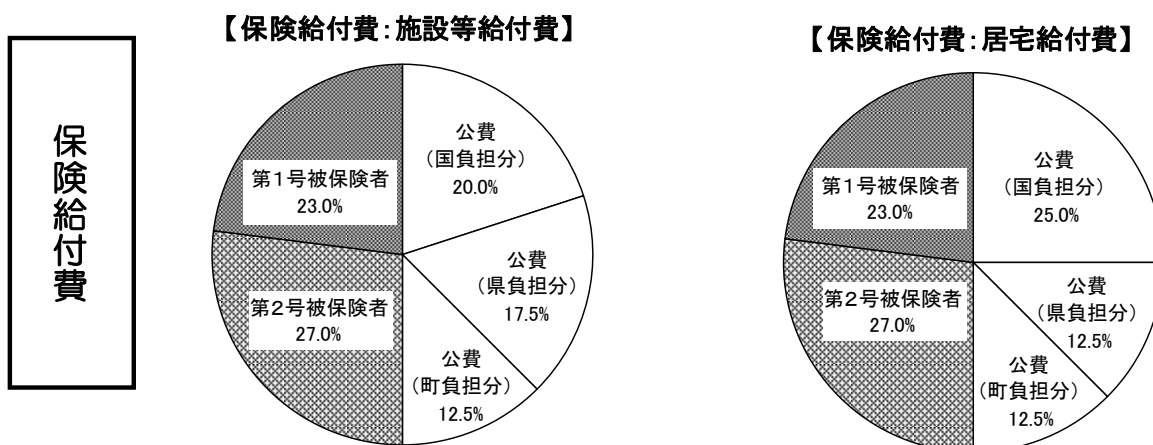
## 1 介護保険料の設定

### （1）費用負担の構成

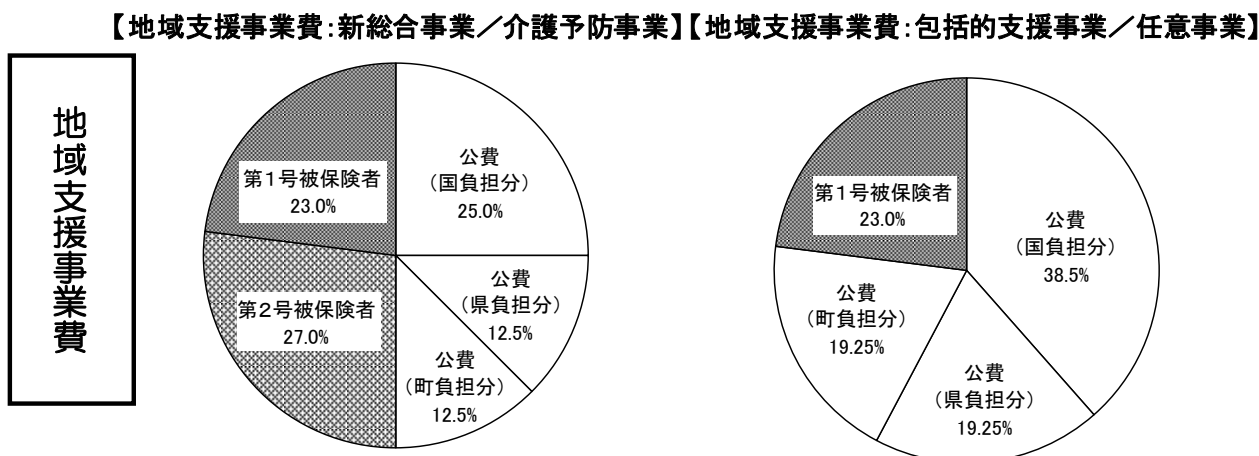
第7期の介護保険総費用に対する第1号被保険者の法定負担割合は、高齢者人口の増加に伴い、第6期の22%から23%へと変更になりました。

その他は従来どおり、公費（国・県・町）及び第2号被保険者との間での負担となり（地域支援事業の包括的支援事業／任意事業については、公費と第1号被保険者が負担）、財源は保険料50%と公費50%でまかなわれています。

図表3-3-1 保険給付費の財源構成



図表3-3-2 地域支援事業費の財源構成



※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費

※居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費

※保険給付費における国の負担割合には調整交付金が含まれる。

## （2）第7期保険料の考え方

介護保険料の設定に当たっては、次のような諸条件を勘案して検討しています。

### ① 見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要介護認定者の増加による給付増、サービスの必要性、施設整備計画等から今後の伸びを勘案し、保険料を設定します。

### ② 調整交付金

国負担分に含まれる調整交付金は、市町村間における介護保険の財政力格差を是正するために、介護保険総費用（地域支援事業費を除く）の5%を上限として国から交付されます。調整交付金の割合は、第1号被保険者のうち、75歳以上、及び第7期からは85歳以上人口の割合と第1号被保険者の所得分布によって決まります。

### ③ 介護報酬の決定

保険料の設定については、平成30年度からの介護報酬改定を考慮して設定します。

### ④ 保険料段階の設定

第7期保険料の設定に当たっては、第6期同様、全国標準の保険料段階により設定し、かつ、低所得者に配慮した段階設定を検討します。

### ⑤ 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金は給付費の上昇による財源不足を補うための基金であり、第6期までに積み立てられた基金を第7期において取崩し、給付費に充当させることができます。その結果保険料の上昇を抑えることが可能になります。

第7期の保険料の設定に当たっては、この準備基金を活用して、保険料収納必要額に充当することにより、介護保険料引き下げを行います。

図表3-3-3 第7期事業計画における保険料段階及び保険料額

第6期事業計画の保険料段階と基準額			第7期事業計画の保険料段階と基準額			
保険料段階	保険料額 上段：月額 下段：年額 (円)	基準額 に対する 比率	保険料 段階	対 象	保険料額 上段：月額 下段：年額 (円)	基準額 に対する 比率
第1段階	2,400円 28,800円	0.50	第1段階	生活保護受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者の方。 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。	2,700円 32,400円	0.50
第2段階	3,600円 43,200円	0.75	第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方。	4,050円 48,600円	0.75
第3段階	3,600円 43,200円	0.75	第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方。	4,050円 48,600円	0.75
第4段階	4,320円 51,840円	0.90	第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。	4,860円 58,320円	0.90
第5段階	<u>4,800円</u> <u>57,600円</u>	<u>1.00</u>	第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税非課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方。	<u>5,400円</u> <u>64,800円</u>	<u>1.00</u>
第6段階	5,760円 69,120円	1.20	第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方。	6,480円 77,760円	1.20
第7段階	6,240円 74,880円	1.30	第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方。	7,020円 84,240円	1.30
第8段階	7,200円 86,400円	1.50	第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方。	8,100円 97,200円	1.50
第9段階	8,160円 97,920円	1.70	第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方。	9,180円 110,160円	1.70

### （3）介護給付費準備基金の投入

第7期においては、介護給付費準備基金を投入し、区分の多段階化を行い、低所得者の負担が過大とならないよう設定し、また第1～3段階は新たに公費を投入して低所得者への配慮をいたします。

### （4）第1号被保険者の保険料基準額

第7期は、介護給付費準備基金を3年間で計5,000万円程度投入し、保険料基準月額を5,400円（年額64,800円）とします。

## 2 介護保険制度の安定的な運営

---

平成37年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化に向けた介護保険制度の改正が行われます。このうち第6期は、以下のような取組みを中心として、被保険者や利用者への支援、サービスの質の向上に資する取組みを継続し、また必要に応じて新たな方策を講じることで、介護サービスを利用できるように努めます。

### （1）介護サービス利用者への支援

介護保険制度改正の柱の一つである、介護保険制度の持続可能性の確保策の一つとして、利用者負担の見直しへの対応が行われます。

利用者負担については、平成27年8月に年金収入が280万円以上の方を対象に2割負担が導入されたところですが、第7期は、高額介護サービス費における自己負担限度額を44,400円に据え置きつつ、平成30年8月から年金収入が340万円以上の方の利用料を、標準的に3割負担（夫婦世帯の場合は463万円以上）とします。

本町では、これまでも利用者負担の見直しへの対応として、所得段階とサービス利用率の状況を把握してきました。引き続き第7期計画期間においても、利用者負担割合の変更によるサービス利用への影響がないよう、制度への理解を促し、利用の促進を図ります。

### （2）円滑な調査・認定

介護保険のサービスを利用する際に必要となる要介護認定の迅速性・公平性を確保します。

### （3）事業者への支援及び指導

サービス事業者連絡会等を開催しサービス利用者の安全に資する取組みを進めます。また、県や町の実地指導・集団指導により、適切なサービス提供やサービスの質の確保に努めます。

介護サービスを提供するうえで必要な知識、技術、マネジメント、制度等の研修を町が主催し、事業者のサービスの質の向上を支援します。

### （4）苦情・相談体制の充実

身近な相談窓口として町民からの相談や苦情を的確に受け止めるとともに、県や国保連合会と連携を取りながら、その解決を図ります。



### 3 介護納付金における総報酬割制の導入

---

介護保険制度改正の一つとして、介護納付金における総報酬割の導入が行われます。

第2号保険料の保険料は、各医療保険者の加入者数による人頭制により負担割合が決められてきましたが、被用者保険間で報酬額に占める保険料の比率に差が生じてきたことから、このたび見直されることとなりました。

総報酬割への移行は平成29年度から一部で、平成30年度から全面的に行われ、被用者保険によっては第2号保険料額が上昇、もしくは低下する場合があります。そのため、今後は、町民への第1号被保険者の保険料に対する理解とあわせ、第2号被保険者の介護保険料についても情報提供を行い、介護保険制度への理解を促します。



## 第4部 計画の推進体制



## 第1章 推進体制の充実

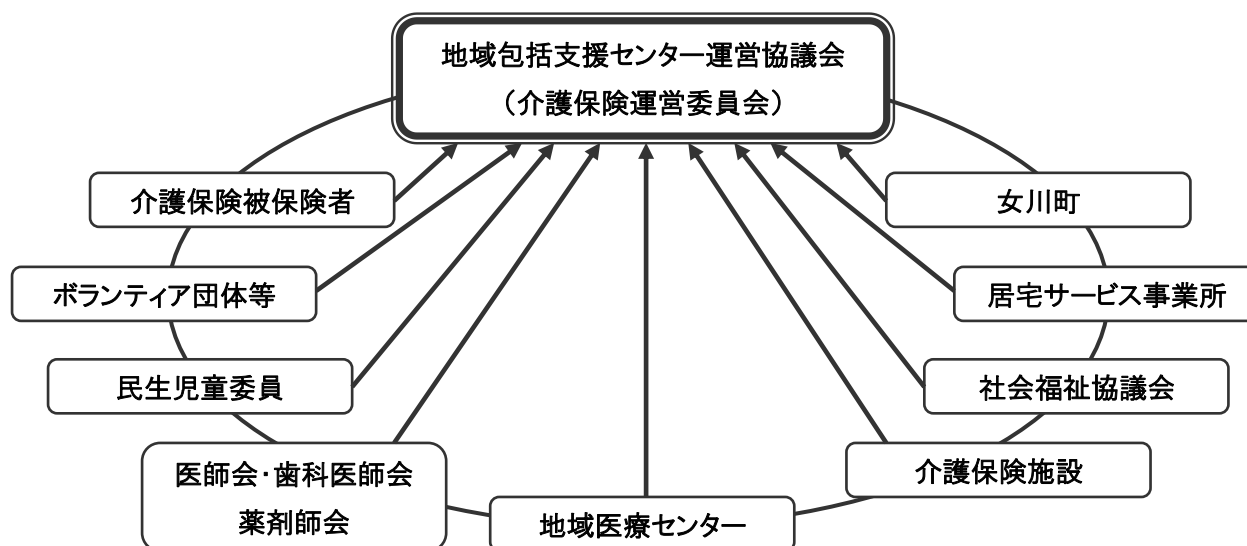
### 1 老人等保健福祉計画推進委員会・介護保険運営委員会

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の適正な推進を図るためには、町民が参加した推進状況を評価する機関が必要です。計画の推進に当たっては、老人等保健福祉計画推進委員会、介護保険運営委員会で評価・点検します。

### 2 地域包括支援センター運営協議会の充実

地域包括支援センターの適切な運営や公正性・中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険被保険者、介護サービス事業者、民生児童委員、関係機関等で構成される地域包括支援センター運営協議会（介護保険運営委員会）が地域包括支援センターの事業運営を評価、点検します。

図表4-1-1 地域包括支援センター運営協議会の位置づけ



### 3 関係機関・組織・団体との連携強化

---

女川町社会福祉協議会、民生児童委員協議会や地域包括支援センター等福祉・介護に関連する機関と、地域医療センター、薬剤師会等の医療関係の組織との連携のもとに計画を推進します。

### 4 町民参加の推進

---

本町にふさわしい高齢者福祉計画・介護保険事業計画を運営していくために、行政、町民、関係機関、関係団体等が連携していくことが必要です。

次期計画策定に当たっても、町民、関係機関への調査を実施するとともに、町民が参加する委員会で計画づくり、計画の評価・見直しを行います。さらに、町民から幅広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施し、町民ニーズに沿った計画の策定を目指します。

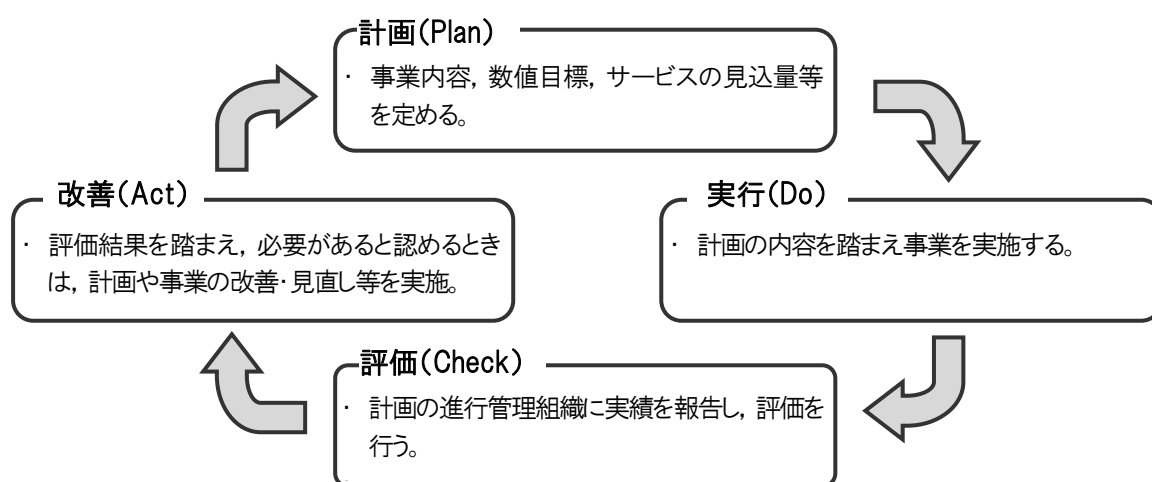
本計画の施策を実施するに当たっては、老人クラブ、ボランティア活動団体等、世代を超えた多くの町民、団体の自発的な参加を推進していきます。

## 第2章 地域づくりの推進体制の充実

### 1 地域マネジメント・ケアマネジメントの推進

今後も、地域包括ケア「見える化」システムや、各種調査の実施を通して、地域マネジメントを実施します。

具体的には、自立支援・介護予防・重度化防止に関する取組みと目標の進捗状況を検証するほか、施策の事後評価などを行い改善を行うPDCAサイクルを確立します。



### 2 地域ケア会議の充実

地域支援事業として実施される「地域ケア会議」は、個別事例から課題分析、政策検討まで、扱うテーマや内容も幅広くなっています。

今後さらに、自立支援・重度化防止のための評価指標を検討するために、次のような体制で充実していきます。

#### ◆地域ケア会議

集められた個別の困難事例を多職種が整理分析し、その傾向や課題をまとめ、相談支援やサービス提供体制の改善につなげ、地域力の強化につなげます。

#### ◆小地域ケア会議（地域づくり会議）

旧エリア会議を発展させた、地域づくり会議のさまざまな個別事例から、地域の課題を発見し、地域づくり・資源開発を行うほか、連続性あるケアマネジメントのために必要なことや政策提言を行います。





## 資料編



# 1 検討体制

## (1) 女川町老人等保健福祉計画推進委員会

本計画の高齢者福祉計画部分については、女川町老人等保健福祉計画推進委員会で検討を行いました。

【任期：平成28年10月1日～平成30年9月30日】

(順不同敬称略)

氏名	所属等
平塚 としえ	女川町社会福祉協議会 女川町地域活動支援センター 施設長
的場 登美子	女川町社会福祉協議会 会長
高橋 正典	女川町商工会 会長
土井 賢亮	女川町民生児童委員協議会 会長
遠藤 捷子	女川町食生活改善推進員会 会長【～平成28年9月30日】
東海 久美子	女川町食生活改善推進員【平成28年10月1日～】
横江 明美	女川町保健推進員
鈴木 亀悦	女川町身体障害者福祉協会 会長【～平成29年10月31日】
阿部 俊也	女川町身体障害者福祉協会 会長【平成29年11月1日～】
阿部 憲一	女川町手をつなぐ親の会 会長【～平成29年10月31日】
塩森 はつみ	女川町手をつなぐ親の会 会長【平成29年11月1日～】
齋藤 康隆	社会福祉法人石巻祥心会 相談支援専門員
村上 仁	ひまわりデイサービスセンター 障がい者相談支援室 相談支援専門員
齋藤 俊美	女川町行政区長会 会長
齋藤 俊	社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホームおながわ 施設長
◎齋藤 充	女川町地域医療センター センター長
○千葉 幸喜	女川町社会教育委員 議長
後藤 茂夫	女川町立女川中学校父母教師会 顧問

◎は委員長、○は副委員長

## (2) 女川町介護保険運営委員会

本計画の介護保険事業計画部分については、女川町介護保険運営委員会で検討を行いました。

【任期：平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日】

(順不同敬称略)

氏名	役職
◎木村 利彦	第1号被保険者【平成 29 年 6 月 15 日～】
阿部 求	第1号被保険者
丹野 喜恵子	第1号被保険者
木村 昇	第2号被保険者
勝又 恵子	第2号被保険者
遠藤 敏恵	介護経験者
木村 裕	女川地区仮設歯科診療所 歯科医師
土井 憲夫	一般社団法人石巻薬剤師会 薬剤師
木村 利彦	女川町社会福祉協議会【～平成 29 年 6 月 14 日】
三浦 知代	女川町民生児童委員協議会【～平成 28 年 11 月 31 日】
阿部 幸枝	女川町民生児童委員協議会【平成 29 年 4 月 1 日～】
齋藤 充	女川町地域医療センター センター長
○長 かおる	女川町地域医療センター 看護介護部長
齋藤 俊	特別養護老人ホームおながわ 施設長
渡邊 智仁	ぱんぷきん株式会社 代表取締役

◎は委員長、○は副委員長

## 2 検討経緯

### (1) 女川町老人等保健福祉計画推進委員会での検討

回数	開催日・場所	会議事項
第1回 (合同)	平成29年11月1日(水) 女川町役場 2階会議室(A・B) ※第2回介護保険運営委員会 と合同	1. 女川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について ①女川町高齢者福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)の進捗状況について ②女川町高齢者福祉計画(第8次)・介護保険事業計画(第7期)の骨子案について 2. 女川町障害者計画・障害福祉計画について ①女川町障害者計画(第4次)・障害福祉計画(第4期)の進捗状況について ②女川町障害者計画(第5次)・障害福祉計画(第5期)の骨子案について 3. その他
第2回	平成30年1月25日(木) 女川町役場 2階第1会議室	1. 女川町高齢者福祉計画(第8次)・介護保険事業計画(第7期)について 2. 女川町障害者計画(第5次)・障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)について 3. その他
第3回	平成30年3月1日(木) 女川町役場 2階会議室(A・B) ※第4回介護保険運営委員会 と合同	1. 女川町高齢者福祉計画(第8次)・介護保険事業計画(第7期)について 2. 女川町障害者計画(第5次)・障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)について 3. その他

## (2) 女川町介護保険運営委員会での検討

回数	開催日・場所	会議事項
第1回	平成29年7月28日(金) 女川町役場 2階第1会議室	1. 女川町の介護保険動向について 2. 介護保険制度改正について 3. 平成29年度地域包括支援センター事業計画について 4. その他
第2回 (合同)	平成29年11月1日(水) 女川町役場 2階会議室(A・B) ※第1回老人等保健福祉計画 推進委員会と合同	1. 女川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について ①女川町高齢者福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)の進捗状況について ②女川町高齢者福祉計画(第8次)・介護保険事業計画(第7期)の骨子案について 2. 女川町障害者計画・障害福祉計画について ①女川町障害者計画(第4次)・障害福祉計画(第4期)の進捗状況について ②女川町障害者計画(第5次)・障害福祉計画(第5期)の骨子案について 3. その他
第3回	平成30年1月17日(水) 女川町役場	1. 女川町高齢者福祉計画(第8次)・介護保険事業計画(第7期)の素案
第4回	平成30年3月1日(木) 女川町役場 2階会議室(A・B) ※第3回老人等保健福祉計画 推進委員会と合同	1. 女川町高齢者福祉計画(第8次)・介護保険事業計画(第7期)について 2. 女川町障害者計画(第5次)・障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)について 3. その他

## 3 介護保険サービス

### (1) 居宅サービス

<b>① 訪問介護（ホームヘルプサービス）／介護予防訪問介護</b>
訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。
<b>② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護</b>
要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。
<b>③ 訪問看護／介護予防訪問看護</b>
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
<b>④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション</b>
病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士、または、作業療法士が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。
<b>⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導</b>
要支援者・要介護者に対して、病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が自宅を訪問して行う療養上の管理・指導等を行うサービスです。
<b>⑥ 通所介護（デイサービス）／介護予防通所介護</b>
要支援者・要介護者が日帰り介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等を受けるサービスです。
<b>⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション</b>
要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等を受けるサービスです。
<b>⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護</b>
要支援者・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。
<b>⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護</b>
要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。
<b>⑩ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護</b>
有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び療養上の世話等を行うサービスです。
<b>⑪ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与</b>
要支援者・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。
<b>⑫ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売</b>
要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。
<b>⑬ 住宅改修／住宅改修（介護予防）</b>
要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行うサービスです。

## (2) 地域密着型サービス

<p><b>① 地域密着型通所介護（小規模デイ／介護のみ）</b></p> <p>日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供します。</p>
<p><b>② 夜間対応型訪問介護</b></p> <p>24時間安心して生活できるように、定期的な巡回や通報による夜間専用の訪問介護サービスを提供します。</p>
<p><b>③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b></p> <p>重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。</p>
<p><b>④ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護</b></p> <p>認知症であっても日常生活動作において自立している要支援・要介護認定者がデイサービスセンター等に通り、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。</p>
<p><b>⑤ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護</b></p> <p>要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。</p>
<p><b>⑥ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護</b></p> <p>認知症対応型共同生活介護とは、グループホームのことであり、入居している認知症要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行います。</p>
<p><b>⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護</b></p> <p>地域密着型特定施設は、定員29人以下の有料老人ホーム等の特定施設で、入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練等のサービスを提供します。</p>
<p><b>⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</b></p> <p>地域密着型介護老人福祉施設は、定員29人以下の特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理等のサービスを提供する施設です。</p>
<p><b>⑨ 看護小規模多機能型居宅介護</b></p> <p>看護小規模多機能型居宅介護は、1つの事業所が複合型事業所として「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」の複数のサービスを一体的に提供し利用者のニーズに応じた柔軟なサービスを提供します。</p>



### (3) 介護保険施設サービス

<b>① 介護老人福祉施設</b>
介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。
<b>② 介護老人保健施設</b>
在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護認定者を対象としています。
<b>③ 介護療養型医療施設</b>
急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。
<b>④ 介護医療院</b>
要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換先として創設されました。介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられます。

## (4) 地域支援事業

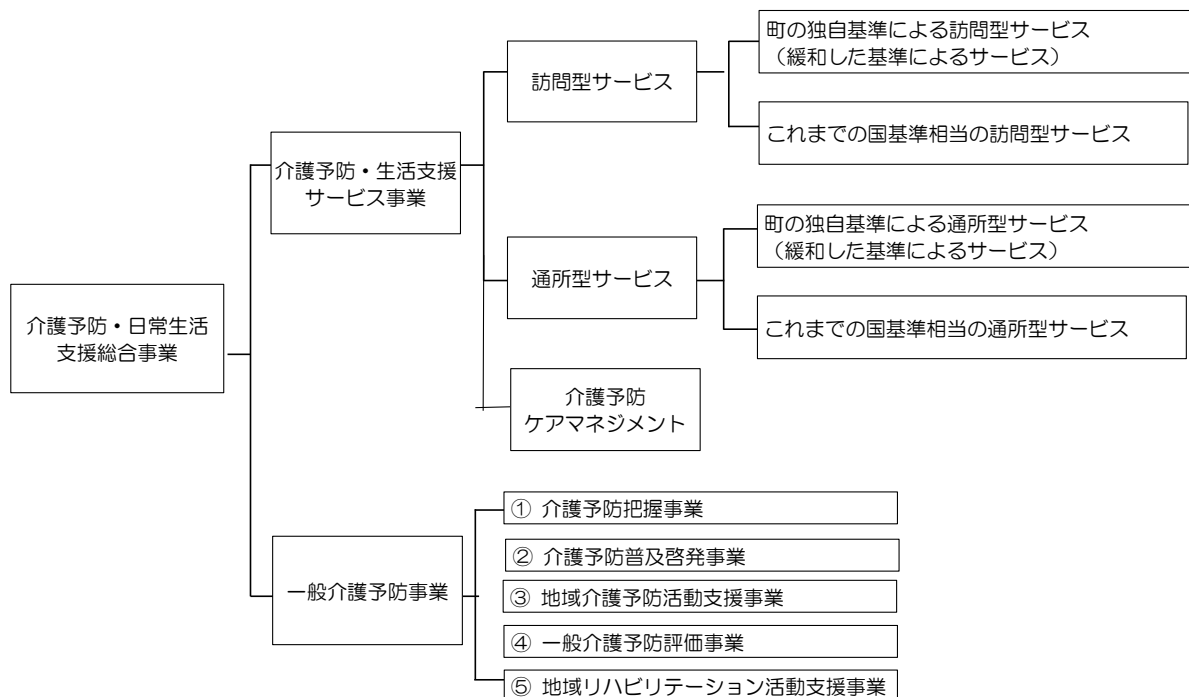
平成27年度の介護保険制度改正により「介護予防事業」が、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を含んだ「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」となり、女川町でも平成29年度から本格スタートしました。

「介護予防・日常生活支援総合事業」では、介護予防・生活支援が必要な人をすくいあげ、介護予防ケアマネジメントを作成し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス等を提供しています。

「包括的支援事業」では、地域ケア会議を充実する予定です。また、在宅医療・介護連携、認知症施策を推進します。

「任意事業」では、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業を推進します。

以下に、女川町の「介護予防・日常生活支援総合事業」のメニュー構成を示します。



## 4 用語集

### ア行

#### アウトカム

結果。成果。結論。介護保険においては、介護サービス等によりもたらされた利用者の状態変化等の結果のことを指します。

#### インセンティブ

目標を達成するための刺激。誘因。

#### インフォーマル

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な支援のことをいいます。公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービスをフォーマルケアと呼びます。

#### うつ

うつの症状としては、無気力・無感動・不安感・興奮等があり、それに伴い不眠・食欲低下等があります。本計画では、このような抑うつ症状を示している状態全体に対して「うつ」という用語を使用しています。うつ予防としては、人に会う、日中活動して夜間によい睡眠をとる、生活のリズムを整える等の生活習慣の改善があります。

#### ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）

ADLとは、Activities of Daily Livingの略で、食事、排せつ、着替え、入浴、移動、日常会話など、人が日常生活をするうえでの基本的な動作をいいます。IADLとは、Instrumental Activities of Daily Livingの略で、家事動作や遠方への外出、趣味活動、金銭管理、服薬管理など自立した社会生活を送るための手段としての動作を指します。

参考：介護支援専門員基本用語辞典／エクスナレッジ 2006年発行

#### NPO（Nonprofit Organization）

民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指します。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体にも法人格の取得が可能となり、その活動の推進が図られています。

## 力行

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険のサービスを利用したいときに、相談し、各種のサービスを紹介、斡旋する福祉や医療の専門職のことです。介護福祉士や看護師等の資格を持ち、一定の実務経験を持つ者が試験を受け、介護支援専門員研修を修了して、登録できます。要介護者・要支援者との契約に基づき介護計画（ケアプラン）を作成します。また、サービス事業者との連絡調整や、医療機関との連携を図りながら継続的な支援を行っていきます。

### 介護給付費準備基金

介護保険財政の健全で円滑な運営を図るため、条例により設置している基金です。基金積立額は介護保険会計において生じた余剰金に相当する額であり、基金の取崩しについては、介護給付や地域支援事業における不足額の財源に充てるほか、次期保険料額の急激な上昇を抑える等介護保険運営上必要と認められる場合に限られています。

### 介護保険サービス

介護保険のサービスは、要介護者を対象とした介護サービスと要支援者を対象にした介護予防サービスに区分されます。

### 介護保険法

加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的とする法律です。

### 介護予防サービス

介護保険で要支援1～2と認定された人に提供されます。居宅サービス、地域密着型サービス、住宅改修、介護予防支援があります。

### 介護予防サポーター

介護予防の人財育成研修を修了した高齢者を介護予防サポーターとして認定し、地域で行われるさまざまな介護予防活動を支える人財です。

### かかりつけ医

家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときにいつでも診察してくれる身近な開業医等であり、初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす医師です。

## 基本チェックリスト

地域支援事業の二次予防事業を提供する「二次予防事業の対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態にある高齢者）」を把握するときに用いる厚生労働省が示した25項目からなるチェックリストです。平成29年度から始まる総合事業の導入に当たり、要支援認定者はまず基本チェックシートを受けていただきます。

## 協議体

地域支援事業の生活支援・介護予防の体制の整備に当たり、町が中心となり、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供者等が参画し、地域のニーズの発掘や多様な主体への働きかけ、関係者との連携、担い手養成やサービスの開発などの連携を行うネットワークのことであります。

## ケアマネジメント

生活上の困りごとと、サービス等社会資源を適切に結びつけ、要介護者等の自立した日常生活の実現につなげるための専門的手法のことであります。必要な情報収集、生活上の課題分析、サービス調整、ケアプラン作成、サービス担当者会議、サービスの実行、再評価等、一連のプロセスを踏まえてケアプランを作成し、チームケアで継続的支援を行います。

## ケアプラン

要支援、要介護状態にあっても、その人らしい自立した日常生活の実現を目指すための「介護計画」のことであります。ケアマネジャーは、アセスメントから導き出された生活課題の解決に向け、その人に合った目標を立てて、適切なサービスや社会資源を組み合わせた「介護サービス計画書」を作成します。

## 高額介護サービス費

介護サービスを利用した要支援・要介護の方が1か月間に支払った利用者負担額が一定の上限(負担限度額)を超えたときは、申請によりその超えた分が払い戻される制度のことであります。

## 国保データベースシステム（KDB）

国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務及び保険者事務共同電算業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムです。

参考：国保データベース（KDB）システム活用マニュアル／国民健康保険中央会

## コミュニティカフェ

地域の人が集まり、高齢者、障害者や子育ての支援、まちづくりなどに取り組む場。コミュニティカフェとは、地域社会の中で「たまり場」「居場所」になっているところの総称です。

参考：公益社団法人長寿社会文化協会ホームページ

## サ行

### 災害時要援護者

⇒避難行動要支援者を参照

### 作業療法士

作業療法とは、リハビリテーションの中の治療法の一つであり、対象者の主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動を用いて治療、訓練、指導、及び援助を行う専門職のことをいいます。

参考：第7版 社会福祉用語辞典／ミネルヴァ書房 2009年発行

### 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者のことをいいます。

参考：市民後見関連情報／厚生労働省

### 若年性認知症

認知症のうち65歳未満で発症したものをいいます。18～39歳で発症したものを若年期認知症、40～64歳で発症したものを初老期認知症といい、この両者を含んだ名称のことをいいます。

参考：医学用語辞典／中央法規出版 2006年発行

### 自助・互助・公助・共助

「地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～地域包括ケア研究会（平成20年度老人保健健康増進等事業）」によると以下のように定義されます。

自助：自ら働いて、または自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持することです。

互助：非公式、形式ばらない相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

共助：社会保険のような制度化された相互扶助。

公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等。

## 人財

本町に暮らす一人ひとりの知識・経験・支え合うところを財産と捉え『人財』と表現しています。

## 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者のことです。

出典：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）／厚生労働省老健局振興課

## 生活支援サービス

ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯など在宅の高齢者に対して、見守りや配食、買い物、財産管理などの権利擁護サービス等、市町村が行う高齢者を支援するサービスです。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護等を行います。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もあります。

## ソーシャルワーカー

社会福祉関係の施設や機関、学校、医療機関などで、利用者及びその家族、グループ、一定の地域などを対象として、相談援助業務に従事し、社会資源の活用、情報提供、関係機関との連携や調整などによって問題解決に当たる社会福祉の専門職のことです。

## 夕行

### 第1号被保険者、第2号被保険者

介護保険被保険者のうち、市町村または特別区の区域内に住所を有する65歳以上の住民を第1号被保険者、当該区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者といいます。

## 地域ケア会議

個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワークや資源開発、施策を図っていくための会議です。

出典：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）／厚生労働省老健局振興課

## 地域支援事業

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業です。

## 地域福祉権利擁護事業（「まもりーぶ」）

「まもる」と「びりーぶ（信じる・信頼するの意味）」を組み合わせた愛称です。在宅の認知症高齢者や、知的障害のある人・精神障害のある人で、日常生活に不安を持っている人のさまざまな相談に応じ、暮らしのサポートをしています。

## 地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

参考：地域包括ケア「見える化」システム／厚生労働省

## 地域包括支援センター

地域包括ケアシステムの構築に向けて、公正・中立な立場から「総合相談支援事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関です。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開します。設置・運営に関しては、中立性の確保、人財確保支援等の観点から「地域包括支援センター運営協議会」がかかわるようになっていきます。

## 地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者を支えることを目的として、平成18年度の介護保険法の改正により新たに設けられたサービスです。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。また、平成24年度からは、これらのサービスに加えて、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護及び複合型サービスが創設されました。

## 特定健診

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に実施する、メタボリックシンドロームに着目した健診です。

参考：特定健診・特定保健指導について／厚生労働省



## 特定入所者介護サービス費

低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合や低所得の要支援者が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について支給されます。

## ナ行

### 日常生活圏域

市民が日常生活を営む地域として、介護サービスを提供するための施設状況などの社会的条件や地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案して定めた区域です。

### 認知症カフェ

認知症の人が自ら活動し、楽しめ、家族が分かりあえる人と出会えることができ、専門職が人としてふれあえ、認知症に対する理解を深め、住民同士のつながりを再構築するなどを目的として開催される場。認知症の人と家族を支援する場です。

参考：認知症施策の推進について／社会保障審議会・第47回介護保険部会資料

### 認知症ケアパス

発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。

出典：認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）・概要

### 認知症サポーター

認知症サポーターは何かを特別にやるというものではなく、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成研修を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になることができます。講座を受けると認知症サポーターの印として、ブレスレット（オレンジリング）が配られます。

### 認知症サポート医

かかりつけ医への研修・助言をはじめ、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師です。認知症サポート医の役割は以下の通りです。

- ・都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案
- ・かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役・アドバイザーとなるほか、他の認知症サポート医（推進医師）との連携体制の構築
- ・各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力

参考：厚生労働省ホームページ

## 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、厚生労働省が平成27年1月に関係府省庁と共同で策定したものです。以下の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進していくこととしています。

1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
2. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
3. 若年性認知症施策の強化
4. 認知症の人の介護者への支援
5. 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
6. 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
7. 認知症の人やその家族の視点の重視

参考：厚生労働省ホームページ

## 認知症疾患医療センター

認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付等を行う専門医療機関です。

## 認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームは、地域での生活が可能な限り維持できるようにするための初期集中支援を、発症後できる限り早い段階で包括的に提供できるものであり、認知症サポート医のほか複数の専門職により構成されます。

## 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、関係機関の連携支援のほか、認知症施策や事業の企画調整等を行います。

## 八行

## バリアフリー

バリアフリーとは、バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高齢者・障害のある人等の人々が生活しやすい環境に整備しようという考えです。バリアには、段差等の具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識等幅広い概念を含みます。日本の家屋では、玄関や廊下の段差、幅が狭い廊下や階段、和式のトイレや浴槽が高齢者や障害のある人の生活上のバリアになります。このようなバリアを解消することで、生活の質が向上します。

## 避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々である。具体的には、高齢者、障害者、難病者、妊産婦、乳幼児、外国人を対象にしています。

## ふまねっと

網のようなネットを使って、足の運動と脳トレーニングをあわせた事業を各地区の集会所などで実施しています。介護予防リーダーを育成することにより、「自主ふまねっと」の開催を増やす取組みを進めます。

## フレイル

海外の老年医学の分野で使用されている「Frailty」に対する日本語訳です。「Frailty」を日本語に訳すと「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などになります。フレイルは、厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」※とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

※厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）総括研究報告書 後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究

参考：公益財団法人長寿科学振興財団「健康長寿ネット」

## ボランティア

現代社会で起こっているさまざまな問題や課題に対し、個人の自由な意志によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行い連帯を生み出そうとする人々、またその活動のことです。

## マ行

### 民生児童委員

民生児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、ひとり暮らしの支援や高齢者・障害のある人の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合う等、地域のパイプ役として活動しています。

**ヤ行****ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人々が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです（提唱者はノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス等）。バリアフリーとの違いは、どちらも「すべての人が平等に参加できる」という同じゴールを目指していますが、ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、より発展させた考え方といえます。

**要介護**

介護保険制度では、認定審査会が行う要介護認定の結果、「要支援1～2」または「要介護1～5」と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができます。要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいいます。

**要支援**

介護保険制度では、認定審査会が行う要介護認定の結果、「要支援1～2」または「要介護1～5」と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができます。要支援状態とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上若しくは精神上の障害があるために6か月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいいます。

**養護老人ホーム**

養護老人ホームは、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的な理由で自宅において生活することが困難な高齢者が入所できる施設です。

**ラ行****理学療法士**

身体に障害があるものに対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他運動を行わせたり、電気光線療法、マッサージ、水治療法、温熱療法その他の物理的手段を加える理学療法を用いて機能障害や能力障害を改善することを目的とする国家資格。

出典：社会福祉用語辞典第7版／ミネルヴァ書房より抜粋

## リハビリテーション

本来、リハビリテーションとは機能訓練事業だけでなく障害のある人や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、地域の人とともに、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々、機関、組織が協力し合って行うすべての活動をいいますが、介護保険法改正に伴い、運動器の機能向上等の事業整備が必要な計画時期に当たるため、本計画では、リハビリテーションを高齢者の生活機能の維持・改善、介護予防等の直接的支援の部分に限定して定義しています。

## 老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする法律です。

## ロコモ（ロコモティブシンドローム）

骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰えると、くらしの中の自立度が低下し、介護が必要になり、寝たきりになる可能性が高くなります。運動器の障害のために、要介護になる危険性が高い状態のことをいいます。



女川町

高齢者福祉計画(第8次)

介護保険事業計画(第7期)

平成 30 年 3 月

発行:女川町(健康福祉課)

〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川 136

電話:0225-54-3131(代表)